

神奈川県町村会からの「平成15年度県の
施策・予算に関する要望」に対する措置状況

神 奈 川 県

目 次

I	重点要望事項	1
1	地方分権の推進について	1
2	市町村合併の推進について	2
3	電子自治体への取組みについて	3
4	介護保険制度の拡充について	4
5	廃棄物処理対策の推進について	6
II	共通要望事項	9
1	町村財政基盤の強化	9
2	地震防災対策の充実強化	14
3	豊かな住民生活の創造	15
4	社会福祉対策の充実強化	18
5	保健医療対策の充実強化	21
6	医療保険制度の改革	24
7	農林業振興対策の推進	25
8	観光地振興対策の推進	29
9	都市基盤整備の推進	29
10	教育振興対策の推進	34
11	交通安全対策の推進	40
III	地域要望	41
1	三浦	41
2	湘南	41
3	足柄上	43
4	足柄下	46
5	水源地域	46
6	その他の地域	47
IV	個別要望事項	49
	企画部関係	49
	防災局関係	49
	県民部関係	50

環境農政部関係	50
福祉部関係	61
商工労働部関係	62
県土整備部関係	63
企業庁関係	82
教育庁関係	84
警察本部関係	85

I 重点要望事項

1 地方分権の推進について

(要望事項)

(1) 国と地方の適正な役割分担に応じ、より一層の事務・権限の移譲を推進すること。特に、土地利用規制の権限については、地域に精通している市町村の判断に委ねることが合理的であるので、移譲の推進を図ること。

<措置状況> (企画部)

国と地方の役割分担に応じた事務・権限の移譲については、地方分権改革推進会議が内閣総理大臣に提出した「事務・事業の在り方に関する意見」に基づき、今後、国において事務・事業の在り方の見直しが進められることとなっておりますので、その動向を注視するとともに、住民に身近な地域づくりの主役は市町村であるとの観点に立ち、一層の権限移譲を推進するよう、今後とも機会をとらえ、地方六団体などとも連携して国に対して働きかけてまいります。

また、土地利用規制に関する権限については、地方分権一括法等で市町村に移譲されたものもありますが、国における事務・事業の在り方の検討状況を視野に入れつつ、県といたしましても市町村と十分に協議しながら、引き続き、事務処理の特例制度を活用した県独自の権限移譲の推進に努めてまいります。

なお、県独自の土地利用規制については、県土の利用は自然環境との調和や保全を図りながら総合的かつ計画的に行う必要があることから、土地利用調整条例を制定し、市街化調整区域などにおける開発は抑制する方針をとっていますが、地方分権の理念や社会経済状況の変化を踏まえて、人口減少時代における土地利用のあり方や、広域的自治体である県と市町村との土地利用調整に関する役割分担の整理等について検討を行っているところです。

(要望事項)

(2) 地方分権の一層の推進に向けて、地方税、地方交付税等の地方一般財源を確保するなど、適切な税財源措置を講じること。

<措置状況> (企画部)

地方分権の一層の推進のためには、地方税財源の適正配分と充実確保が必要不可欠です。現在、国では、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含めた税源配分のあり方を三位一体で検討することとしていますので、この検討を踏まえた地方税財政制度の抜本的な改革が適正かつ早急に実現するよう、今後とも機会をとらえて強く国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 地方交付税については、町村が安定した財政運営ができるよう地方交付税所要総額を確保するとともに、都市型や水源地域等、町村の財政需要の実態を反映した配分を行うこと。

<措置状況> (企画部)

地方交付税の算定については、地方公共団体の意見を反映する制度が地方分権一括法による地方交付税法の改正により、平成12年4月1日より施行されましたので、県においても地方自治体の財政状況に応じた総額の確保と財政需要を的確に反映した算定方法への改善のための意見を申し出ております。

今後も、国における地方交付税の見直しの状況を勘案しながら、その適正な配分を含め地方税財

源の充実方策について早急に実現するよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に対して働きかけてまいります。

(要望事項)

(4) 本年6月に示された経済財政諮問会議の「経済財政運営と構造改革の基本方針」(骨太方針の第二弾)の中では、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討することとされているが、その具体案については地方公共団体の意見を十分に聞くとともに、町村行財政運営の活力と円滑さが失われることのないよう配慮すること。

<措置状況> (企画部)

地方分権の一層の推進のためには、地方税財源の適正配分と充実確保が必要不可欠です。国と地方の税財源配分のあり方については、地方分権一括法において、「国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされており、また、現在、国では、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含めた税源配分のあり方を三位一体で検討することとしていますので、この検討を踏まえた地方税財政制度の抜本的な改革が適正かつ早急に実現するよう、今後とも機会をとらえて強く国に働きかけてまいります。

2 市町村合併の推進について

(要望事項)

(1) 市町村合併をいかなる形であれ強制しないこと。また、合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは行わないこと。

<措置状況> (企画部)

市町村合併は、地域の将来方向や市町村行政のあり方を見据えながら、何よりも当該地域の住民の意見を最大限に尊重しつつ、市町村において自主的に取り組むことが必要です。

県では、引き続き、合併に関する様々な情報を提供し、積極的な議論を喚起するとともに、県が策定した「神奈川県における市町村合併支援指針」に基づき、市町村が自主的に進める合併に対し、その検討段階に応じた支援を図ってまいります。

また、地方交付税の見直しについては、現在、国で検討されているところですが、合併の強制を意図したものではなく、地方団体の自主的・主体的な財政運営を促す方向で見直すものでありますので、その状況を注意深く見守ってまいります。

(要望事項)

(2) 合併を自主的・主体的に推進する市町村に対しては、市町村合併特例法の期限を延長するなど、更なる支援措置を講じること。

<措置状況> (企画部)

県が策定した「神奈川県における市町村合併支援指針」に基づき、市町村が自主的に進める合併に対し、その検討段階に応じた支援を図ってまいります。なお、市町村合併特例法の期限延長について、国に要望しており、現段階において国は「単純な期限延長はない」としているところです。

(要望事項)

(3) 合併する場合としない場合における平成17年4月以降の財政措置がどのように異なるのか、また、小規模町村の事務と責任がどのように変化するのかなどの情報を、当該町村や住民に具体的に提示すること。

＜措置状況＞（企画部）

県では、平成14年度において、市町村が合併しない場合、あるいは任意の市町村と合併する場合の財政を推計する、「市町村合併財政シミュレーションシステム」を作成し、市町村に配布したところです。

市町村が当該システムに、独自の要素を織り込みながらご活用いただくことで、合併についての研究・検討、あるいは住民説明に役立つものと期待しております。

また、小規模町村の事務と責任については、地方制度調査会等で検討されており、その検討状況等については情報提供しているところですが、今後とも様々な機会をとらえて情報提供してまいります。

（要望事項）

（4）現行の支援措置に加えて、施設整備が進んだ都市型の本県町村の特性に合致した支援措置を新たに講じること。

＜措置状況＞（企画部）

県が策定した「神奈川県における市町村合併支援指針」に基づき、合併後のまちづくりを積極的に支援する観点から、地域の実情に応じた県独自の支援のあり方について検討してまいります。

（要望事項）

（5）市町村合併の推進にあたって懸案となる一部事務組合、公社等の整理、統合等については、特別交付税措置の拡充等更なる財政支援策を講じること。

＜措置状況＞（企画部）

合併特例法においては一部事務組合等に関する特例が、また、土地開発公社の経営健全化等に対しては、国の特別交付税による措置がありますが、県としての支援については、地域の具体的な実情なども踏まえながら、検討を進めてまいります。

（要望事項）

（6）市町村が行う合併の研究・検討事業に対する県の補助制度については、財政的、人的支援策を更に充実させること。

＜措置状況＞（企画部）

県が策定した「神奈川県における市町村合併支援指針」に基づき、市町村が自主的に進める合併に対し、その検討段階に応じた支援を図るため、平成15年度当初予算において、市町村事業支援費を拡充して所要の措置を講じました。

3 電子自治体への取組みについて

（要望事項）

（1）ブロードバンド構想の実現に向けて、山間部町村等の条件不利地域においても民間事業者による基盤整備が促進するよう、国による直接補助等の支援措置を講じること。

＜措置状況＞（企画部）

条件不利地域における高速情報通信網の整備については、総務省で過疎地域等に指定されている市町村が住民向けの超高速ネットワークを整備する場合の補助制度を設けましたが、過疎地域等以外であっても、民間事業者による整備が見込めない山間部も対象地域に加えるとともに、整備が促進されるよう、直接補助、低利融資等の支援策の充実を、今後とも、国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 地域公共ネットワーク整備に対する国の補助制度は、対象が過疎、山村等の市町村に限定されているので、本県町村は不利な状況に置かれている。対象地域の拡大等補助制度の拡充や特別交付税措置を講じること。また、パソコン整備に対する助成措置を講じること。

<措置状況> (企画部)

過疎地域等に該当せず、国の支援対象となっていない地域が取り残されることのないように、地域公共ネットワーク整備に対する支援対象地域の拡大、補助率の拡充を図るよう、今後とも、国に要望してまいります。

パソコン整備に関しては、国は地方財政措置を講じています。

(要望事項)

(3) 国や県は、情報通信技術を有効に活用できる専門家や、自治体、地域、学校等の場において担い手となる人材の育成を積極的に進めること。また、IT講習推進市町村補助制度は平成15年度以降も継続するとともに、その内容を拡充すること。

<措置状況> (企画部)

地域住民の情報化の担い手となる地域ITリーダー育成事業、住民を対象としたIT講習会事業の経費について、国において地方交付税措置を講じているほか、緊急雇用対策交付金の活用を推奨しています。また、総務省では、地方自治体における専門知識を有する人材育成のため、地方自治体職員を対象にインターネットを利用した研修事業を実施しているほか、財団法人地方自治行政センターで自治体職員向けの研修事業を実施しています。

IT講習推進市町村交付金事業については、14年度で国の特例交付金事業がすべて終了となるため、15年度以降の継続は困難です。

(要望事項)

(4) 町村における業務の電子化の推進にあたっては、システムの共同開発、運用等について、県は必要な調整や技術的、財政的な支援策を講じること。

<措置状況> (企画部)

電子自治体の整備については、県として、財政面や、人材育成についての支援を拡充するよう、国に働きかけるとともに、市町村の負担軽減を図るため、県と市町村による共同運営事業について検討するなど、今後とも、県と市町村が連携した取組を進めてまいります。

4 介護保険制度の拡充について

(要望事項)

(1) 国、県、市町村それぞれの役割のもと、市町村に過重な負担を強いないこと。なお、特別措置等の名目のもとに新たな地方負担を生じさせないこと。

<措置状況> (福祉部)

介護保険制度の運営に当たり、市町村に過度の財政負担が生じないよう、また、介護保険制度の改正等に当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえるとともに、新たな財政負担を課さないよう、引き続き、国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 国が負担する公的25%のうち5%は財政調整資金にあてることとされているが、財政調整資金の財源は別途国が負担すること。

＜措置状況＞（福祉部）

介護保険制度の運営に係る財政負担等については、財政調整交付金の交付状況等を踏まえ、市町村に過度の財政負担が生じないよう、今後とも国に要望してまいります。

（要望事項）

（3）低所得者に対する保険料、利用料の軽減措置を法制度化し、市町村間の格差をなくすこと。また、その判定基準を住民税非課税に統一すること。

＜措置状況＞（福祉部）

低所得者対策については、現行の特別対策を見直し、制度改正も含めた恒久的な制度を創設するよう、引き続き、国に要望してまいります。

（要望事項）

（4）事務費交付金の対象範囲を拡大し、人件費等介護保険運営に伴う事務費に対する財政措置を講じること。

＜措置状況＞（福祉部）

介護保険制度の運営に当たり、市町村に過度の財政負担が生じないよう、今後とも、国に要望してまいります。

（要望事項）

（5）国民健康保険財政への影響については、介護円滑導入対策給付金が平成13年度までの措置となっているので、今後とも適切な財政措置を講じること。

＜措置状況＞（福祉部）

介護保険制度に伴う国民健康保険事業の安定運営が確保されるよう、国保保険者への財政支援措置を国に対して要望してまいります。

（要望事項）

（6）施設入浴サービスを介護保険制度下の指定居宅介護（支援）サービスとすること。

＜措置状況＞（福祉部）

施設入浴サービスについては、通所介護サービスの一部として位置付け、介護報酬の算定に新たに位置付けるよう、国に要望しています。

（要望事項）

（7）介護予防と生活支援のため、要介護認定外の者に対する一般行政サービスに対する財政援助を拡充すること。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の点については、平成12年度から、介護保険制度と対をなす重要な事業として国の「介護予防・生活支援事業」が実施されており、今後とも財政的支援を含め、この事業を推進してまいります。

（要望事項）

（8）地域型在宅介護支援センターの設置については、小学校区を標準とするよう事業を拡充すること。

＜措置状況＞（福祉部）

地域型在宅介護支援センターについては、中学校区を標準として設置を推進しているところです

が、地域の事情によりさらに設置の必要性がある場合等には、現行の基準にこだわることなく国とも調整してまいります。

5 廃棄物処理対策の推進について

（要望事項）

（1）ごみ処理広域化計画を推進するための技術援助と、ソフト・ハード両面にわたる財政支援を図ること。

＜措置状況＞（環境農政部）

ごみの広域処理に関する県の支援としては、まず、技術支援として、従来から行ってまいりました各ブロック調整会議等を通した支援に加え、今年度新たに設置した「ごみ処理広域化連絡調整会議」の場を活用し、技術的安定性、環境負荷、処理コスト、維持管理等に関する情報提供や研究協議など、体系的な支援を行ってまいります。

また、財政支援としては、本来、ごみ処理は市町村の自治事務であることから、ごみの広域処理に伴って必要とされる経費についても市町村の自主財源でまかなうことのできる財源措置がとられるべきと考えておりますが、現状では地方への税源移譲が進んでおりませんので、当面の対策として、国庫補助金の確保や補助制度の拡充等について、今年度も「平成15年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、要望しているところであります。

（要望事項）

（2）最終処分場の用地確保等について、県は広域的見地から対応策の推進を図ること。

＜措置状況＞（環境農政部）

市町村単位での最終処分場の確保が困難な場合もあるため、県では、「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づくブロックごとに確保できるよう協議を進めていただいているところであります、また、ブロックの区域を越えて対応しなければならない場合についても、市町村と検討を深めてまいりたいと考えております。

（要望事項）

（3）循環型社会形成推進基本法が制定されたが、「拡大生産者責任」を一層強化し、廃棄物・リサイクル関連法を整備すること。

＜措置状況＞（環境農政部）

廃棄物問題を解決し、循環型社会を形成していくためには、国、地方自治体、県民、事業者それぞれが、適切に責任を分担して取り組むことが必要と考えており、そうした中で、製造事業者等が、自ら生産した製品について、生産・使用段階だけでなく、使用後に廃棄物となった後まで一定の責任を負うという拡大生産者責任は、極めて重要な考え方であると考えております。

県では、「平成15年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」に、拡大生産者責任のより一層の明確化等の国民的な合意形成に向けた取組の充実・強化や各リサイクル法の整備等を位置付け、国に対する働きかけを行ってまいります。

（要望事項）

（4）「家電リサイクル法」については、対象品目を拡大するとともに、不法投棄防止策として処分段階での費用負担を商品価格に上乗せする方式や販売記録が残るシステムを採用するなど、法改正を行うこと。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、「平成15年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、購入時に再商品化料金を支払う方式に改め、不法投棄された対象機器の再商品化費用を事業者の負担とするなど、不法投棄の増加や消費者、市町村の過大な負担につながらないようにすることなどを、国に要望しております。

なお、購入者登録制度については、家電リサイクル法の制定過程において、輸入業者や中古製品の小売業者を含めたシステム運用が困難なこと、システム化にかかるコストに見合う効果が期待できないことなどから、制度化されなかつたものと承知しております。

(要望事項)

(5) 市町村間をまたがるリサイクル対象品目の処理について、廃棄物処理法上の手続きを簡略化すること。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望については、「平成15年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、循環型社会形成推進法に定める「有用なもの」（再使用・再生利用が確実なもの）については、有価、無価を問わず「循環資源」として廃棄物から除くこと、一般廃棄物を市町村を越えて処理する場合の市町村間協議や市町村ごとの許可については、例えば、各種リサイクル法の対象品目を取り扱う場合に限定して簡素化するなど、手続の合理化を図ることなどを要望しています。

なお、国においては、廃棄物・リサイクル制度の基本問題の見直しを行っているところであり、中央環境審議会が平成14年11月に行った意見具申の中で、見直しの方向性として、リサイクルなどを行うために広域的に廃棄物が移動する場合の廃棄物処理業の許可については、広域指定制度を積極的に拡充すること、再生利用認定制度の対象範囲を拡大することなどが盛り込まれたところです。

(要望事項)

(6) 廃棄物処理施設整備に係る国庫補助金について、補助単価及び補助率を引き上げること。

あわせて観光地域内（国立公園内）における施設整備については、環境的に特殊な要件を有しているので、補助率の引上げ等抜本的な見直しを行うこと。

＜措置状況＞（環境農政部）

当面の対策として、市町村の負担を軽減し、廃棄物処理施設の整備を促進するため、現在、国庫補助金の総枠を確保することや、公害防止計画策定地域以外も策定地域と同様に国庫補助率を1/2に引き上げること等について、これまで国に対して働きかけを行っているところであり、今年度も「平成15年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、要望しているところあります。

また、観光地域における廃棄物処理施設の整備にあっては、観光客を加味した人口に基づいて国庫補助による施設整備が可能になっておりますが、補助率については、公害防止計画策定地域と同率(1/2)となるよう、今後とも積極的に国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(7) 「ダイオキシン類対策特別措置法」によるダイオキシン類の測定分析については町村の財政負担が大きいので、その経費について補助を行うこと。

＜措置状況＞（環境農政部）

ダイオキシンの測定分析については、環境科学センターにおいてダイオキシン類の測定分析ができる体制整備を行ったところですが、「平成15年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、ダイオキシン類の簡易かつ迅速な測定方法の開発とその標準化を要望しております。

（要望事項）

（8）環境美化推進事業市町村補助金については、補助率を引き上げ、また、補助対象物を拡大するなど、抜本的な見直しを行うこと。

＜措置状況＞（環境農政部）

環境美化推進事業市町村補助金については、平成15年度より、不法投棄しにくい環境づくりを促進するため市町村が実施する不法投棄・散乱ごみ撤去事業に対する補助対象項目を拡大することを予定しています。

（要望事項）

（9）県の不法投棄・散乱ごみ総合対策事業の推進を図るとともに、不法投棄・散乱ごみの撤去経費に対する財源確保・市町村への補助制度の確立を行うこと。

＜措置状況＞（環境農政部）

県では、平成9年度から「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」を市町村、県民、団体と一体となって推進しております。その取組の一つとして、毎月の平常監視のほか、2ヶ月ごとに市町村との合同パトロールを実施しております。また、特に悪質な不法投棄が繰り返し行われる箇所については、平成12年度から警備会社への委託による集中的な監視を行うとともに、監視カメラの設置を行っているところです。さらに、平成14年度からはNPOとの協働による不法投棄現状マップ作成事業に取り組むとともに、不法投棄された廃棄物が環境保全上の支障となる場合には、不法投棄緊急撤去事業を実施しており、引き続き行政としての取組を進めて行く必要があると考えております。

市町村への補助制度としては、平成15年度より、市町村が実施する不法投棄・散乱ごみ撤去事業に重点的に補助金を充当することにより、市町村の一層の取組を支援するとともに、今後とも、県、市町村、民間との不法投棄防止に向けた効果的な連携・役割分担と県としての支援方策のあり方について検討してまいります。

II 共通要望事項

1 町村財政基盤の強化

(要望事項)

1 臨時財政対策債の見直しについて

平成13年度より3か年間については、普通交付税における基準財政需要額の一部を臨時財政対策債へ振り替える措置がとられていますが、平成14年度はその見込み額が前年度の2倍を超えるものとなっています。これは後年度における交付税措置を謳っているものの、現制度と同様な条件下における算定方法が保証されたものではなく、実質的には単年度レベルでの交付税額が減額となる上、起債の借入残高をいたずらに増嵩させるものといえます。

つきましては、平成15年度ではこの振替分が極力抑制されたものとなるような地方財政計画を策定するとともに、平成16年度からは本来の基準財政需要額算定と交付額の確保が図られるよう、国に対して働きかけを要望します。

<措置状況> (企画部)

国は、平成13年度より3か年間については、地方財政対策において、国と地方の責任分担の更なる明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化等を図るため、財源不足を国と地方が折半し負担することとし、国負担分は一般会計からの加算により、地方負担分については、特例地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じることとしたところです。

なお、この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、地方団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置されたところです。

現在、国では、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含めた税源配分のあり方を三位一体で検討することとしているので、地方税財政制度の抜本的な改革が早急に実現するよう、今後とも機会をとらえて強く国に働きかけてまいります。

(要望事項)

2 国庫補助制度の改善について

国の補助金等については、近年事業費補助が一般財源化され、交付税措置に切り替えられてきています。

普通交付税による財源措置は、不交付団体にあっては実質的に補助金の減額であり、町村財政に与える影響や交付・不交付団体間の不均衡がますます大きくなっています。本来国において措置すべき補助制度は維持するとともに、団体間に不公平を生ずることのないよう制度の改善を要望します。

また、地方分権を推進し、町村の自主性・主体性を強化するため、地方税財源の充実確保について、早急に実現するよう要望します。

<措置状況> (企画部)

国庫補助負担金の一般財源化については、地方公共団体の自主性・主体性を強化するとともに、行財政運営の簡素効率化に資するものであり、地方分権を推進する観点から望ましいことあります。

しかしながら、一般財源化に伴う影響については、地方交付税等により財源措置が行われることとなるため、不交付団体等にあっては、実質的に国庫補助金の削減につながり、財政運営に影響を

及ぼすものと考えております。

また、地方分権を推進するためには、なにより税源の拡充による財政措置が重要と考えております。

したがって、地方分権一括法で規定された地方税財源の充実確保について、早急に実現するよう、今後とも全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に対して要望してまいります。

(要望事項)

3 地方超過負担の解消について

(1)各種国庫補助事業について、社会情勢や住民ニーズの変化、施設水準の向上等に即応した基準に改善するとともに、単価差、数量差、対象差及び地域差による地方の超過負担を解消すること。
<措置状況> (企画部)

国庫補助負担金の超過負担については、国と地方の財政秩序を乱す大きな要因であり、県でもその解消に向けて要望を続けております。

毎年度補助金等実態調査に基づき、一部については改善されておりますが、いまだ不十分なものも残っていると認識しておりますので、引き続き全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に要望してまいります。

(要望事項)

(2)選挙執行経費の基準単価は、選挙執行経費基準法改正により概ね3年ごとに是正されておりますが、市、区、町村の格差が未だに解消されていないので、早急に是正すること。

<措置状況> (企画部)

ご要望の点については、都道府県選挙管理委員会連合会と連携を図りながら、機会あるごとに国に要望してまいります。

(要望事項)

4 町村税源等の拡充強化について

(1)軽自動車税の税率については、昭和59年度から現行の税率となっているが、車両価格等からみて自動車税に比較して非常に低率になっていることから、税率の引上げを国に要望すること。

<措置状況> (企画部)

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税に比し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えておりますので、機会をとらえて国に対し要望してまいります。

(要望事項)

(2)固定資産税に係る非課税措置等については、これまでも見直しが行われてきたが、現在、なお多くの非課税措置等が講じられているので租税負担公平及び地方財源の充実を図る見地から、さらに整理、縮減を行うよう国に要望すること。

<措置状況> (企画部)

非課税措置等は、租税負担の軽減を通じて、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態等を踏まえて適宜見直しを行い、整理・縮減されるよう国に対し要望してまいります。

(要望事項)

(3) 納税者からは「地価の下落が続いているので当然土地の税額は減少する。」との見方が大半だが、現在の土地に対する課税は、負担調整措置により、大部分の土地は上昇してしまうのが現実である。

このような負担調整措置が制度をより複雑化させるとともに、納税者の不信を招き、窓口となる市町村としては、納税者への理解を得ることが非常に厳しい状況となっている。

このため、固定資産税（土地のうち、特に宅地及び宅地比準土地）の課税方法を抜本的に見直し、納税者に理解しやすい課税標準額の算出方法を国に要望すること。

<措置状況>（企画部）

現行の固定資産税の負担調整措置は、評価水準の適正化（7割評価）に伴い表面化した土地間の負担水準のばらつきを均衡化し公平な税負担を実現する過程において、納税者の急激な税負担増を調整する等のために措置されているものです。

そして、負担調整措置の進捗やここ数年の地価下落により、大部分の商業地等で地価下落に伴い税負担も下落又は据置きとなっており、県全体の固定資産税・土地の税負担は平成12年度以降減少しています。

納税者により分かりやすい簡素な課税方式への転換は重要な課題ではありますが、課税の公平の観点から負担水準の均衡化を図る必要があることや現下の市町村の財政状況が極めて厳しい状況にあることから、現時点において国に対し要望することは考えておりません。

(要望事項)

(4) 水道事業等に係る市町村交付金を交付すべき県有財産台帳に記載されている価格が、固定資産に類似する固定資産税の課税標準額の基準となる価格と、従来から格差が生じていることから、台帳価格を適正価格に引き上げること。

<措置状況>（企業庁・総務部）

水道事業等企業庁資産については、神奈川県公営企業固定資産管理規程に基づき、適正な台帳価格を算定しております。

市町村交付金の算定基礎となる土地価格については、毎年度市町村に照会を行い、当庁所有地の現状地目に応じた近傍類似地の固定資産課税標準額を参考にして算定しております。

建物及び償却資産については、毎事業年度の取得及び処分を増減するとともに、毎事業年度末に地方公営企業法施行規則第6条の規定により法定耐用年数に応じて算出した減価償却費を減額した上で、価格を記載しております。

なお、県営住宅等についても、3年に一度実施される固定資産税の評価替えの時期に合わせて、県有財産台帳価格を改定し、適正な価格となるように調整しております。

(要望事項)

5 ゴルフ場利用税交付金制度の存続について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場周辺における道路整備、環境対策等さまざまな行政サービスの効果を享受しているゴルフ利用者に課せられ、その7割が地元に交付される、いわば市町村固有の税と言えます。分権型社会において、町村が自らの判断と責任で行政を推進していく上で、貴重な財源となりますので、ゴルフ場利用税の存続確保について、特段の配慮を強く要望します。

<措置状況>（総務部）

ゴルフ場利用税は、県及び市町村の貴重な財源でありますので、引き続きその存続に向けて取り組んでまいります。

なお、平成15年度は70歳以上の者及び18歳未満の者などの利用について、新たに非課税措置が設

けられる見込みであります。

(要望事項)

6 特別地方消費税交付金の代替え措置について

特別地方消費税は、平成11年度で廃止されましたが、観光を基幹産業とする町村では、特殊な財政需要に対応する財源の確保が必要となりますので、これに替わる新たな財政上の措置を要望します。

<措置状況> (総務部)

特別地方消費税の廃止に伴う減収分の補てんについては、地方自治体の厳しい財政状況や地方税源の充実・強化の必要性を踏まえ、国から地方への税源移譲など、地方税財政制度の抜本的な改革の実現によって解決が図られるよう取り組んでまいります。

(要望事項)

7 森林交付税並びに森林交付金制度の創設について

県の森林面積は県土の40%を占め、水源地域の涵養や生活環境の保全など多角的機能を通じて県民生活にとって重大な役割を果たしています。県では森林保全等に各種施策を展開していますが、長期的な国内木材価格の低迷や慢性的な林業従事者の不足は山林の荒廃を招いています。

つきましては、森林の持つ公益的機能を保持していくために、県独自の森林交付金制度を創設すると共に、森林交付税の創設について引き続き積極的な国への働きかけを要望します。

<措置状況> (環境農政部・企画部)

県では、森林の公益的機能の維持増進を図るため水源の森林づくり事業に取り組んでいるところであり、この施策の着実な展開のための支援について国に要望しているところです。

今後、ご要望の趣旨等も踏まえながら国に働きかけてまいります。

水源環境諸施策を一層推進していくための仕組み等については、県民の皆様や関係市町村からの幅広いご意見等を踏まえ、検討を深めてまいります。

(要望事項)

8 政府資金に係る地方債の借換え等について

政府資金に係る地方債については、一定の条件のもとで公庫資金の借換債の発行などの措置が講じられているところであり、また、平成13年度より既往債も含めて任意の繰上償還が補償金を支払うことを条件に認められています。

しかし、経済情勢の悪化、景気対策に伴う公債費の増大など地方財政において厳しい状況のもと、多額の補償金を支払っての繰上償還は、町村財政にとってメリットは少ないと言わざるを得ません。

つきましては、補償金支払いの要件緩和並びに借換債の枠拡大について、国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (企画部)

政府資金等の公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換えについては、従来から本県並びに地方六団体において国へ働きかけを行っております。

その結果、平成11年度、12年度において限定的ではありますが繰上償還、借換えが認められるとともに、特別交付税による利差補てん措置が講じられたところであります。

また、平成13年度からは、特別交付税による利差補てんが継続されるとともに、新たに政府資金等の公的資金に係る地方債について、補償金を支払うことにより任意の繰上償還が認められることとされたところです。

しかしながら、これらの措置については、公債費の負担軽減の効果が必ずしも高いものとはなっていないことから、県においても、繰上償還、借換措置等の公債費負担の軽減措置について、引き続き国へ働きかけてまいります。

(要望事項)

9 水道企業債に対する財政優遇措置について

(1) 償還期限を施設に見合った年数とともに、公営企業金融公庫の償還年数を政府資金並みの30年に延長すること。また、既設の取り出しや仮設切り回し工等融資条件の緩和及び枠配分の拡大を図ること。

<措置状況> (企画部)

水道事業は、建設投資の規模が大きく建設期間も長期にわたることから起債の償還期間についても、他の事業と比較して長期に設定されております。

しかしながら、なお、耐用年数に比較して償還期間の短いものなども見受けられるところでありますので、水道事業の一層の経営健全化を図る観点から制度改善の必要なものについては、今後とも機会をとらえて国に働きかけてまいります。

また、起債対象となる事業は、世代間の負担の公平性の観点から便益が後世代に残る施設建設等に係る経費に限られており、水道事業についてはそうした対象事業に対して100%の起債充当が認められておりますので、現在の取扱いは適当であると考えております。

(要望事項)

(2) 政府資金、公営企業金融公庫資金の貸付利率を引き下げるここと。

<措置状況> (企画部)

水道事業債は、政府資金が優先的に充当されており、その利率は、他の地方債に比べ、現行においても十分有利なものとなっているとともに、通常の合理的経営をもってしてもなお、企業債利息の増嵩により経営を圧迫し、高料金を招来する事業については、一定の要件の下公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置などによる公債費負担軽減の制度が用意されております。

(要望事項)

(3) 昭和50年度から昭和59年度までの間に借入した年利7%以上の企業債に対する利子補給制度を創設すること。

<措置状況> (企画部)

水道事業については、通常の合理的経営をもってしてもなお、企業債利息の増嵩により経営を圧迫し、高料金を招来する事業については、一定の要件の下公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置などによる公債費負担軽減の制度が用意されております。

(要望事項)

(4) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

<措置状況> (企画部)

高料金対策借換債については、その要件は毎年度見直され、平成14年度は末端給水事業における給水原価要件が緩和されております。しかしながら、条件面でまだまだ制約が多いことからその適用の拡大措置や、未だ認められていない政府資金による借換債の実施について、県においても引き続き国等の関係機関へ働きかけてまいります。

(要望事項)

10 ペイオフ解禁後の公金保護対策について

(1)ペイオフが解禁され、自己責任により金融機関を選択しなければならなくなりましたが、町村においては金融機関を選択するための情報収集や分析するための体制、資料が十分でないため、困難を極めています。

そこで、県においても指定金融機関等の経営情報を収集されると思うので、その集計・分析結果について途中経過を含めて町村に提示するよう要望します。

＜措置状況＞（企画部）

ペイオフ対策については、出納局を事務局として「府内ペイオフ対策会議」を設置し検討してきましたが、平成14年3月に「これから公金管理のあり方について—ペイオフ解禁への対応—」がとりまとめられ、市町村にもその概要を送付し、県のペイオフ対応方針について情報提供したところあります。

今後とも、県が入手した金融関係情報や最近のペイオフをめぐる動向を受けた県の対応等について適宜可能な限りの情報提供に努めるとともに、県が主催するペイオフ関係の研修について積極的に市町村への参加を呼びかけていきたいと考えております。

.....
(要望事項)

(2)平成14年4月からペイオフが解禁され、地方自治体にあっては、自己責任を果たしながら、安全で確実かつ有利な公金管理の取組みが強く求められています。その一方策として、期限未到来の預金債権と借入金債務との相殺が挙げられますが、地方債制度上、市町村においては市中金融機関からの借入れを自ら選択することができないことから、相殺できる地方債の額が全く不足しているのが現状であります。そこで、政府資金の一部を市中金融機関からの借入れに振り替えることができるよう、あるいは今後の地方債発行に際しては市中金融機関からの借入れを市町村が希望できるような制度改正の国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（企画部）

地方債は、世代間で経費を分担し合うという役割を有しており、施設の耐用年数等に応じた長期の資金を確保する必要があることから、長期で安定した資金である政府資金等の公的資金が確保され、特に財政力が弱いとされる市町村の事業に対する公的資金の配分が高いものとなっております。

こうしたことから、政府資金に係る地方債の借換えについては、長期安定資金の確保を前提として、借換え等による公債費負担の軽減措置を国へ引き続き働きかけているところであります。ペイオフ解禁後の公金保護対策として、政府資金から民間資金への地方債の借換えを国に要望することは、長期安定資金の確保を引き続き要請している中では、困難であります。

しかしながら、今後、自らの判断で地方債資金を選択することは、地方分権が進展する中で、市町村がより自主的な財政運営を進める中では必要なことと考えますので、制度改善が必要なものについては、機会をとらえて国に働きかけてまいりたいと考えております。

2 地震防災対策の充実強化

(要望事項)

1 火山防災対策に関する施策の早期立ち上げについて

平成13年度から富士山ハザードマップ検討委員会がスタートし、今年度中にも最終報告がまとめられると聞いていますが、宝永噴火規模の災害想定だと県西部は多大な被害が生じる恐れがあります。ハザードマップが発表されれば、それに対する対応策も市町村として早急に立てなければなりません。

そのためにも、国に対して広域防災計画の見直しと地域防災計画の作成ガイドラインの早期提

示、並びに県の防災計画を早期に修正していくことを強く要望します。あわせて、市町村地域防災計画修正への的確な指導・助言と火山防災対策に関する予算措置を要望します。

なお、計画修正にあたっては市町村の実状や要望が取り入れられるよう、県、市町村、自衛隊などの関係機関を含めた合同検討会を開催するよう要望します。

＜措置状況＞（防災局）

富士山火山防災協議会での検討結果や県関係部局、地区行政センター及び富士山火山防災協議会の構成員となっている5市町を構成員とする「富士山問題連絡会議」での検討結果、国の防災基本計画の修正を踏まえ、早期に県地域防災計画の修正を行ってまいりたいと考えております。

また、市町村が地域防災計画の修正を行う際は、災害対策基本法に基づき、知事と協議することとなっており、その協議の中で、勧告等を行ってまいります。

（要望事項）

2 大型ヘリコプター用消火バケットの整備について

現在、県で保有する空中消火用バケットの消防用700L 4基が県総合防災センターに保管されていますが、自衛隊から大型ヘリコプター用（CH-47・チヌーク型）の消火バケット7,500Lの購入打診が各市町にありました。震災時の火災や大規模な山林火災に消防用バケットに比べ放水量が多いので、消火には極めて有効ですが、財政負担及び維持管理上の観点から、消防用バケットと同様に県内で広域的に活用できるよう、自衛隊大型ヘリ用消火バケットを県（各行政センター単位で）で保有するよう要望します。

＜措置状況＞（防災局）

県では、大規模災害が発生した際に、迅速かつ円滑に応急・復旧活動が行えるよう、市町村からの応援要請に対する支援のための応急・復旧用資機材や広域応援部隊の災害救助活動を支援するための資機材等の整備を進めているところです。

ご要望の件については、他の資機材との優先度を考慮しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

（要望事項）

3 東名・中央高速道路跨道橋の耐震補強対策事業に対する財源措置について

高速道路完成時に日本道路公団から移管された跨道橋は、その後の法改正により管理者である町が耐震補強対策事業を実施することとなっています。しかし、事業の実施にあたって、財政状況が逼迫している自治体にとっては多大な財政負担となります。

つきましては、国からの交付金による緊急地方道路整備事業のみでなく、県の上積助成と原因者である日本道路公団から負担金を徴収する制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の件については、県による上積み助成は困難ですが、日本道路公団から負担金を徴収する制度の創設については、事業化の計画にあわせて伝えてまいります。

3 豊かな住民生活の創造

（要望事項）

1 メディアにおける女性の人権保障について

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ビデオ、パソコンソフトやインターネット情報に至るまで、あるゆるメディアの分野において女性の性が商品化されています。しかも、これらメディア情報を未成年者が簡単に手に入れることができる状況が大きな問題となっています。

人権の保障を根底にした「表現の自由」の立場で、青少年に対する有害情報の規制や女性の人権保障が可能になるよう、メディアからの発信に対し、適正な措置が講じられるよう要望します。
＜措置状況＞（県民部）

女性の人権を侵害するようなメディアの表現については、是正に向けた自主的取組を促進するための働きかけを強化するよう国に対し要望しております。

なお、14年4月に施行された神奈川県男女共同参画推進条例において、情報を読み解く能力（いわゆるメディア・リテラシー）の向上に係る施策を講じることとしたことに基づき、県民のメディア・リテラシーの向上を図る講座を実施しております。

また、青少年に対する有害情報の規制については、青少年を取り巻く社会環境の健全化を進める観点から、雑誌、ビデオ、パソコンソフトについては、神奈川県青少年保護育成条例による規制を行っておりますほか、テレビ、ラジオ等については、国に対して有害な行為等を規制するための法整備と関係業界に対する要請を行っております。各業界とも自主規制等の取組を進めておりますが、こうした取組がより一層強化徹底されるよう引き続き要請してまいります。

（要望事項）

2 市町村が実施する消費生活相談等に対する支援について

県内の消費生活センターが再編整備され、平成15年度に中央消費生活センターを残して全てが廃止されます。現在は、4カ所ある消費生活センターと市町村とで相談窓口を設置し、専門相談員による消費相談を行っていますが、廃止後は市町村と中央消費生活センター1カ所での相談窓口の開設となるため、市町村によっては相談開設の日数や相談員の設置数に偏りがある状況で、消費者の利便性を確保するには厳しい状況になります。そこで、財政状況の厳しい市町村が実施していく専門相談員の配置に対し、現在、期限付きで実施している補助制度を継続的に受けられるよう補助金制度の変更を要望します。

また、商品等の情報の高度化や専門化が進むなか、消費者の利益保護のために行う消費者教育、啓発、消費者団体の育成など相談以外の事業についても、これまで以上の支援を行うよう引き続き要望します。

＜措置状況＞（県民部）

県では、消費生活相談体制の整備を円滑に推進していただくため、施設整備や相談員設置に対する補助制度を設け、平成11年度から実施しており、相談員の設置については5年間補助を行うことから、さらに拡充することは困難であります。

また、市町村の啓発、学習事業が均質に効果的に行われるよう、啓発資料や学習資料を市町村と共同発行したり、学習に役立つ各種の情報を提供するとともに広域的立場から学校における消費者教育などの充実を図ってまいります。

あわせて、消費者団体の活動についても、引き続き支援してまいります。

（要望事項）

3 住民基本台帳ネットワークシステムの稼動について

住民基本台帳ネットワークシステムが本年8月5日から稼動しました。国は、個人情報の保護や同システムに対する不正行為等に備えて緊急時対応計画を作成するなど、充実した対応策を講じていますが、今なお、国民の間には同システムの安全性に対する疑念や今後の個人情報の利用範囲等に対する不安は消えていません。

県は、同システムの一層の安全性確保と個人情報保護策の充実について、重ねて国への働きかけを行うとともに、県民への周知及び町村に対する助言を要望します。

＜措置状況＞（企画部）

県では、平成14年7月10日に総務省自治行政局長に対し、国民の本ネットワークシステムに対する安全性への疑念や個人情報の取り扱われ方に対する不信感を払拭するため、より一層の広報を行うことなどを要望いたしました。

また、全国知事会においても、平成14年7月18日に個人情報保護法制の早期整備に関する要望を行っているところです。

県民への周知に関しては、平成14年8月5日からの住民基本台帳ネットワークシステムの稼動に当たり、平成14年6月号の「県のたより」で広報を行ったほか、平成15年1月号の「県のたより」において、住民基本台帳ネットワークシステムについて、県民により分かりやすい形で、Q&A形式により、さらに広報を行いました。

また、町村への助言に関しては、町村からの照会や相談等に対する適切な対応に努めているものと考えておりますが、今後とも、ご要望の趣旨を踏まえて対応してまいります。

(要望事項)

4 戸籍コンピューター導入に伴う財源措置について

戸籍事務へのコンピュータ導入は、事務の合理化と正確性の確保等の効果が期待できますが、導入にあたっては多額の経費負担が伴うため、現在の財政状況では早期導入は困難です。

戸籍事務は法定受託事務であることから、導入時の一時的な経費負担の増に対しては国庫補助金で、稼動後の経費については地方交付税による財源措置を強く要望します。

<措置状況> (企画部)

戸籍事務のように、地方公共団体が実施主体となる事務に対する費用については、地方税あるいは地方交付税による一般財源として措置されることが、地方公共団体の自主性・主体性を強化し、行財政運営の簡素化を推進する観点から望ましいことと考えております。

したがって、今後、地方分権の推進にあわせ、地方税財源の拡充について早急に実現するよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、強く国に対して要望してまいります。

(要望事項)

5 統計調査に係る町の財源確保・充実について

県の条例に基づく統計調査及び県登録統計調査員人材確保等の統計調査事務の実施については、市町村統計事務諸費交付金により実施していますが、その交付金は年々減少傾向にあります。

調査環境が厳しくなりつつある中、登録を確保し意識の向上を図ることは、各種統計調査に係る事業を円滑に推進するためにも必要ですので、この交付金をさらに減額することなく、できれば増額するよう要望します。

<措置状況> (企画部)

統計調査の実施については、調査を取り巻く環境が厳しくなる中で、多種多様な業務をお願いし、ご協力をいただいておりますが、ご要望のありました交付金については、現在の大変厳しい財政状況の下、平成15年度当初予算において前年同額を措置いたしました。

また、調査員に対する研修の強化、資質の確保等調査員制度の改善について、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

6 武力攻撃事態対処法案について

市町村は住民にとって最も身近な基礎的地方公共団体であり、日常生活に必要な公共役務を提供する立場にあります。こうした中において、武力攻撃事態対処関連法案では地方公共団体の責務・役割や国民の協力についての規定が設けられていますが、具体的な内容が必ずしも明確になっ

ていません。法案の具体的な内容によっては、住民生活や地域経済活動に少なからず影響を及ぼすことになります。

法整備にあたっては、国民的な合意を得ることを基本に、地方分権の趣旨を踏まえ、地方公共団体のみならず住民を含めた各方面の意見を十分尊重するよう要望します。

＜措置状況＞（企画部）

いわゆる有事法制については、国民の不安を払拭し、国民的な合意を得るため、国会での論議を十分尽くすよう全国知事会を通じて緊急提案を行ったところです。今後も国会の審議を注視してまいります。

4 社会福祉対策の充実強化

（要望事項）

1 福祉関係事業の国、県補助金について

高齢者保健福祉計画の見直しに伴う新たな事業展開、知的障害者福祉対策、精神障害者保健福祉対策の移管、障害者福祉に係る制度改正等により、高齢者及び障害者福祉対策はますます多種多様化し、業務量及び財政負担のさらなる増加が見込まれ、人的、財政的に大変厳しい状況です。

特に、近年、県補助金について補助限度額の引下げが見受けられます。このため、継続事業については、事業の拡充が求められているにもかかわらず補助金が減少することとなり、町財政に過度な負担がかかっています。

したがって、補助金について基準の引下げや補助率の削減をしないよう強く要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の点については、国・県・市町村の役割分担を踏まえた適切な財源措置の下に支援してまいります。

（要望事項）

2 保健・医療・福祉分野の人材確保対策と支援について

少子・高齢社会を迎え、保健・医療・福祉分野における市町村の役割はますます増大し、かつ、重要なものとなっています。平成12年度からスタートした介護保険制度や高齢者保健福祉計画の推進に加えて、平成14年4月1日から施行された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正への対応や障害者、知的障害者福祉サービスの利用制度化に伴い新たな施策の構築が求められるなど、多様化する保健・医療・福祉業務に対応した幅広い人材の確保が要求されており、小規模な町村では、限られた人材配置の中で対応に苦慮しています。つきましては、保健・医療・福祉分野の幅広い人材の確保と、県の専門職員の派遣による支援を強く要望します。

＜措置状況＞（福祉部・衛生部）

保健・医療・福祉分野の人材確保については、「かながわ新総合計画21」において、「保健・医療・福祉の人材づくり」を重点プロジェクトとして位置付け、積極的に取り組んでいるところです。平成15年4月には、保健・医療・福祉の総合的な人材の育成を目的とした、県立保健福祉大学を開学するとともに、大学の附置機関として開設する実践教育センターでは、保健・医療・福祉分野に従事している現任者の方々（県・市町村職員を含む）の一層のレベルアップを図るために現任者教育を行うこととしています。

また、県保健福祉事務所やかながわ福祉人材研修センターなど様々な機関においても、引き続き幅広い人材の確保、養成に向けた取組を推進してまいります。

専門職員の市町村への派遣については、現在の福祉職職員全体の配置状況からすると厳しいものがありますので、様々な機会をとらえて、これまで培ってきた福祉職職員の知識・技術を生かしな

がら、町村の事務支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

(要望事項)

3 児童福祉対策の充実について

- (1) 児童手当制度の3歳から義務教育就学前までの費用負担について、所得制限額が被用者と非被用者との間で現在格差があります。

0歳から3歳までの被用者の費用負担については、拠出金として、事業主の負担義務があり、特例給付分について、所得制限額分が非被用者と比較して上乗せされています。しかし、3歳から義務教育就学前までについては、事業主の負担義務が無く、国2/3、地方1/3の割合で負担が同じであるにもかかわらず所得制限額で格差が生じている現状です。よって3歳から義務教育就学前までの所得制限額について同一の額にするよう制度の改正を要望します。

また、児童手当の所得認定について課税台帳を基に照合を行っていますが、未申告者の所得については照合確認が困難であるため、所得が無いものとして取り扱うことになっています。申告を促しても未申告のままとなるケースも多く、公平性が著しく損なわれています。所得未申告者に対する取扱いについて制度の改正を要望します。

<措置状況> (福祉部)

児童手当制度の所得制限及び所得未申告者に対する取扱いについては、要望の趣旨を国へ伝えてまいります。

(要望事項)

- (2) 児童福祉施設最低基準が平成10年度に改正され、保育士数は、0歳児と1歳児については乳児3人に対して保育士1人以上となりましたが、2歳以上は改正されず、2歳児は6人に1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児は概ね20人に1人以上、満4歳以上の幼児は概ね30人に1人以上のままとなっています。

しかし、発達段階に応じた保育を行うためには、保育士配置最低基準の見直しが必要ですので、引き続き国に対し積極的な働きかけをするよう要望します。

<措置状況> (福祉部)

保育士の配置基準の見直しについては、引き続き国に対して要望してまいります。

なお、民間保育所に対しては平成15年度も引き続き市町村と協調し、児童福祉施設最低基準の保育士配置基準を超えて雇用する職員経費を助成してまいります。

(要望事項)

- (3) 少子化に伴い、学校・幼稚園及び保育園の効率的な運営や教育効果の向上を目指して、幼稚園と保育園の共用化合築施設の整備を推進しているところですが、財政が極めて厳しい状況にあり、国費補助率の引き上げ、補助枠及び補助対象面積等の拡大について要望します。

<措置状況> (教育庁・福祉部)

国庫補助基準の緩和については、国に要望してまいります。

(要望事項)

4 障害者福祉対策の充実について

- (1) 社会福祉事業や社会福祉の共通基盤制度について、平成12年5月に社会福祉事業法等の一部改正により見直しが行われました。

その結果、障害者福祉サービスも平成15年4月より現在の措置制度から支援費制度に変わります。町においては、従来の業務のほか、県よりかなりの業務が権限移譲となり、人的な負担増と

制度変更による財政面での負担増が予測されますので、国・県からの財政的支援及び専門職の人的支援を強く要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

平成15年4月から知的障害者に係る事務及び障害児の居宅支援に係る事務が市町村に権限移譲されることとなります。県でも、市町村との役割分担を踏まえ、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

また、現在の福祉職職員全体の配置状況から市町村への職員派遣には厳しいものがありますので、様々な機会をとらえて、これまで培ってきた福祉職職員の知識・技術を生かしながら、町村の事務支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

（要望事項）

（2）重度障害者医療費給付事業については、平成16年度に補助率1/2を目標に毎年度見直しが行われていますが、制度導入時の趣旨を尊重するとともに市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率を維持するよう要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

重度障害者医療費給付補助事業については、事業の安定的な継続を図るため、県と市町村との役割分担を踏まえ、市町村と十分話し合いをしながら、補助率の見直しを進めてまいりたいと考えております。

（要望事項）

（3）重度障害者住宅設備改良費補助については、最近の経済情勢等から現行の限度額は実情にそぐわないため、補助限度額の大幅な引上げを要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

重度障害者住宅設備改良費補助事業については、より一層効果的かつ適切な補助制度となるよう、検討してまいりますが、増額は困難と考えております。

（要望事項）

（4）障害者地域作業所の運営については、財政負担が年々増加しており苦慮しているところです。

つきましては、県の補助金は毎年増額されていますが、さらなる増額を要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

障害者地域作業所については、大変厳しい財政状況の中ですが、平成15年度予算におきましては、現状を維持させていただいたところでございます。

（要望事項）

（5）在宅障害者福祉対策の重要性が叫ばれている今日、障害者の身近な地域での活動の場の一つとして大変重要な役割を担っている地域作業所の開設には、多額の資金が必要となり、開設を目指す障害者団体等の設置希望者の負担は大きいものとなっています。

こうした障害者地域作業所の開設に係る支援事業として、建設等に係る補助制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

障害者地域作業所は、各作業所が自主的・主体的に運営できるよう包括補助を行っていることから、建設や設備等に係る設置基準は設けておりません。このため、建物整備、設備等の充実については、各作業所が自主的に取り組んでいただきたいと考えております。

(要望事項)

(6) 障害者又は生計を一にする者が障害者の通院のために専ら使用するために所有する自動車については、自動車取得税及び自動車税が減免されますが、県税事務所に減免申請を行うにあたって、障害者以外の者が所有する自動車については市町村長及びその他関係者が発行する「専ら証明」の添付が求められています。

しかし、市町村長あるいは関係者が当該車両の利用状況を実際に確認することは事実上困難であり、簡単な事実関係の確認で証明を発行しているのが現実です。

したがって税の減免にあたっては、特別な場合を除き、住民票、障害者手帳等の法に基づく公的書類等の確認や申請者の申告により、課税主体の責において事務処理を行うよう要望します。

＜措置状況＞（総務部）

自動車税及び自動車取得税の減免手続きについては、国の通知に即した取扱いをしており、そこでは、減免の申請に当たっては、市町村長等が発行する「専ら証明」を申請書に添付することとされ、市町村長等は、関係者から聴取等を行うことにより、専ら障害者のために自動車が使用されていることを確認のうえ、「専ら証明」を発行することとされています。

したがって、ご要望の点については、減免制度の趣旨を踏まえますと、手続きを県独自に変更することは難しい面があると考えますので、今後の検討課題とさせていただきます。

(要望事項)

5 生きがい事業団（シルバーパートナーズ）公益法人の設立に伴う認可基準の緩和について
生きがい事業団（シルバーパートナーズ）公益法人の設立に伴う、補助金上の人件費精算基準では、補助金のランク毎に最低限の職員人数が算定され、最低の職員人数でもDランク5名とされてますが、法人化の認可に当たっては、昨今の財政事情を鑑み職員最低人数の緩和を国に対し強く働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（商工労働部）

ご要望の趣旨については、国に伝えておりますが、今後も機会をとらえて国に要望してまいります。

(要望事項)

6 生活保護法による級地の是正等について

首都圏域に位置する本県は、全県的に都市化が進み、日常生活に於て大都市地域と周辺地域との格差がなくなってます。

生活保護者の安定した生活を確保するため実態に合った級地区分への引き上げを要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の点については、地域の実情に即した見直しを行うよう、これまで「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」として国に要望しておりますが、今後とも、市町村と連携し強く要望してまいります。

5 保健医療対策の充実強化

(要望事項)

1 保健事業等の安定的推進を図るための財政支援について

一部保健事業において国庫補助負担金が廃止、一般財源化され、また、県単独補助金についても廃止あるいは削減されています。このような措置は実質的な市町村への負担転嫁と言えます。

そこで、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図るため、従来どおりの財政支援を要

望します。

＜措置状況＞（衛生部・福祉部）

一般財源化された妊婦及び乳児健康診査の国庫補助制度については、その復活を国に働きかけることは困難であります。市町村が事業を円滑に実施できるよう引き続き財政措置の充実について、国に要望してまいります。

なお、妊婦及び乳児健康診査に係る県単独の補助金については、平成11年度までの激変緩和措置として行ってきたものであります。復活は困難であります。

がん検診については、一般財源化されたことに伴い、所要の経費は市町村への地方交付税交付金の算定基礎に計上されておりますが、安定した事業展開が可能となるよう、財源確保に十分配慮することを引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

2 精神障害者地域生活支援センターの整備促進について

精神障害者の在宅介護等に係る相談や社会復帰に関する情報提供をはじめ、精神障害者の社会参加と自立の促進、生活を支援するための社会資源として精神障害者地域生活支援センターは必要不可欠な施設となっています。

こうした精神障害者の支援については、地域におけるケアシステムの構築が望ましいことから、施設の設置に関し、広域的な調整を図るよう要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

現在、地域生活支援センターは、4つの障害保健福祉圏域（横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県西）に6か所設置されておりますが、残る2つの未設置圏域（県央、県北）については、平成15年度で所要の措置を講ずることとしました。

今後とも引き続き、地域生活支援センターの設置に当たっては、ケアシステムが有効に機能するよう市町村との調整を図りながら進めてまいります。

（要望事項）

3 在宅精神障害者の短期入所（ショートステイ）施設の整備促進について

在宅の精神障害者が、同居している家族との関係や事故等により在宅生活が一時的に困難となった場合に利用できるショートステイ施設が、県域では皆無であり、利用希望が出てきたときに大変支障をきたすこととなります。

このため、受け入れ施設の設置に関し、広域的な調整及び補助制度の確立を図るよう要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

県域にある生活訓練施設に対しショートステイ施設の設置を働きかけ、平成15年度でショートステイ施設の整備について、所要の措置を講ずることとしました。

（要望事項）

4 小児医療費助成事業の改善及び国の補助制度の創設について

小児医療費助成制度については、1歳未満児のみ所得制限を設けて補助されていますが、少子化対策の一環として所得制限を撤廃し、助成対象年齢の引き上げを強く要望します。また、国に対しても補助制度の創設を働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

現行、本制度を「改訂・かながわ新総合計画21」の重点プロジェクト「子どもを生み育てることに夢を持てる社会づくり」の構成施策に位置付け、取り組んでいるところであります。

本制度の見直しについては、平成13年11月から実施主体であります市町村の方々と設置しました「神奈川県小児医療費助成制度協議会」において検討してまいりましたが、平成14年12月に見直し案がまとめられました。

県では、協議会の意見を踏まえ、通院医療費の助成対象年齢を現行の1歳未満から3歳未満に引き上げるなど、平成15年度で所要の措置を講ずることとしました。

また、引き続き国に対し乳幼児医療費助成制度の創設を要望してまいります。

(要望事項)

5 予防接種事業に対する財政支援について

平成13年3月に予防接種法第32条の2の規定の廃止と第21条の規定が改正され、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限るとされました。

市町村の財政負担は、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種の追加などますます増大しています。

つきましては、定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とされるよう要望します。

<措置状況> (衛生部)

定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でもございますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国へ要望してまいります。

(要望事項)

6 C型肝炎等緊急総合対策に対する財源措置について

厚生労働省は、平成14年度から5年間で各市町村に住民のC型肝炎ウイルス検査を実施することとしていますが、厚生労働省は、都道府県及び市町村と事前に実施の協議をするべきであり、財源についても全額負担すべきと考えますので、国に対し強い働きかけを要望します。

<措置状況> (福祉部)

肝炎ウイルス検査等、国が新たな取組を行おうとする場合には、事業を実施する市町村に、趣旨、実施方法、財源等について、事前に十分情報提供を行うとともに、市町村からの意見の反映に努めるなど、適切な措置を講じるよう、機会をとらえ、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

7 水質検査費補助制度の創設について

近年、水質の悪化及び汚染が心配されるなか、住民が安心して飲める安全でおいしい水の供給、確保をしていくうえで水質検査は欠くことのできない重要な事業です。

財政規模が脆弱な水道企業体においては、水質検査の設備を持てないために外部委託しているが、経費が嵩み大きな財政負担を強いられています。

つきましては、水質検査費補助制度の創設を要望します。

<措置状況> (衛生部)

財政規模が脆弱な水道企業体の水質検査に係る手数料の財政負担を軽減するため、専用水道の一部及び簡易水道については、その経営状況、水道料金等を考慮のうえ、50%の減免措置を講じておりますので、補助制度の創設は考えておりません。

(要望事項)

8 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費の増嵩が著しく、内部留保資金に乏しい零細事業体としては、その財源のほとんどを起債に頼らざるを得ない状況にあります。将来的に水道料金の高騰を

招くこととなりますので、国庫補助制度の拡充、現行補助の採択基準の緩和及び県補助金の創設を要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

ご要望の点については、諸般の事情から困難ですが、国庫補助メニューの中に管路更新を目的とする水道管路近代化推進事業があり、補助を受けることができる市町村の水道事業者に対しては、その積極的な活用をお願いしているところです。なお、国庫補助採択基準を満たさない市町村もあるため、国庫補助採択基準の緩和等を引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

9 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していくうえで人体に有害な鉛が溶け出す鉛製水道管の取換工事は、水質基準の強化とも相まって、早急に整備する必要がある重要な事業です。

しかし、財政規模の脆弱な水道企業体にとって、取換工事費の増嵩は大きな負担となるので、鉛管取り換えに係る補助金制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（衛生部）

ご要望の点については、諸般の事情から困難ですが、国庫補助制度の補助メニューの中に鉛製の導水管、送水管、配水管の更新を目的とする鉛管更新事業があり、市町村の水道事業者に対しては、その積極的な活用をお願いしているところです。

6 医療保険制度の改革

（要望事項）

1 医療保険制度の抜本改革について

医療保険制度の改革については、給付と負担の公平を図るうえから、すべての国民を対象とする医療保険制度への一元化を行うとともに、保険者は広域的な財政調整が可能な規模とするよう要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

県では、高齢社会の進展や社会経済の成熟化に対応して、医療保険制度を抜本的に改革するよう要望してきたところですが、平成15年度の「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中でも、改革に当たっては、適正で公平な負担と給付が確保されるよう、全国レベルでの一元化を含む抜本的な改革を行うよう働きかけており、今後も機会をとらえて国に要望してまいります。

（要望事項）

2 国民健康保険制度の財源対策について

(1)国民健康保険事業の財政安定化を図るため医療保険制度の抜本的な改革を推進し、地方に負担転嫁することのないよう国庫負担制度の充実・強化を要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

ご要望の点については、国民健康保険財政の安定化を図るための諸施策を早急に講ずるとともに、国の責任において適切な財政措置を講じるよう、国に引き続き要望してまいります。

（要望事項）

(2)国民健康保険事業に対する県費助成を、引き続き維持継続されるよう要望します。

＜措置状況＞（福祉部）

県費補助金については、国民健康保険事業の推進のため、保険者において強化すべき事業の運営状況を評価して交付しているところです。

(要望事項)

(3) 国民健康保険法施行規則改正に伴う被保険者証のICカード化については、事業費の助成をされるよう要望します。

<措置状況> (福祉部)

ご要望の点については、県として、被保険者証のICカード化について事業費を助成することは困難であり、国にカード化についての助成を要望してまいります。

(要望事項)

(4) 国民健康保険法等が改正され、国民健康保険税滞納者に対し資格証明書の交付等により実効的な対策が講じられるようになったが、悪徳滞納者への医療給付制限は法をもって対処すべく、より実効性のある法の整備を要望します。

<措置状況> (福祉部)

国民健康保険法等の改正により、資格証明書の交付と同様に、一定期間滞納している世帯に対し、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めすることが義務化されるとともに、一次差し止めを行っている資格証明書の交付世帯について差止額から滞納している保険料額を控除することができるとしております。

法改正により、実際に給付の差し止めを行うこととなって、まだ1年あまりであることから、実態を踏まえながら、必要があれば、国に法整備を要望してまいります。

(要望事項)

3 老人保健医療事業の財源対策について

(1) 国庫負担金及び支払基金の算定方式を改善し、概算交付方法を見直すこと。

<措置状況> (福祉部)

安定した老人保健医療事業の推進を図るため、必要な額が支払時期に交付されるよう、国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 国庫負担金の精算時期を早めること。

<措置状況> (福祉部)

安定した老人保健医療事業の推進を図るため、国庫負担金の精算時期を早めるよう、国に要望してまいります。

(要望事項)

(3) 健康診査部分を実態に即した基準額に改正すること。

<措置状況> (福祉部)

基本健康診査の国庫負担金基準単価については、国において社会保険診療報酬の点数、全国市町村での事業費等を勘案し、設定されておりますが、県といたしましては、地域の実情等を十分に踏まえたものとなるよう、今後とも国に要望してまいります。

7 農林業振興対策の推進

(要望事項)

1 有害鳥獣対策について

(1)防護柵等設置事業に対する県の補助事業強化（特に、農地が点在する中山間地域でも防護柵の設置ができるよう、設置要領を改正すること）

＜措置状況＞（環境農政部）

地域の基幹的な被害防除施設として加害獣との棲み分けを図るため、市町村の協力の下平成16年度まで県において広域獣害防止柵の設置を進めております。

個別の農地の囲い込みについては考えていませんが、中山間地等地域の実情を勘案して、実施レベルでできる限り柔軟な対応を検討することとしており、要領の改正は行いません。

(要望事項)

(2)広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

＜措置状況＞（環境農政部）

効果的な有害鳥獣の被害防除対策は、元来、各地域の関係者の主体的な取組があつてこそ可能であり、県ではそのような地域の主体的な取組に対して、市町村が実施する防除・駆除事業を通じて助成を行うとともに、県、市町村、農業協同組合等を構成員として各地区行政センターごとに設置した地域対策協議会において広域的な被害防除対策を議論・検討してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(3)広域的な駆除体制の確立、効果的な予算措置の実施と駆除事務の迅速化

＜措置状況＞（環境農政部）

県、市町村、農業協同組合等を構成員として各地区行政センターごとに設置した地域対策協議会において広域的な駆除体制を議論・検討を進めるとともに、捕獲許可事務の迅速化に向けて、市町村への権限移譲対象鳥獣の拡大について検討してまいります。

(要望事項)

(4)捕獲後における広域的体制の確立

＜措置状況＞（環境農政部）

有害鳥獣駆除の捕獲許可を受けて捕獲した鳥獣は、原則捕獲許可を受けた者が処分することになっておりますが、処分の困難性がある場合、必要な情報提供に努めてまいります。

(要望事項)

(5)被害に対する新たな補償共済制度の確立

＜措置状況＞（環境農政部）

鳥獣被害に対する補償共済制度については、農業災害補償法に基づく共済事業の補償範囲の一つとなっており、共済事業の対象品目の拡大については「平成15年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」で国へ要望しております。

(要望事項)

2 ヤマビル駆除対策について

(1)町村が実施するヤマビルの駆除対策事業に対する県補助制度の創設

＜措置状況＞（環境農政部）

ヤマビル被害は住民に身近な生活被害であることから、市町村が中心的な役割を担っていただきたく、現時点での補助制度の創設は困難です。

（要望事項）

（2）ヤマビルの生息域（被害）を減少させるための防鹿柵設置事業の拡大

＜措置状況＞（環境農政部）

県において設置を進めている広域獣害防止柵は、市町村が設置する防鹿柵と合わせ、ヤマビルの分布域の拡大防止や被害軽減が期待されることから、今後も市町村の取組を踏まえ、連携して進めてまいります。

（要望事項）

3 水源の森林づくり事業の推進について

森林は、私たちの生活に様々な恵みをもたらすとともに、水源涵養、土砂流出などによる災害防止、大気の浄化、景観創造など、大きな役割を果たしています。しかし、この森林も木材価格の低迷による林産活動の沈滞化等により、森林所有者の林業経営意欲の減退とともに管理不足から荒廃が進み、水源地域の自然環境が悪化しています。

このようななか、県では平成9年度から「水源の森林づくり事業」に取り組み、各種の事業が実施されています。

つきましては、各種の森林整備事業をより一層拡大するとともに、小規模事業を含む全ての事業を水源の森林づくり事業の対象にされるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

水源の森林づくり事業は、ダム上流域を中心とした水源の森林エリア内の私有林40,243haの概ね70%、28,130haを目標に、厳しい財政状況の中ではありますが、森林所有者の皆様のご理解とご協力をいただきながら推進してまいりたいと考えております。

また、小規模な面積であっても他の森林と一体として事業化できるよう推進してまいります。

（要望事項）

4 山林相続税の見直しについて

木材価格の低迷と林業労働者の不足により生産経費に多額な費用を負担しており、林業で所得を生むのは困難な時期にきているおりから、山林の相続税対応で林業経営の意欲をさらに低下させることのないよう、相続税の負担軽減を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

山林の相続税については、平成14年度の税制改革において、立木及び林地に係る課税価格の軽減措置の創設等が図られております。

（要望事項）

5 WＴO農業交渉での国内支持の更なる削減の回避について

WＴO農業交渉での農業生産者に対する国内支持（全農産物の市場価格支持等に支払われる助成金）は、削減の一途をたどっており、日本は削減数値である2000年までに20%を既に達成しているものの、今後も引き続き更なる削減の方向が示されています。農業経営政策において、自給生産率の向上を目指している折、削減品目が米、牛肉、生乳等であるため、BSE問題等で窮地に立たされている酪農家への支援措置は不可欠であり、こうした事態での今後のWＴO農業交渉における国内支持について、更なる削減の回避を国に働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

国内支持に関しては、削減対象である価格政策から削減対象外である経営安定対策への移行など農政改革を進めてきており、WＴO農業交渉の日本提案では、現実的な国内助成合計量（AMS）

の約束水準・基準値を設定することや、農政改革を安定的に推進するため、現行の国内支持に関する枠組みの維持と、稲作経営安定資金等の生産調整を前提とした直接支払い制度の存続及び自然災害等に係る救済措置等の要件改善について主張しております。

このため、国に対しては提案の実現が図れるよう平成14年12月19日にWTO農業交渉に関する意見書を提出したところですが、引き続き機会をとらえて働きかけてまいります。

(要望事項)

6 農業振興地域整備計画の見直しについて

農地の有効利用を促進するため、町が行う農業振興地域整備計画の見直しにおいて、地域の実情や活性化に結びつくよう神奈川県の同意について配慮願います。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の点については、都市化の進展や地域の実情を踏まえて市町の考えを伺い、協議させていただきます。

(要望事項)

7 農地の確保及び有効利用の促進について

農業者の高齢化や農業後継者不足は、農地の遊休化を加速しており、こうした農地問題を解消する手だてとして、相互交流啓発事業の実施により都市住民を中心とした遊休農地の利用促進を図っていますが、制度面及び運営経営面で苦慮しているのが現状です。そこで、農業者と連携できる農業形態を確立することが不可欠であり、時代背景に即応した制度の見直しと運営支援を要望します。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の点については、農地の流動化を促進するとともに、都市と農村の交流により農地の確保及び有効利用がなされるよう、諸課題の検討をしてまいります。

(要望事項)

8 地籍調査事業の促進について

(1) 市町村が事業を進めている国土調査法に基づく地籍調査の実施は、土地の明確化・公正適正課税等に大きな成果を上げています。しかし、調査を適正実施し国が認証後、速やかに当該法務局に送付しても、職員不足等の理由により登記手続が1年以上遅延しているのが実状です。

このため、遅延期間内に土地の異動等が発生し、土地所有者に多大な迷惑をかけています。また、このような状況が長く続きますとやむを得ず事業を休止する市町村の増大が懸念されます。

つきましては、登記手続の迅速化についての早期対応を、国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の点については、速やかな登記手続きが図られるよう、機会をとらえて国に伝えてまいります。

(要望事項)

(2) 地籍調査事業費算定要領で算定した事業費（補助対象事業費）の中には、事業実施における現地調査等の業者委託費が満額含まれておらず、当該事業に従事する職員数に限りがあり、業者委託により事業を進めている現状です。補助対象事業における業者委託分の満額を対象事業費とするよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

補助事業における業者委託分の満額が対象事業費と認められるよう、国土調査関係課長会等を通

じ要望してまいります。

8 観光地振興対策の推進

(要望事項)

1 観光宣伝事業の継続実施について

観光宣伝事業を行ううえで、テレビは重要な広告媒体となっています。観光客の誘致拡大を図るため、現在、県と共同で実施しているテレビ宣伝事業を充実し、より効果的な宣伝を継続実施するよう要望します。

＜措置状況＞（商工労働部）

テレビは観光パンフレットやインターネットと並ぶ有効な媒体ですので、平成15年度においても、（社）神奈川県観光協会を通じて、費用対効果を見極めながら、よりPR効果の高い共同宣伝事業を実施してまいります。

9 都市基盤整備の推進

(要望事項)

1 道路の整備促進について

幹線道路及び生活道路については、別表「道路整備箇所表」の新設、改良等、整備の促進を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

道路の整備については地域の実情を踏まえつつ緊急性、投資効果等を総合的に勘案するとともに、地元の協力もお願いしながら逐次推進してまいります。

(要望事項)

2 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、別表「河川整備箇所表」について改修、復旧事業の拡充等、整備の促進を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも、緊急性等を勘案しながら順次整備の推進に努めてまいります。

(要望事項)

3 建設残土の不法投棄に係る規制について

残土発生源の多くは市町村を越えた都市部から持ち込まれている現状を踏まえ、広域的な視点から協力、監視体制の確立などの対策の強化を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

建設発生土が市町村域を超えて流通していることを踏まえ、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」では、元請負人等に対して建設工事の区域等から土砂を搬出して処理する場合には、処理先等を記載した計画の届出を義務づけるなど、広域的な観点から土砂の適正処理を推進させております。

また、土砂の不法投棄を発見した場合には、これまでに市町村と連携して不法投棄を行っている者に対して指導を行っておりましたが、土砂不法投棄の早期発見と早期対応のため、建設発生土監視担当を厚木地区に配置し土砂不法投棄の監視パトロールを定期的に実施しております。

今後も、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に基づき、元請負人等に対して土砂の適正処

理を推進させるとともに、土砂不法投棄の監視パトロールを行い、土砂の不法投棄を発見した場合には、市町村と緊密な連携を図りながら、関係法令等に基づく処分を行うなど、適切に対応するよう努めてまいります。

(要望事項)

4 公共用地取得対策の制度拡充について

(1) 公共用地提供者に対する譲渡所得税の特別控除額について、なお一層の引上げを図ること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国に対し従来から要望しているところですが、今後とも継続して要望してまいります。

(要望事項)

(2) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡取得税の特別控除額の引上げを図ること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、国に対し従来から要望しているところですが、今後とも継続して要望してまいります。

(要望事項)

(3) 相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地の公共用地への提供に関しては、特例措置により納税を免除すること。

<措置状況> (県土整備部)

納税猶予農地等を公共用地として猶予期限経過以前に譲渡した場合に賦課される相続税及び譲渡までの利子税について、免除となるように引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

5 都市計画基礎調査の実施に伴う経費負担について

都市計画基礎調査については、平成12年5月に都市計画法が改正され、市町村に対し必要なデータを求めることができることとされました。その法定上の実施主体はあくまでも県であり、当該調査費用も当然県が負担すべきものと考えます。

したがって、今後の当該調査のあり方として、事業主体者たる県による完全実施又は市町村としてのデータの有用性を踏まえた人的協力の範囲を超える調査経費の全額負担（市町村への調査業務委託、負担金）を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

本調査は、昭和44年以来既に7回実施しておりますが、県・市町協調によるまちづくりの観点から、当初から市町との合意に基づき共同で調査を実施し、ともにその成果を都市計画案の作成や都市づくりに活用してきたところであります。

これまで、県は調査事業のうち市町が実施する実態調査費用の一部について、調査の活用状況等を踏まえ、応分の負担をしてきておりますが、平成13年及び14年に実施した第7回調査においては、調査対象区域を絞り込む等、調査費用の縮減も図り、市町の経費負担の軽減に努めてきたところであります。

また、次回調査に向けては、全市町村で構成する連絡会において、調査内容の精査、経費負担のあり方等について検討を進めております。

(要望事項)

6 乗合バスによる生活交通の確保のための取組みについて

交通事業に関する規制緩和が実施され、本年3月、5事業者より58区間83系等の退出等意向路線の申出がなされています。

乗合バスは地域住民の日常生活を支える交通手段として大きな役割を果たしており、バス路線を維持していくことは行政の重要な課題となっています。

県においては、平成13年6月乗合バスの路線退出等に係る生活交通の確保方策について協議するため「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」を設置し、積極的な取組みをしていますが、県独自の補助制度の創設と国の補助制度の更なる充実を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県では、平成12年5月に「神奈川県地域交通研究会」を設立し、市町村と共に地域ごとの生活交通確保策について調査、研究を進めてきており、また、平成13年6月には県、国、市町村、バス事業者からなる「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」を設立し、廃止意向が示された路線等について、生活交通確保策の協議・検討を進めているところです。

生活交通の確保については、地域によって実情が異なるため、今後、地域協議会等での検討結果や県・町共同で取り組んでおります運行実験などの地域での取組状況を踏まえながら、地域住民の生活にとって必要不可欠なバス路線が廃止される恐れのある平成15年度以降の生活交通の確保に向けて、国庫補助金の活用等とあわせて検討を進め具体的なものとしてまいります。

なお、国の補助制度の拡充や地方自治体の安定的な財源確保については、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

7 公園整備事業に対する補助制度の拡充について

住民主体の魅力ある環境づくりを目指して、町村は公園等の整備拡充を重点課題として推進していますが、財政的に極めて厳しい状況となっています。

このため、補助基準の引き上げ及び公園事業の補助対象の拡大を図るよう国に対して強く働きかけるとともに、県の指導と財政援助を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、公園施設整備に際しての現行の国庫補助採択基準緩和措置をはじめとする補助制度の拡充を、県・市町で協力して引き続き全国都市公園整備促進大会等の場において国に対して働きかけてまいります。

また、県費補助については、市町村地域防災計画に位置付けられている1ha以上の新規都市公園（防災公園）を補助対象としております。

（要望事項）

8 市町村道から県道への昇格について

県道の認定については、道路法第7条に規定されているとおり、主要地、主要港、主要停車場、主要観光地等との連絡状況のほか、地方開発のために必要な道路も該当要件の一つとなっています。

つきましては、大規模な整備計画がある地域、複数の市町村と連絡する路線等将来にわたり地域の発展に寄与する路線については、積極的に県道への昇格について取組みをされるよう認定基準の緩和を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

市町村道から県道の昇格については、道路法第7条の路線認定基準や県の道路整備事業の状況などを踏まえて個々具体的に検討してまいります。

（要望事項）

9 水道・下水道整備事業の路面復旧事務費負担金免除について

県管理道路における水道管・下水道管等の埋設工事に伴う掘削箇所の路面復旧工事の自費復旧事務費負担は、事業費の財源が国庫補助金並びに起債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものがあります。

つきましては、自費復旧事務費について、免除を含めた見直しを強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として、徴収するものであるため、他の占用物件と同じようにこれを免除することは、困難であります。

（要望事項）

10 下水道工事に伴う路面復旧の国庫補助対象基準の拡大について

町村では下水道の普及が遅れており、整備の推進には財政的に負担が厳しいのが実情です。そこで、下水道管渠埋設に伴う路面復旧に対して国庫補助対象となる面積の基準を拡大し、財政負担を少しでも軽減できるよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、引き続き、国に要望してまいります。

（要望事項）

11 下水道事業に対する財政措置について

(1)国庫補助率を昭和59年度以前の2/3に引き上げること。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、引き続き、国に要望してまいります。

（要望事項）

(2)処理場の建物及び設備機器等の整備に係る耐用年数を短縮し、補助対象事業の拡大を図ること。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、引き続き、国に要望してまいります。

（要望事項）

(3)地方交付税措置を充実すること。

＜措置状況＞（企画部）

下水道事業の地方交付税措置については、例えば公共下水道（補助）事業の場合は地方債の充当率を90%として元利償還金の45%が後年度措置されるところであります。

現在のこうした地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案した上で措置されているものであります、地方交付税の算定については、地方公共団体の意見を反映する制度が平成12年4月から施行されたところでありますので、その具体的なご要望を踏まえ、必要に応じて国に意見を申し出てまいります。

（要望事項）

(4)県費補助制度の拡充強化及び排水設備への補助制度の創設を図ること。

＜措置状況＞（県土整備部）

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため昭和62年に創設し、以来、情勢の変化等を踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。県の財政状況も厳しいところですが、公共下水道の一層の整備促進と普及率の向上に向けた制度内容等の見直しを図っております。

今後とも、社会経済の情勢を見ながら、必要な措置を検討するとともに、国に対しても公共下水道への補助制度の充実を要望してまいります。

排水設備への補助制度の創設については、現段階では実施困難ですが、国庫補助制度の創設について、国に要望してまいります。

(要望事項)

(5)下水道事業に係る起債制度について、なお一層の起債償還期間の延長や対象借入利率の引下げ、及び借換債制度のさらなる緩和を図ること。

<措置状況> (企画部)

下水道事業は、建設投資の規模が大きく建設期間も長期にわたることから、他の事業と比較して、長期の償還期間が設定されており、利率についても公営企業金融公庫の優遇金利が導入されるなどの措置が講じられておりますが、なお償還期間の短いものなども見受けられますので、制度改善の必要なものについては、機会をとらえて国等の関係機関へ働きかけているところです。

また、下水道事業については、資本費及び使用料が全国平均を著しく上回っている事業を対象に公営企業借換債が認められ、平成11年度、12年度と従前より認められていた公庫資金の枠が拡大されており、さらに、平成13年度からは対象債が拡大されております。しかしながら、条件面でまだまだ制約が多いことからその適用の拡大措置や、未だ認められていない政府資金による借換債の実施について、県においても引き続き国等の関係機関へ働きかけてまいります。

(要望事項)

(6)円滑な管渠整備を推進するため、弾力条項の枠の拡大及び補助対象範囲をさらに拡大すること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、引き続き、国に要望してまいります。

(要望事項)

(7)酒匂川流域下水道事業の整備促進を図ること及び維持管理費負担金が流域市町の財政を圧迫している現状にかんがみ、効率的な維持管理に努めること。

<措置状況> (県土整備部)

酒匂川流域下水道事業については、引き続き、整備を促進してまいります。また、維持管理については、さらなる効率化及び経費節減に努めます。

(要望事項)

(8)下水道処理施設等維持管理に伴う技術指導及び財政措置を行うこと。

<措置状況> (県土整備部)

県の技術指導については、今後とも協力してまいります。

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため昭和62年に創設し、以来、情勢の変化等を踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。県の財政状況も厳しいところですが、公共下水道の一層の整備促進と普及率の向上に向けた制度内容等の見直しを図っております。

今後とも、社会経済の情勢を見ながら、必要な措置を検討するとともに、国に対しても公共下水

道への補助制度の充実を要望してまいります。

(要望事項)

(9) 公共用水域の水質保全のため、水源地域の下水道整備事業に対して特別な財政支援と人的・技術的支援を行うこと。

<措置状況> (県土整備部)

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため昭和62年に創設し、以来、情勢の変化等を踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。県の財政状況も厳しいところですが、公共下水道の一層の整備促進と普及率の向上に向けた制度内容等の見直しを図っております。

今後とも、社会経済の情勢を見ながら、必要な措置を検討するとともに、国に対しても公共下水道への補助制度の充実を要望してまいります。

また、県の人的・技術的支援については、今後とも協力してまいります。

(要望事項)

12 下水道汚泥処理対策の推進について

下水道汚泥処理は、今後とも汚泥量の増加が見込まれますので、焼却灰の有効活用等処理対策について、広域的な体制の整備促進を早期に実現できるよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

下水処理において、発生する汚泥を安定的に処理をして、資源として有効活用していくことは、大変重要なことであります。

現在、下水汚泥の焼却灰については、県内では主にセメント原料化による有効利用が行われております、当面は安定的に有効利用がされていくと考えております。

しかしながら、将来的には、有効利用の手法を複数持つことが、安定的な汚泥処分に欠かせないと考えており、広域的な体制整備の促進とともに、汚泥の有効利用の方法について、今後とも、関係市町村とともに検討していきたいと考えております。

(要望事項)

13 相模川・酒匂川流域下水道維持管理費の軽減について

現在の相模川・酒匂川流域下水道の維持管理負担金については、流域市町の財政を著しく圧迫するものとなっているため、維持管理に関する原則を見直し、流域市町の財政負担の軽減を要望します。

また、両河川から飲料水を取水している神奈川県広域水道企業団に対して、維持管理費負担金についても応分の負担をするよう県から働きかけることを要望します。

<措置状況> (県土整備部)

下水道の維持管理費は、汚水私費、雨水公費が原則で負担することとされております。したがって、酒匂川流域下水道の維持管理についても、この考え方に基づき、関係市町の皆様に受益の範囲に応じた負担をお願いしているところでございます。

10 教育振興対策の推進

(要望事項)

1 義務教育費国庫負担制度の維持継続について

(1) 義務教育費国庫負担制度については、教育財政の健全化を図るため、国庫負担率1/2を堅持する

こと。

＜措置状況＞（教育庁）

義務教育費国庫負担金については、平成14年12月18日の総務省、財務省及び文部科学省間の協議により、平成15年度において共済長期給付及び公務災害補償に係る部分を一般財源化し、また、退職手当、児童手当等に係る部分の取扱いについては、関係省庁間における継続検討課題とし、平成16年度予算編成までに結論を得ることとなりました。

国庫負担制度の見直しに当たっては、単に地方に負担を転嫁することのないよう、引き続き、他都道府県とも連携しながら、国に対して働きかけを行ってまいります。

（要望事項）

（2）教科書の無償給与制度については、国民の間に広く定着しており、保護者の負担軽減からも、制度を維持継続すること。

＜措置状況＞（教育庁）

義務教育教科書の無償制度は、義務教育無償の精神から発足したものであり、国民の間に深く定着し、また保護者の費用負担を軽減する意味からも欠くことのできないものであるという観点から、県として、平成14年度も国に対し、この制度の継続を要望したところであります。

（要望事項）

（3）学校事務職員及び学校栄養職員については、直接、児童や生徒の指導に携わらないことを理由に国庫負担の対象から除外することのないよう、引き続き現行の義務教育費負担教職員の範囲を堅持すること。

＜措置状況＞（教育庁）

義務教育費国庫負担金については、平成14年12月18日の総務省、財務省及び文部科学省間の協議により、平成15年度に共済長期給付及び公務災害補償に係る部分を一般財源化し、また、退職手当、児童手当等に係る部分の取扱いについては、関係省庁間における継続検討課題とし、平成16年度予算編成までに結論を得ることとなりました。

この制度の見直しに当たりましては、地方に負担が転嫁されることのないよう、全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会をはじめ、他都道府県とも連携いたしまして、今後とも国に対して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、学校事務職員や学校栄養職員は学校運営上必要不可欠な職員でありますので、県といたしましても、国庫負担制度の適用対象から除外することのないよう、平成14年8月に国に要望を行うとともに、同年11月に全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会を通じて、特別要望を行ったところでございます。

（要望事項）

2 教育指導体制の充実について

（1）町村派遣社会教育主事制度は、平成13年度をもって廃止されたが、町村の社会教育の推進のため、廃止後の新たな支援・協力体制を確立すること。

＜措置状況＞（教育庁）

派遣社会教育主事制度の廃止に当たっては、派遣町村の個別事情も考慮しながら、一定期間、激変緩和のための措置を講じているところです。

また、町村における人材確保を支援するため、人材育成のための研修事業の充実を図るなどの支援に努めております。

(要望事項)

(2) 本県単独措置としての充て指導主事制度は、学校現場に精通した指導者が確保でき、学校教育事業の充実が図られるなど大きな成果があるので、引き続きこの制度を堅持すること。

<措置状況> (教育庁)

指導主事は、教育委員会の事務局に置かれる職員であり、当該市町村教育委員会が配置することとなっておりますが、法で教員をもって充てることができるとされていることから、県では従来から教育活動充実のため各市町村の実情に応じ、国庫負担の他に、県単独措置により充て指導主事を配置しております。

しかしながら、厳しい財政状況の中で、県と市町村との役割分担の見直しの観点などから、県単独措置による充て指導主事の削減を行ってきたところです。

(要望事項)

(3) いじめ・不登校の問題とともに、児童・生徒の行動が大きな社会問題になっている。このような児童・生徒の不安や悩みに対応するため、学校の中に専門家であるカウンセラー又は第三者的存在である心の相談員を常時配置し、教育相談体制の整備を図ること。

<措置状況> (教育庁)

心の教室相談員については、多発する中学生の問題行動の要因の一つである悩み、不安、ストレスなどを和らげるために、生徒が気軽に相談できる地域の方々を相談員として、平成15年度は、129の中学校（横浜市・川崎市を除く）に配置する予定であります。また、スクールカウンセラーは心理の専門家として生徒や保護者、教員の相談に対応するため、90の中学校（横浜市・川崎市を除く）に配置を予定しており、その中学校の学区内の小学校も対象校として対応してまいります。

今後は、小学校への対応も含めてスクールカウンセラーの配置を計画的に拡充する方向で、検討してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(4) ノーマライゼーション意識の普及とともに、障害のある子どもが地域の小・中学校で共に学びたいという要望が増加していることに加え、学習障害など通常学級の中で、様々な教育ニーズ、支援のニーズが高まっている。障害児に加え、様々な支援ニーズがある児童・生徒介助員の補助制度を拡充すること。

<措置状況> (教育庁)

小・中学校における介助員については、学校の設置者である市町村の判断で行われるものと考えております。

県では、市町村が介助員配置の制度化を行い、その制度が定着するまでの間、奨励的に助成しておりますが、その実施状況から、順次対象となる市町村を限定しておりますので、ご要望に沿いかねます。

(要望事項)

(5) 小・中学校等における放送受信料免除措置の廃止は、町村財政に及ぼす影響が大きく、放送教育の推進に重大な支障をきたすので、引き続き免除措置を講ずること。

<措置状況> (教育庁)

義務教育諸学校等における日本放送協会放送受信料免除措置の適用が除外された場合、地方公共団体の財政に多大な影響を及ぼすのみならず、学校現場における教育活動及び放送教育の推進に重大な支障を生じることが懸念されます。

今後とも、免除措置の継続については、県教育委員会としても全国都道府県教育委員会連合会を

通じて引き続き要望してまいります。

(要望事項)

3 少人数学級編制の実現について

学級編制については、標準法により定められており、第7次教職員定数改善計画では、学級編制の標準はこれまでと同様に40人としたまま、少人数指導を行うための定数改善が図られ、少人数学習担当教員等の配置がされていますが、学校崩壊等の問題行動が多発している現状を考慮して学級編制の基準自体を引き下げ、少人数学級編制の早期実現を国に対し強く働きかけるよう要望します。

あわせて、それまでの間の県としての少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望します。

<措置状況> (教育庁)

学級編制については、標準法により定められており、平成13年度からスタートした第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画で、少人数授業など、きめ細かな指導を行うための定数改善が行われているところであり、計画の着実な推進を国に要望しているところです。県でもこれを踏まえて、児童・生徒の実態や個性に応じた教育が実現できるよう、少人数学習担当教員等の配置に努めています。

これに加えて、少人数授業や少人数学級のため、県単独で配置を行うことは、現在の厳しい財政状況下では困難です。

(要望事項)

4 就園奨励費助成制度の充実について

私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減させる制度として、国の就園奨励費助成制度があり、町村におきましては、これに呼応して独自の助成金制度を持っています。

つきましては、今日の社会情勢に鑑み、少子化対策のうえから県独自の助成制度の創設を要望します。

<措置状況> (県民部)

幼稚園の運営に関わる経常費補助については県が、また、園における保護者負担軽減のための直接補助制度については市町村が、ともに国庫補助を受けながら実施しておりますので、今後ともこうした方向で、対応してまいりたいと考えております。

(要望事項)

5 学校教育における男女平等と個性尊重の推進について

すべての子どもたちが自己の将来について豊かな夢を持ち、個性と能力を伸ばすことができるよう、また、性別による役割分業意識を解消し、就業意識の育成を図り、両性が共生する人間関係の展望を示すよう、学習・指導・カリキュラムにおける改善とともに、男女平等の理念の徹底を図るよう要望します。

<措置状況> (教育庁)

一人ひとりの個性が生きる教育を推進することについては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育内容の精選や教育課程の一層の弾力化が図られるよう、全県教育課程研究会等で指導するとともに、様々な分野における教育課題研究委託校を設置し、その成果を地域の教育課程の実践に反映させるよう取り組んでいます。

また、男女平等教育の推進、現職教員研修等の充実については、平成14年3月に「男女平等教育推進のためにー男女共同参画社会をめざしてー」を作成し、各学校に配布するとともに、県立総合

教育センターにおける男女共生社会研修講座や人権・同和研修講座等を開催し、その推進に努めており、今後とも町村を支援してまいります。

(要望事項)

6 情報教育推進に向けての助成について

情報化社会の進展により学級教育における情報教育は必要不可欠なものとなっており、町村においても「新学習指導要領」における情報教育の促進に向けて計画的な取組みを進めています。これに対してパソコン等設備整備に係る経費は交付税で一般財源化されていますが十分ではないことから、県独自の補助制度の創設を要望します。

<措置状況> (教育庁)

パソコン等設備に係る経費については、補助制度であったものが、おおむね5年程度の使用期間で更新でき、各年度の経費負担が少なくなるよう、レンタル・リース方式を地方交付税の対象とした経緯がありますので、補助制度の創設は困難であります。

(要望事項)

7 外国人英語指導助手事業の助成について

国際理解教育の一環として、外国人英語指導助手による授業を市町村の単独事業として行っていますが、事業内容の一層の充実を図るため、県の補助制度の創設を強く要望します。

<措置状況> (教育庁)

各市町村における外国人英語指導助手の導入に当たっては、「外国青年招致事業」として地方交付税により財源が措置されており、新たに補助制度を創設することは困難であります。

(要望事項)

8 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金額の確保について

就学困難な児童生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律においては、補助対象経費の1/2の額が交付されることとなっていますが、配分人数により補助金が調整されているのが現況です。

しかも最近の雇用情勢の悪化に伴い、就学援助を申請する保護者が急増しており、ますます市町村の負担が増大していますので、適正な補助金額が確保されるよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (教育庁)

要保護及び準要保護児童・生徒援助費補助金は、経済的理由によって就学が困難と認められる小・中学校児童・生徒の保護者に対し、修学旅行費などを含む学用品費や給食費及び伝染病や学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかった際の医療費について、市町村が援助を行う場合に、国が市町村に事業経費の1/2を限度として補助するものです。

近年、国の予算額が減少傾向にある中で、厳しい経済情勢を反映したものと考えられますが、補助対象者の増加により全国市町村の事業経費は増加しており、国の補助額の比率は低下傾向にあります。

このような状況にあって、本県に対する補助額は、わずかながら増加しておりますので、今後、国の動向を見極めながら、県として対応を検討してまいりたいと考えております。

(要望事項)

9 教育施設への保安員の設置等管理体制の整備及び補助制度の創設について

学校5日制度の実施に伴い、学校だけでなく地域の各教育施設等で子どもたちが有意義に過ご

して欲しい願いがある一方で、子どもたちの安全確保に向けた対応も急務となっています。子どもたちが安心して楽しく学校生活や地域での生活を送ることができるよう、保安員の設置等管理体制の整備及び補助制度の創設について要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

学校の安全管理体制については、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、地域全体で子どもたちを守るという意識の合意形成と具体的行動連携が何よりも大切と考えております。

そこで、学校の安全管理マニュアル作成のための指針を作成し、市町村教育委員会、県立学校に配付、提供し学校の安全管理体制向上に向けての取組をお願いしたところです。

また、県教育委員会としては、児童・生徒の安全に対する意識を啓発するため、県内すべての小学校1年生に対して「安全のしおり」を、さらに、県内の小学校に対して、安全教育ビデオを作成し配付しております。

なお、学校の保安員等の体制整備については、学校や地域の実情に応じて、学校設置者である市町村教育委員会の判断により取り組んでいただくものと考えております。

（要望事項）

10 公立小中学校校舎等の耐震補強に対する助成について

- (1) 耐震診断の国庫補助金への算入期限を延長し、診断に基づいた工事は、すべて国庫補助金の対象とすること。
- (2) 公立学校施設整備費補助金については、実態に合った面積、価格で現行の補助率を確保すること。
- (3) 地震防災緊急事業5ヵ年計画は、13年度より5年間延長されたが、5年間の時限立法ではなく、各市町村の事業終了まで延長すること。
- (4) 耐震診断費の助成については、「計画年度内に実施したものも対象」という枠を拡充し、低次診断費及び計画年度以前についても対象とすること。
- (5) 国庫補助負担率の引き上げと県の補助制度を創設すること。

＜措置状況＞（教育庁）

地震対策に関する法定計画の対象事業であれば、診断に基づいた工事はすべて国庫補助金の対象となっております。ただし、診断に要する経費は算入期限が定められておりませんので、計画的な取組をする必要があります。

地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」は地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて作成することとされております。東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中で、「地震防災緊急事業五箇年計画」の積極的な推進を図るため、予算措置の拡充や補助基準の緩和について、国へ要望しているところです。

なお、公立小・中学校の施設については、設置者である市町村が国庫補助制度を活用して整備を行うべきものと考えており、県による助成は困難であります。

（要望事項）

11 小・中学校の大規模改造事業における空調工事国庫補助金の継続について

小・中学校の大規模改造事業の空調工事に係る国庫補助については、順次削減の方向であるとされていますが、生徒や職員の健康管理のうえから空調整備は必要であります。

つきましては、各町村では総合計画等により逐次整備を進めていますので、引き続き補助金を交付するよう要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

小・中学校の大規模改造事業の空調工事に係る国庫補助金については、廃止等の動きが出た場合には、国への働きかけなどを検討していきたいと考えております。

(要望事項)

12 生涯学習の施設の条件整備と助成制度の拡充について

生涯学習社会の実現に向けて、住民の知る権利を保障する図書館の整備は重要な施策です。図書館の設置にあたっては、市町村振興補助のメニュー事業として対応を図っているとの回答も得ていますが、住民の自主的な活動の場を確保整備していくために、生涯学習施設整備単独の助成を要望します。また、国庫補助が廃止された経緯もありますが、国庫補助の復活についても国への働きかけを要望します。

<措置状況> (教育庁)

県では、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会の「国の施策並びに予算に関する要望」を通して、国に対して、生涯学習及び社会教育の振興・充実について、働き掛けております。

また、生涯学習の拠点整備に対する県の財政的支援については、「市町村振興メニュー事業補助金」の中の「生涯学習施設整備事業」により、対応を図っているところであり、生涯学習施設整備単独の助成は、県財政の状況から、現在のところ困難です。

11 交通安全対策の推進

(要望事項)

1 暴走族及びローリング族の取締りの強化について

暴走族及びローリング族の騒音や危険な暴走等の違法行為は、交通の妨げになるばかりでなく、地域住民の生活環境を破壊したり観光客などに多大な迷惑をかけています。

つきましては、これらの取締りを強化するよう引き続き要望します。

<措置状況> (警察本部)

暴走族は、極めて反社会性の強い集団であることから、「暴走行為等は一切許さない」という強い基本方針の下に、県警察の関係部門が連携し「暴走族総合対策」を推進しているところあります。

特に、山間部、埠頭地区等の特定地域にい集して、暴走行為を繰り返しているローリング族、ドリフト族等に対しては、各警察署、交通機動隊等が中心となって、強力な取締りを実施しているほか、い集・走行させないための交通規制、道路改良等を推進しております。

こうした施策を、今後とも継続してまいります。

III 地域要望

1 三浦

(要望事項)

(1) 三浦半島国営公園の設置促進について

三浦半島地区は、四季を通じて気候温暖、風光明媚で、かつ、優れた自然環境と豊かな海浜レクリエーション資源を有する一方、首都圏に位置し、アクセス面でも恵まれており、国営公園の設置条件を備えた地です。

平成10年に神奈川県、地元の3市1町及び経済団体等で構成される「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」を設立し、国営公園の誘致の取り組みを従前にも増して積極的に推進しているところです。

つきましては、県においても地元の意向を観察のうえ、関係機関との連携のもと、国への要望活動など誘致の実現に向け、更なる配慮を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、県と地元市町・経済団体等で構成する三浦半島国営公園設置促進期成同盟会を軸として、誘致の実現に向け、努力してまいります。

2 湘南

(要望事項)

(1) 平塚消費生活センターの廃止に伴う市町村への支援について

ア 消費生活センター廃止後の消費生活相談体制や事業者指導について

- ・ 各市町の相談実施日以外の相談者への対応
- ・ 移送相談で相談者が中央センターに出向く不便性
- ・ 相模川以西に相談業務拠点施設の確保
- ・ 事業者指導は、県でなければできないので、各市町との連携強化策

<措置状況> (県民部)

各市町の相談窓口未開設日の相談については、中央消費生活センターの支援相談により対応してまいります。

市町村において解決困難な相談については移送を受けて処理を行う移送相談を実施するほか、相談者への負担が少なくなるよう工夫してまいります。

相模川以西に相談業務拠点施設を設置する計画はございませんが、従来から実施しております市町村の相談窓口に出向いて処理方法の助言や斡旋交渉の立会いを行うなど相談支援の充実強化に努めてまいります。

市町村の消費生活相談において、事業者の行為に法令違反の疑いのある場合には、「消費生活相談において事業者に法令違反の疑いがある場合の処理手続要領」等に基づく制度を活用して、市町村と連携して事業者指導を行ってまいります。

(要望事項)

イ 中央消費生活センターの充実 (センター機能のさらなる拡充・市町への支援体制のあり方)について

- ・ 地域別担当制度の充実（相談員の増強と担当地域の明確化）
- ・ 市町とのヘルプデスクの充実
- ・ 消費生活相談専門の弁護士による相談の充実

＜措置状況＞（県民部）

地域別担当制度については、平塚・藤沢・小田原消費生活センターの廃止に伴い、さらに充実強化してまいります。

ヘルプデスクについては、相談分野に詳しい職員等が対応するなど、今後もより一層充実してまいります。

法律相談については、これまで横浜弁護士会に弁護士の紹介をお願いし実施しておりますが、今後とも消費者問題に精通した弁護士による相談の実施に努めてまいります。

（要望事項）

ウ 市町村消費生活相談体制整備推進事業補助期間（5年間）の延期について

＜措置状況＞（県民部）

県では、消費生活相談体制の整備を円滑に推進していただくため、施設整備や相談員設置に対する補助制度を設け、相談員の設置については5年間補助を行うこととして、平成11年度から実施しております、拡充することは困難であります。

（要望事項）

エ 情報収集、情報提供（パイオネットの設置、運用、援助）について

＜措置状況＞（県民部）

全国消費生活情報ネットワークシステムと接続した地域消費生活相談支援システムは、国庫補助を受けて市町村への導入促進を図り、平成15年度には新たに導入する5市を加え、13市において端末機が設置される予定であります。

また、中央消費生活センターでは、市町村の相談窓口に警戒情報等の被害未然防止情報を提供するとともに、端末機未設置の市町村からの依頼があれば、情報の検索・提供を行ってまいります。

（要望事項）

オ 平塚消費生活センターの廃止に係る県民への周知等について

＜措置状況＞（県民部）

県消費生活センターの廃止については、「県のたより」をはじめ各種広報媒体を活用して周知を図ってまいります。

（要望事項）

カ 消費生活相談員について（相談員の育成、各種調整等）

＜措置状況＞（県民部）

消費生活相談員の人材育成事業として、実務的知識を習得するための相談業務研修やより高度な相談技法を習得する課題研修等を実施するとともに、各市町村からの依頼に応じて県の相談員の紹介等を行ってまいります。

（要望事項）

キ 各種事業への関わりについて

- ・ 市町が開催する消費生活展や講座への協力、共催
- ・ 地域市町連絡協議会の指導協力

- ・ 消費者団体への支援等

＜措置状況＞（県民部）

市町村の啓発、学習事業が均質に行われるよう、啓発資料や学習資料を市町村と共同発行したり、学習に役立つ各種情報を提供するとともに、地域の市町村協議会等を通じて、各市町村と連携した啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

また、消費者団体活動の支援については、消費者団体研究活動等奨励事業や消費者リーダー養成講座などを実施しておりますが、今後とも引き続き実施してまいります。

3 足柄上

（要望事項）

（1）ごみの広域処理に対する支援について

足柄上地区 1市5町においては、南足柄市は南足柄清掃工場で、中井町・大井町・松田町は足柄東部清掃組合で、山北町・開成町においては足柄西部清掃組合でごみの焼却等を行っています。

平成13年度に、足柄上地区広域行政協議会の「ごみ等の広域処理専門部会」から、各施設の改善による施設の延命が限度となる平成22年度を目標に、新施設の稼動ができるよう統合を推進することが望ましいとの調査報告があり、当協議会において確認されました。

その後、平成14年3月29日に1市5町により、足柄上地区のごみ処理広域化に向けた具体的な事務を行うための協定を締結し、4月1日に「あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室」を発足させ、平成22年度の稼動に向けて資源循環型処理施設の多角的な方法等の検討に着手しました。

つきましては、当計画の推進に係る各段階においての技術的支援と国・県による財政的支援について要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

廃棄物処理施設の整備には高度な技術と多額の経費を要します。そこで、県では、まず、技術的支援として、技術的安定性、環境負荷、処理コスト、維持管理等に関する技術情報を、足柄上地区における施設整備検討委員会等を通じて提供する等の支援を行ってまいります。

また、財政支援については、国庫補助金の確保や補助制度の拡充等について、今年度も「平成15年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、要望しているところであります。なお、具体的の施設整備に当たっての国庫補助金については、施設整備計画が明らかになった時点で検討してまいります。

（要望事項）

（2）国道246バイパス延伸計画について

国道246号は、当地域から秦野市へ通じる唯一の幹線道路のため、交通量は極めて多く慢性的な交通渋滞を招いています。第二東名自動車道と国道246号バイパス計画に伴い、（仮称）秦野西インターチェンジ以西の円滑な交通を確保する延伸計画については、県から国への働きかけを毎年要望してきたところです。

つきましては、進捗状況等を踏まえ具体的な情報を提供していただくとともに、引き続き延伸計画を早急に確立するよう国への働きかけについて要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の国道246号バイパスの延伸については、秦野インターチェンジ以西の円滑な交通確保という観点から、その趣旨を国に伝えてまいります。

(要望事項)

(3) 酒匂川護岸整備の促進について

県と関係市町が連携して進めている「酒匂連携軸総合整備構想」により、当地域を「水野辺のエリア」として位置付け、自転車による回遊性とサイクリングコースの整備について検討しています。

一方、酒匂川に隣接する各々の町は地域住民の憩いの場を提供するため、親水性を加味した拠点づくりを推進しています。

しかし、酒匂川左岸では新十文字橋から松田町と山北町境までの区間が、酒匂川右岸では新十文字橋既整備箇所から南足柄市境までの区間においては、護岸が未整備の箇所があるため回遊性が寸断されています。それらの区間が整備されることにより、大井町・松田町・山北町・開成町の各々の拠点を広域的に活用することが可能となります。

つきましては、当地域住民が「水野辺のエリア」を広域的に活用するため、早期に酒匂川護岸整備を促進されることを引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、鋭意推進に努めてまいります。

(要望事項)

(4) 酒匂左岸縦貫道路の延伸と旧十文字橋架け替えについて

酒匂縦貫道路は、大井町まで計画決定されていますが、松田町から山北町までの区間は位置付けていません。一方、開成町と松田町の間に架橋されている旧十文字橋は、昭和51年に神奈川県より両町に移管され架設後74年が経過したため、老朽化が進み崩壊が危惧されています。

この旧十文字橋の架け替え工事費については、数十億円が必要となることから平成13年度に県事業としての架け替えを要望しましたが、町に移管されている町道としての整備に、国庫補助事業を導入して実施すべきとの回答をいただきました。

つきましては、国道246号の慢性的な交通渋滞の解消を図り、当地域の通勤や通学、円滑な経済活動を促すため大井町から松田町、旧十文字橋を通り開成町へ通じる道路とともに、松田町から山北町の県道74号（小田原・山北線）の大口橋から県道726号（矢倉沢・山北線）の足柄橋を結び、国道246号に至る酒匂縦貫道路延伸について引き続き要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の酒匂川左岸縦貫道路の延伸については、酒匂連携軸総合整備構想を推進するため、住民、団体・企業・N P Oと県及び地元2市5町からなる「酒匂川流域の交流ネットワーク会議」を設立したところであり、今後、この会議において、人やものが活発に行き交う、回遊性のある交流ネットワークを形成するという視点から、検討してまいります。

(要望事項)

(5) 都市計画道路和田河原・開成・大井線酒匂川橋梁新設と道路整備について

都市計画道路和田河原・開成・大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結び、当地域の骨格となる重要な幹線道路であり、地域経済の活性化都市防災機能の強化・既存道路の交通渋滞の緩和等につながり、その費用効果は絶大であるため、地域住民から大きな期待が寄せられています。

つきましては、県施工による建設を早期に実現するため、現在見直し中の「かながわ新総合計画21」の重点プロジェクトである県西の活性化における施策「快適で利便性の高い交流基盤整備」の最優先事業に認知していただくとともに、平成15年度予算に設計調査費を計上し、積極的な事業の推進が図られるよう強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の路線の、県道怒田開成小田原線から酒匂縦貫道路の区間については、事業化へ向け、関係市町との役割分担・周辺の土地利用を含め調整を図ってまいります。

（要望事項）

（6）（仮称）山北・開成・小田原線の整備について

（仮称）山北・開成・小田原線の整備については、酒匂連携軸総合整備構想の回遊性のある交通基盤の中で、広域的な観点からも当地域にとって最も重要な幹線道路です。

つきましては、「かながわ交通計画」の見直しの中で、計画に位置付けるための検討内容を早期に提示していただくとともに、事業の実現に向けた整備計画を策定するよう引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後「かながわ交通計画」の見直しを行う中で、広域的な観点からその必要性も含めて検討してまいります。

（要望事項）

（7）（仮称）小田原・甲府線（山北・道志線）の整備について

現在、山北町と山梨県南都留郡道志村を結ぶ路線は、地形的な制約によって相互の交流が途絶えている状況であります。

このような中、山北町と道志村を南北交通軸とする新たな広域幹線道路の形成を図ることは、首都東京から80km圏内に存する、国道1号・246号・東名高速道路や第2東名高速道路をはじめ、413号・20号・中央高速道路などの東西幹線交通軸の各拠点を縦横に結ぶ事に留まらず、関連市町村の土地利用の活用や首都圏の慢性的な交通渋滞の解消を図ることが可能となります。

また、知事が提唱する「山梨・静岡・神奈川の県際地域を中心とする新しい交流圏」となりうるもので、県西地域の経済・産業の活性化につながるものであります。さらに、一昨年より山梨県山中湖村・道志村、静岡県小山町、神奈川県小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・開成町・山北町の10市町村による研究会を組織し、第2東名高速道路のインターチェンジ構想と併せて、小田原・甲府線整備計画の調査・検討を行っています。

つきましては、当地域の活性化施策が神奈川県交通計画及び富士箱根伊豆交流圏整備に示されていますので、（仮称）小田原・甲府線（山北・道志線）の整備について、実現できるよう引き続き計画への位置づけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後「かながわ交通計画」の見直しを行う中で参考とさせていただきます。

（要望事項）

（8）第2東名高速道路秦野・御殿場間への活性化インターチェンジの設置について

第2東名高速道路の総延長は286kmで、平均間隔13kmの割合でインターチェンジが22箇所設置される予定となっております。当地域に隣接する秦野と御殿場にはインターチェンジが設置されますが、秦野・御殿場間は33kmと距離が長く、この間の神奈川県西部及び静岡県東部地域には、インターチェンジの設置が計画されていないため通過交通となっています。

このような中、県西部地域にインターチェンジを設置することは、首都圏の西の玄関口になるとともに、建設工事に伴う発生残土を広大な砂利採取跡地に受け入れ、土地の有効利用を図り県外へ流出する企業を食い止め、産業の空洞化を阻止することにもつながるものであります。また、

大規模な地震の発生に備えた防災拠点としての役割を果たすものと考えております。

さらに、平成11年12月に神奈川県のご支援をいただき、神奈川県・静岡県・山梨県の関係する10市町村で、建設省（現国土交通省）へ対してインターチェンジ設置の要望書を提出したところであります。

つきましては、第2東名高速道路秦野・御殿場間へ地域活性化インターチェンジ設置につきまして、引き続き国土交通省への働きかけを要望します。また、これまで働きかけていただいた内容について、早期に提示していただくことをお願いします。

＜措置状況＞（県土整備部）

インターチェンジ設置については、国の調査などを通じて、経緯や検討状況等を説明しているところですが、ご要望については、今後も引き続き、国へ伝えてまいります。

4 足柄下

（要望事項）

（1）西湘バイパス改築工事の再延長について（真鶴町、湯河原町）

小田原市早川の交通渋滞解消対策のための西湘バイパス延長工事は完了しましたが、更に真鶴道路接続地点までの改良工事を実施するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

石橋インターから真鶴道路までの区間を結ぶ路線は、国道135号だけであり、この地区的抜本的な渋滞解消、周辺生活道路への影響あるいは災害時の代替性を考慮すると、西湘バイパスの延伸は県でも必要であると考えております。

ご要望の点については、西湘地域道路検討会において、渋滞緩和に向けた具体的な対応策や整備手法等の検討を行うこととしてきており、この場で議論を深めてまいります。

（要望事項）

（2）広域営農団地農道整備事業（小田原・湯河原線）について

広域営農団地農道整備事業（小田原・湯河原線）について、事業が早期に完成するよう、引き続き国・県の積極的な支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の点については、早期完成を目指して引き続き事業推進に努めてまいります。

5 水源地域

（要望事項）

（1）水源地域活性化のための財政支援等について

（山北町、清川村、津久井町、相模湖町、藤野町）

県では、「かながわ新総合計画21」で、「水源地域総合保全整備構想」の重点プロジェクトとして「水源地域の活性化」を図ることをあげています。

県と水源地域7町村で取り組んでいる「やまなみ五湖ネットワーク推進事業」は、県民の財産である水源地域の自然環境を守り、地域の活性化を図るため、様々な事業を展開し、大きな成果をあげてきました。

平成13年度からは、地域の特色を生かした交流事業を推進するため「水源地域交流の里づくり推進事業」をスタートしましたが、水源地域の活性化を図るためにには、さらなる基盤整備等が必要であることから、町村の要望に沿い、施策が実施されるよう要望します。

＜措置状況＞（企画部）

県では、「水源地域交流の里づくり計画」に基づき、平成13年度から水源地域交流の里づくり推進事業等を推進していますが、15年度からは、町村が行う施設整備事業に対する支援についても所要の措置を講ずることとしました。

（要望事項）

（2）主要地方道山北藤野線の整備について（山北町、清川村、津久井町、相模湖町、藤野町）

本路線は、かながわ新総21で提唱されている5つの県土構想の1つである「水源地域総合保全整備構想」に位置付けられ、その中の重点プロジェクトである「水源地域の活性化」エリア内に存し、山北町、清川村及び津久井郡の水源地域を結ぶ路線であるとともに「水源地域（やまなみ五湖地域）」を広域的に連携させ、交流等による活性化を図るための重要な路線としての機能・役割を有しています。

つきましては、これらの内容を配慮いただき、危険箇所の整備を早急かつ優先的に実施するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の主要地方道山北藤野線については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと現段階ではご要望に沿いかねます。

（要望事項）

（3）（仮称）水源（湖沼）地域交付金の創設について

（山北町、清川村、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町）

水源地域は、県民共通の財産である水源地域の豊かな自然を次世代へ継承しなければならない大きな役割を担っております。また、近年においては、水資源を安定的に確保するため、森林の水源かん養機能の強化やダムの貯水機能に関わる多くの役割を担っております。さらに、安全で良質な「おいしい水」を確保するため、水源地域の水質保全対策に取り組む役割は、ますます高まっております。

この水源地域には、7万人の住民が生活をしており、安全で良質な水を供給するためには、その生活排水処理対策が欠かせません。しかし、都市住民の理解と協力を得なければ、永続的な取り組みは困難な状況にあります。

このため、県が検討しています水源環境税を導入され、水源地域に対する交付金制度を創設されますよう要望します。

＜措置状況＞（企画部・総務部）

県では、安定的な水利用のための森林の水源かん養機能の強化、安全で良質な水の確保のための水源水質の保全、水源地域の活性化など、水源環境を保全するために進めるべき諸施策や、そのために必要な財源のあり方について、現在、神奈川県地方税制等研究会の生活環境税制専門部会において、ご議論をいただいております。

ご要望の点を含め、水源環境諸施策を一層推進していくための仕組み等については、今後この専門部会での議論をはじめ、県民の皆様や市町村からの幅広いご意見等を踏まえ、検討を深めてまいります。

6 その他の地域

（要望事項）

（1）特定地域における土地利用計画の推進に係る支援について（山北町、清川村）

特定地域を有する9町村は、いずれも水源地域や自然環境保全上重要な地域であることから土地利用について様々な規制がかかっているため、財政力の弱い町村が多くなっております。また、人口の動向について平成12年国勢調査でも平成7年国勢調査に対し、特定地域を有する町村は減少傾向にあり、過疎化現象が顕著となりつつあります。

このようなことから、各町村では特定地域土地利用計画を中心に地域振興プロジェクトを推進していますが、近年の社会情勢等から、単独の町村では事業主体の誘導等が困難な状況となっています。このままでは、地方分権時代の中で各町村のまちづくりに支障が生ずる可能性があるため、特定地域土地利用計画の推進にあたっては市町村振興補助制度だけでなく、国並びに県の幅広い各種支援を要望します。

＜措置状況＞（企画部）

特定地域においては、市街化調整区域に準ずるものとして市街化を抑制してきましたが、町村が地域振興上の観点から設定している利用検討ゾーンでは、市街化調整区域では認めていない住宅や工場などの立地についても認める措置を行ってきました。

この計画の推進に当たり、町村が道路等の公共施設の整備を行う場合においては、市町村自治振興事業会計の中で、補助金及び貸付金の制度がございます。

また、産業系の土地利用に向けた整備が具体化した段階では、地元町村と連携して産業立地の促進を図ってまいります。

なお、特定地域の仕組みは、本県独自の制度ですが、国の地域振興策で本県での活用がふさわしいものについては、土地利用の面からも支援いたします。

IV 個別要望事項

企画部関係

(要望事項)

1 山砂利採取区域の拡大及び鉱業の育成支援について（山北町）

現在、山北町が設定している山砂利採取区域内の事業は着実に採取が進み、残すところ数年の残存量となっており、リサイクル材が普及したとはいえ、県内の骨材供給に今後支障を来たす可能性が懸念されます。

つきましては、県内の安定した建設骨材の供給確保並びに当町の産業振興によるまちづくりを推進するため、砂利採取区域の拡大を早期に図るとともに、県の鉱業者に対する育成支援窓口を明確にするよう引き続き要望します。

<措置状況>（企画部）

山北町における山砂利採取事業については、昭和54年以来、町と県の調整の下に必要最小限の区域の設定を行い、必要に応じ、土地利用規制の解除につき、国とも調整を行ってまいりました。

砂利採取事業は、長期にわたり自然環境等へ与える影響等が非常に大きいため、採取区域の拡大に当たっては、その影響等の軽減策や跡地利用を含めた対応を町と一緒に検討していく必要があると考えています。

また、砂利採取業者を含む中小企業に対しては、中小企業経営革新支援法等の支援措置により、融資・税制・補助金等の支援を行うと同時に、関係機関とも連携して、神奈川県中小企業支援センターにおいて総合的支援に努めています。

(要望事項)

2 宮ヶ瀬ダム関連導水路要望事項の実施について（津久井町）

宮ヶ瀬ダム関連津久井・道志導水路建設に係る地元要望事項の早期・完全実施を要望します。

<措置状況>（企画部）

宮ヶ瀬ダム関連導水路建設に係る地元要望事項については、昭和59年以来、国、県及び町の役割分担に基づき、道路改良事業等の事業を実施しているところです。アクセス道路の整備など、県が対応すべき事項については、今後も引き続き要望事項の実現に努めてまいります。

防災局関係

(要望事項)

1 防災拠点としての庁舎建設の支援について（松田町）

松田町では、「災害に強い町づくり」を目指し、各種防災施策を推進していますが、その拠点となる庁舎は老朽化が激しく、耐震強度はEランクと極めて低い状況にあります。また、神縄・国府津一松田断層上に位置していることから、防災拠点としての庁舎建設を「松田町総合計画21」に位置づけ、平成16年度から事業に着手する予定です。

つきましては、国土庁の「地域防災拠点施設整備モデル事業補助金」を確保するため、県の支援について要望します。

<措置状況>（防災局）

松田町庁舎建設については、内閣府の地域防災拠点施設整備モデル事業として、事業計画が提出

された平成12年度より毎年内閣府への働きかけ及び状況報告を行ってまいりました。

今後も、松田町とも連携をしながら、内閣府への働きかけを引き続き行ってまいります。

県民部関係

(要望事項)

1 私立高等学校・専修学校高等課程の入学金・授業料の軽減制度について（相模湖町・藤野町）

県内に生徒と保護者が共に在住し、県内の私立高等学校等に学ぶ生徒については、ある一定要件を満たしていれば入学金・授業料の軽減が行われています。しかし、相模湖町や藤野町の場合は交通アクセス等の関係から、東京都・山梨県の私立高等学校等に通学する者が多く、保護者の負担が大変であります。

よって、県内に生徒と保護者が在住する県外私立高等学校等で学ぶ生徒についても軽減制度の拡大を要望します。

<措置状況>（県民部）

県外の私学へ通学する生徒については、私学助成制度検討協議会から「近隣都県と調整の上、県外通学者に対する学費補助制度について検討する必要がある。」との提言もいただいておりますので、関係団体、近隣都県と協議しながら検討してまいります。

環境農政部関係

(要望事項)

1 小田原箱根道路供用開始前、供用開始後の大気汚染測定器の設置について（箱根町）

自動車排出ガス測定局の町村部への設置は困難ということですが、小田原箱根道路供用開始前における移動測定局の早期設置及び供用開始後のすみやかな設置を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

移動測定局については、市町村と協議しながら設置場所を決めており、箱根町のご要望をお伺いしながら検討してまいります。

(要望事項)

2 大涌谷噴煙に対する観測等の強化について（箱根町）

平成13年の群発地震の発生以降噴気が強まり調査した結果、高濃度の二酸化硫黄が噴出しているため、公園利用者の安全確保の必要性から関係者5者（神奈川県、箱根町、県公園協会、温泉供給株、奥箱根観光株）による観測・監視体制を整え、万が一に備えています。

そこで、今後の対応として、火山ガス観測機器等の充実及び観測データの分析等について県温泉地学研究所で対応が図られるよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

大涌谷の二酸化硫黄噴出については、平成14年4月23日に制定しました「大涌谷園地 自然研究路 火山ガス（二酸化硫黄）対応マニュアル」に基づき、事故防止に必要な自然研究路2か所での連続測定及び監視体制を確立するとともに、大涌谷園地安全対策協議会を設立において、隨時適切な安全対策について協議し、専門家の助言を受け、大涌谷園地の利用者の安全を図ってまいります。なお、平成15年度事業として硫化水素や風速の連続測定装置の設置を予定しております。

今後も必要に応じてより安全な体制が図れるよう、環境科学センターと温泉地学研究所も交えて検討してまいります。

(要望事項)

3 寄地区生活排水処理施設の整備に伴う支援について（松田町）

松田町寄地区北部は、県の「やどりき水源林整備事業」により良質な水の確保に努められていますが、寄地区の中心を流れる中津川周辺には住宅が密集し、家庭等からの生活排水により河川の水質汚濁が著しくなっているため、地域住民から汚水処理の早急な対策が要望されています。

町では、早期に地理的・社会的条件に応じた最適な生活排水処理方法を決定し計画的・効果的な水質保全対策を推進したいと考えています。しかし、事業を推進するためには、莫大な費用と期間を要すため財政規模の小さな町では負担が大きく、近年の財政状況を考慮すると大変厳しい状況にあります。また、将来、起債の元利償還等による繰出金によって、一般会計を著しく圧迫することにもなりかねません。

つきましては、県民の「良質で安定的な水資源の確保」と「水源地域の自然環境や生活環境」の保全を図るために、生活排水処理施設整備に伴う財政支援と人的・技術的支援について要望します。

<措置状況>（環境農政部）

生活排水処理施設の整備など生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の支援については、水質汚濁防止法により国の役割となっていることを踏まえ、県は国と連携して補助を行うなど市町村の支援を行っており、今後も努めてまいります。

(要望事項)

4 河川ごみ処理による環境保全対策の充実について（山北町）

河川が貫流している山北町は、河川敷地を利用親しむ県民（国民）の憩いの場となっています。しかし、この河川空間に心得のない一部の河川利用者（キャンパー等）が放置する散乱ごみが広域に散在しています。町ではこの処理に対処していますが、財政的に限界があるので毎年苦慮しています。

つきましては、散乱ごみの処理について、河川管理者の責任において対処するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

河川敷における不法投棄・散乱ごみに対しては、県としましてもパトロールの実施や防止看板・柵の設置等の未然防止対策や散乱ごみの撤去等の原状回復対策を地元の皆様の協力を得ながら進めていますが、今後とも、河川愛護団体やボランティア団体及び地元の皆様の協力を得ながら河川環境対策に努めてまいります。

(要望事項)

5 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

一部の心ない人たちによる不法投棄は、依然として後を絶たない状況にあります。特に中津川など河川敷に放置された車両については、河川管理者である相模川総合整備事務所により撤去していただいておりますが、その撤去にいたるまでには多くの時間を要している状況にあり、そのため放置車両周辺には新たな不法投棄の誘発や車両火災などの危険が伴うなど、地域住民からも早期撤去を望む声が多く寄せられています。

このような状況から、当町におきましても河川清掃をはじめ不法投棄巡回パトロールの実施など中津川周辺の不法投棄撲滅に向けた取組みを展開していますが、一町村では資機材にも限りがあることから、河川管理者においては不法投棄の早期撤去をするよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

放置車両の撤去については、所有者の確認調査等に時間がかかることと、所有者が判明しなかつた場合は所定の手続きを経て処理しなければならないことから処理に時間がかかってしまいますが、

できる限り早期に撤去を行うように努めているところでございます。

また、捨てやすい場所への進入防止柵の設置等の未然防止対策の強化を含めて、地元の皆様の協力を得ながら車両等が放置されないような努力もし、今後も車両を含めた廃棄物の早期処理に努めてまいります。

(要望事項)

6 宮ヶ瀬湖周辺の不法投棄廃棄物の撤去や防止対策について（清川村）

宮ヶ瀬湖周辺は、県及び関係者の廃棄物の早期撤去による現状回復や未然防止策が講じられ、安全な水の供給が図られています。

しかし、山間地の大型車両による大規模で悪質な不法投棄が後を絶たない状況ですので、今後も県民の大切な水を守るため、迅速な対応と更なる阻止対策の強化を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部・県土整備部）

県では、平成9年度から「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」を市町村、県民、団体と一体となって推進しております。その取組の一つとして、毎月の平常監視のほか、2ヶ月ごとに市町村との合同パトロールを実施しております。また、特に悪質な不法投棄が繰り返し行われる箇所については、平成12年度から警備会社への委託による集中的な監視を行うとともに、監視カメラの設置を行っているところです。さらに、平成14年度からはNPOとの協働による不法投棄現状マップ作成事業に取り組むとともに、不法投棄された廃棄物が環境保全上の支障となる場合には、不法投棄緊急撤去事業を実施しております。また、未然防止対策として不法投棄防止柵等の設置も行っております。今後とも、引き続き行政としての取組を進めて行く必要があると考えております。

(要望事項)

7 津久井湖及び宮ヶ瀬湖周辺の不法投棄廃棄物への対応について（津久井町）

津久井湖及び宮ヶ瀬湖周辺の斜面地は道路に面しており、急斜面地であることから廃棄物の不法投棄が非常に多く、その対応に苦慮しているところです。特に三井地区と名手地区を結ぶ県道515号に面した箇所及び荒井林道に面した箇所については、交通量が少なく人目につきにくいことから、廃棄物の投棄が顕著であり、地域からも防止策についての要望がされているところです。

つきましては、当該地における廃棄物の撤去及び防止策としてフェンスの設置を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

県では、平成9年度から「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」を市町村、県民、団体と一体となって推進しております。特に、不法投棄された廃棄物が環境保全上の支障となる場合には、不法投棄緊急撤去事業を実施するとともに、車両の車止めの設置等の未然防止対策を実施しており、平成12年度及び14年度には、津久井町で不法投棄の撤去を実施しております。今後とも、こうした事業を通じて不法投棄防止対策を進めてまいります。

なお、平成14年度中に荒井林道敷地内の廃棄物の撤去及び不法投棄のされやすい場所にフェンスの設置を実施する予定しております。

(要望事項)

8 「自然保護奨励金」の増額及び交付基準の見直しについて（津久井町・相模湖町）

自然保護奨励金の対象は、自然環境保全地域、国定公園、県立自然公園等の中に山林等を所有している個人、財産区等を対象に自然環境を保全する目的で交付されていますが、平成11年度から調整率が改正され、著しい減額支給になっています。

「水源の森構想」事業の趣旨と併せて自然保護奨励金の増額と、今後の森林づくりの活動に支障が生じることのないよう調整率の見直しを要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

自然保護奨励金については、県内に残された自然環境を保全するため、自然環境保全地域等に山林等を所有する方などを対象に交付しているものです。

ご要望の調整率の見直しについては、現在の県の財政状況から、実現は困難であると考えております。

（要望事項）

9 海岸線の松林の保全について（二宮町）

二宮町の海岸線の松林については、地域森林計画対象民有林となっていないため、森林法に基づく保全は困難であり、風致地区等の地域制緑地に指定することによる保全も居住区域であることから、事実上不可能です。

しかし、松林については、防風・防砂を含む環境保全の役割とともに、相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっています。

これらのこと考慮され、すでに事例があるナショナルトラストによる対応も含めて、松林の保全について一層の検討・支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

地域制緑地の中でも、風致地区については開発を全く認めないものではなく、県内でも多くの居住区域に指定されていることから、地権者の方々にもご理解を得やすいと思われますが、これらの地域制緑地に指定して保全すること、また、ナショナルトラスト等による対応を図ることについては、地権者の意向を踏まえ、町と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

（要望事項）

10 自然環境保全地域の活用について（中井町）

厳島神社周辺は、県下でも数少ない湧水の出る湿地帯として昭和49年に県の自然環境保全地域として指定を受けました。

その後指定地内は、自然を守ろうとの意向から逆に放置状態となり、植物の繁茂と合わせて湧水の減少による水位の低下、枯草等の堆積による陸地化が進んでしまいました。

そこで町は、自然環境保全地域内の湿地・樹林地環境の復元と、貴重な湧水地の保全に努めるとともに、地域住民の憩いの場として親しまれ、また、21世紀へ残すべき貴重な県民の財産となるよう、環境省より支援をいただき、平成13・14年度において整備を行っているところです。

また、あわせて当地域資源を有効に活用すべく、広域交流の場として県が進めております「花と水の交流圏事業」にも位置付けし、整備を図ってきましたが、引き続き財源の補助に対する国への働きかけと、県における「花と水の交流圏事業」への位置付けを要望します。

＜措置状況＞（環境農政部・企画部）

中井町が実施している厳島神社自然環境保全地域における湿地・樹林地環境の復元と湧水地の保全事業については、県でも、当該地域の自然環境の特色である湿原の環境が、自然環境保全地域制度の趣旨に沿って良好に保全及び利用されるよう、中井町と技術面での協議等を行っておりますが、今後とも引き続き同様の協力をに行ってまいります。

なお、平成13、14年度の2年間については、観光拠点の整備のため、「花と水の交流圏づくり推進事業」として県が財政支援を行っておりますが、今後とも事業内容を踏まえて、引き続き財政支援を行いたいと考えております。

（要望事項）

11 かながわ景勝50選（仙石原）保存事業に対する助成について（箱根町）

昭和54年に「かながわ景勝50選」に選定された仙石原高原は、箱根を代表する景勝地として多くの人に親しまれています。

町は、特にこのエリア内のススキ草原において昭和63年度から野焼きなどを毎年実施し、永続的な保存に積極的に取り組んでいるところですが、町として独自に事業を実施するには、多額の経費が必要となりますので、ススキ草原の維持と観光資源保護の観点からも、助成を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

湿原の保全に向けて一定の人為的管理が必要とされた仙石原高原については、平成12年4月、箱根町も主体となって、国や県とともに「仙石原湿原保全計画書」を策定して、それぞれの役割分担の下、それぞれが責任を持って保全対策を進めているところです。

こうした中、県は、県の役割として草刈りや水位、土壤のモニタリング調査を実施しており、今後とも県としての役割を果たしてまいりたいと考えており、新たな助成制度を作ることは考えておりません。

（要望事項）

12 畑引山集団施設地区整備事業の促進について（箱根町）

畑引山集団施設地区整備については、全体計画の見直しと併せ、後期計画の策定がなされておりますが、国の公園計画の見直しとも照らし合わせ、後期計画の早期実現について要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

要望されている畑引山集団施設地区の後期計画については、平成5年度に策定され、これまで環境省、神奈川県、箱根町の3者において、計画の推進に向けて話し合いを進めてきたところです。

今後、国の利用計画の見直しに合わせ、環境省及び箱根町と調整し、役割分担等も含め検討を進めてまいります。

（要望事項）

13 県立真鶴半島自然公園利用計画への支援及び特別地域内の私有地の買い上げについて

（真鶴町）

県立真鶴半島自然公園を取り巻く環境は、平成16年5月をもって小田急電鉄（株）が撤退することにより、大きく変わろうとしています。

県立真鶴半島は、後世に残すべき貴重な財産であり、その保全と利用については、半島を保有する当町の使命であると考え、現在、町では、県をはじめ、議会、町民など、跡地利用について検討を進めているところであり、来年度中には公園利用及び跡地利用計画を完成させる予定でありますので、この計画の策定及び推進のために県の人的及び財政的な支援を要望します。

また、公園利用及び跡地利用計画を考えていくうえで、県立真鶴半島自然公園特別地域内に1筆2,858m²の私有地があり、自然公園内の風致景観に対する県立自然公園条例では対応できない土地利用が行われた場合、公園利用計画の推進に支障をきたしますので、県の予算措置により買い上げをしていただきたく要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

「県立真鶴半島自然公園の保全と利用に関する推進会議」において、県と町の役割は明確化されている中で、真鶴半島自然公園を所管する自然環境保全センター箱根出張所において、適切な公園整備・管理及び必要な助言等を行ってまいります。

自然公園内の私有地の買い上げについては、県立自然公園内の風致景観は、県立自然公園条例の適切な運用により、その保護と利用の調和を図ることができますので行いません。

（要望事項）

14 県立真鶴半島自然公園内の遊歩道の整備について（真鶴町）

県立真鶴半島自然公園には、自然観察や森林浴を楽しむため、県民をはじめ多くの人々が遊歩道を利用し訪れます。

自然公園の施設は「保護と利用の調和」を図る目的として、遊歩道の木棚等危険箇所から順に整備していただいておりますが、従前より要望している真鶴ケープパレス横の遊歩道の整備を早急に進めていただくよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

遊歩道については、林床植生の保護はもちろん、訪れる方々に安全な歩行環境を提供するという観点に立って、整備に努めていきたいと考えており、ケープパレス及びその周辺部等の整備については、今後の利用形態も考慮して、検討を進めてまいりたいと考えております。

（要望事項）

15 県立奥湯河原自然公園の整備について（湯河原町）

県立奥湯河原自然公園の整備計画と湯河原町の整備計画との整合を図り、県・町の役割分担を明確化したうえで、早急な整備を実施されるよう要望します。

また、池峯地区は、紅葉等の落葉広葉樹を活用した新たな観光拠点として整備中であり、平成13年度から「花と水の交流圏づくり事業」として県補助金が採択されておりますが、平成16年度までの事業期間、引き続き県の財政支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部・企画部）

平成12年4月1日付けで、県立奥湯河原自然公園の公園区域の見直しと公園計画の策定を行ったところであります。公園の整備に当たっては、県と町の役割分担を明確にし、湯河原町が策定した湯河原自然郷整備基本計画書（平成11年3月）を踏まえて、引き続き、検討、調整を行ってまいりたいと考えております。

また、池峯地区については、観光拠点の整備のため、平成13、14年度の2年間、「花と水の交流圏づくり推進事業」として県が財政支援を行っておりますが、今後とも事業内容を踏まえて、引き続き財政支援を行いたいと考えております。

（要望事項）

16 四季彩のまちづくりについて（星ヶ山湯河原さつきの郷づくり）（湯河原町）

町民の積極的な参加と協力で町内一円を花で彩り、安らぎとうるおいのあるまちを創出し、観光資源としての町の活性化を図るため、湯河原四季彩のまちづくりを推進しています。平成13年度から「花と水の交流圏づくり事業」にて、さつきの郷づくりが県補助金の採択を受けましたが、平成18年度までの事業期間、引き続き県の財政支援を要望します。

現在、重点的な事業として、星ヶ山の湯河原さつきの郷づくりの事業が進んでいますので、特段の配慮をお願いします。

＜措置状況＞（企画部）

県では、富士箱根伊豆交流圏構想の推進を図る一環として、平成13年度から「花」と「水」をキーワードに観光・交流スポットの整備等を内容とする花と水の交流圏づくり推進事業を実施しております、今後とも湯河原さつきの郷づくり事業については、この事業で支援してまいります。

（要望事項）

17 丹沢大山国定公園区域の見直しについて（津久井町）

当地域は、人口減少区域であり、人口を誘導する方策が検討されていますが、さまざまな制約が課せられていることから、まちづくりを行う等地域振興に支障をきたしております。

地域住民からも指定区域の除外要望も強く出ていることから、ある程度の規制緩和ではなく、区域の見直しができるよう要望します。

また、同公園を所管する公園管理事務所が遠距離のため、申請手続き等において不便をきたしていますので、出張所の開設についても早急に再検討願います。

＜措置状況＞（環境農政部）

関係市町村の実情を勘案して保護と利用の調和を図るために、自然公園法施行規則第11条第30項において、自然的、社会経済的諸条件により各種行為を規制する現行の許可基準を適用しないことができるという「特例の基準」を定めていますので、これに基づき具体的に協議をしていただきたいと考えます。

また、公園管理を行っている自然環境保全センターの新たな出張所の開設については、現在考えておりません。

（要望事項）

18 自然環境保全地域指定に合わせた遊歩道の整備について（津久井町）

自然環境保全地域指定にあたっては、指定後、保全すべき場所がより適切に管理される環境にならなければなりません。

現在指定が進められている青野原地区は、道志川の斜面地で従来から道志川を利用するための歩道が設置されています。

指定にあたっては、地域の利活用の実態に合わせ、また、より適切な管理を可能とするためにも、現在利用されている歩道を遊歩道として整備することを要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

自然環境保全地域の指定の目的は、県土に残された貴重な自然環境を、基本的にそのまま保全し、私たちの子孫に継承していくものです。

このため、指定後は、標識等の設置や自然環境保全指導員による巡回指導等をすることにより、当該地域の周知と自然保護への普及啓発を行っております。

自然環境保全地域の管理については、現状では森林整備など自然環境の保全に直接関連する事業を優先すべきであり、ご要望の遊歩道整備は現在の財政状況の面からも困難であると考えておりますが、今後とも地元市町村と連携し、森林整備等の保全事業を行う中で、利活用のための施設整備も含め自然環境保全地域の保全管理について方策を検討してまいりたいと考えております。

（要望事項）

19 東海自然歩道の整備等促進について（相模湖町）

利用者の安全を図るうえで歩道や橋等の利用施設の一部が改善されるなどの措置が講じられていますが、いまだ標識の腐食や老朽化、あるいは道標の欠落等来訪者に不安感を与えるため、更なる整備を要望します。また、ハイキングコース沿いに植林された樹木の成長により眺望も限られたものとなっているので、景観伐採等の実施を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

標識や道標については、登山者の安全を確保するうえで必要なものであり、現地確認を行い、腐食等の進んだものについて順次改修等を行ってまいりたいと考えております。

東海自然歩道沿いに植林された樹木の伐採については、その樹木の管理者が実施するものであり、自然公園条例に基づいて所定の手続きが必要となります。

（要望事項）

20 県立陣馬相模湖自然公園指定に伴う利用計画事業の促進について（相模湖町）

自然公園の指定に伴い、その周辺計画も逐次整備されつつありますが、なお一層、自然公園としての機能が十分に発揮されるよう、展望施設や自然観察路等の整備の促進を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

県立陣馬相模湖自然公園については、公園内を通過する東海自然歩道や主要登山道を中心として、歩道やトイレなどの整備・補修を進めております。

今後も利用者の動向や緊急性を勘案して、指導標の設置や歩道の整備等を検討してまいります。

（要望事項）

21 秦野峠林道の整備について（山北町）

「かながわ新総合計画21」の重点プロジェクト「水源地域の活性化」は、水源地域である当町にとって、まちづくりをするうえで大変重要な取組みとなっています。

秦野峠林道は、当町の玄倉から松田町・秦野市へと連携する広域的な林道であり、森林涵養・森林保全等の林業施業に大きな役割を果たしていますが、他市町との広域交流による活性化を図るうえでも重要な道路です。

つきましては、観光立町を図り、水源地域のまちづくりを推進し、広域交流による他市町村との活性化に積極的に取り組んでいくため、広域観光ルートとしてのスーパー林道整備を実施するよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

林道は、林業の経営や適切な森林管理を行うための施設であります。県では、平成9年11月に「林道整備の見直しについて」として出した方針に基づき整備を行っており、観光を目的とした新たな整備は困難です。

（要望事項）

22 玄倉林道の整備について（山北町）

玄倉林道の利用頻度は、林業従事者や県が所有するユーシンロッジの利用客などの増加並びに当町の施策による観光客の誘致取組み等により高くなっています。

つきましては、目的による道路構造となっていることは理解できますが、観光立町のまちづくりを進めるなか、利用者の通行の安全を確保することも行政の務めですので、諸事情を賢察いただき、水源地域の活性化によるまちづくりの推進のため再度道路構造例の見直しを図り、道路整備を実施するよう重ねて要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

林道は、林業の経営や適切な森林管理を行うための施設であります。県では、平成9年11月に「林道整備の見直しについて」として出した方針に基づき整備を行っており、観光を目的とした新たな整備は困難です。

（要望事項）

23 明神林道通行規制の緩和について（箱根町）

明神林道は、林業関係車両及び一部許可車両のみ通行可能となっていますが、県西地域の広域的な観光・経済流通という面からみると、南足柄市と箱根町を結ぶ重要なルートとなり得ると思われます。この明神林道は、県西地域農業総合活性化対策事業の一環として平成4年度に完成していますが、当初の整備目的の中には足柄万葉の郷と仙石原温泉郷を結ぶルートの確保という目的もありますので、その整備目的にそって規制の緩和を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

林道は、林業の効率的な経営や適切な森林施業を行うための施設であるため、構造も道路法に基

づく一般の道路とは異なり、幅員が狭いものとなっています。このことから、明神林道も通行の安全確保のために公安委員会による交通規制も行われているところです。

なお、特例として地元関係者や林道沿線の施設利用者の通行を制限的に認めておりますが、通行規制の一層の緩和は困難であります。

(要望事項)

24 菜畠林道の整備について（湯河原町）

林道は、外材や代替材に対抗しうる効率的な林業経営の展開や間伐保育等森林の適正な維持管理を通じ、森林の公益的機能の向上を図る上で不可欠な施設です。

平成14年度は、国費、県費の支援をいただいたが、平成15年度以降も引き続き積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の件については、今後も引き続き支援していく予定であります。

(要望事項)

25 丹沢湖周辺の森林公有地化について（山北町）

県民の水瓶である丹沢湖のダム機能を保全するためには、丹沢湖周辺の森林と湖の一体的な管理・保護が必要となっています。また、周辺の天然林などを保全管理するには、買収による公有林化が求められています。

つきましては、森林の水源涵養並びに良質水の安定的な確保のため、買収による私有林の公有地化を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

「水源の森林づくり事業」では、協力協約や水源林整備協定、水源分収林、買取りの手法により、計画的な公的管理の推進に努めています。

買取りの箇所については、水源林として重要であり、県による永続的な管理を必要とする森林、具体的には標高800m以上、水源地域源流部やダム湖周辺の森林といった一定の基準を設け地域を限定して、森林所有者のご理解とご協力をいただきながら実施しております。

(要望事項)

26 広葉樹林の保全と樹種転換の促進について（箱根町）

広葉樹林の保全と整備を含めた森林施業の総合計画である「かながわ森林づくり計画」、また、「第9次県営林管理・経営計画」が作成されていますが、広葉樹の持つ多面的機能は観光地箱根の重要な観光資源であることや、箱根細工等育成の上からも重要な資源であるので、県有林の整備にあたっては、広葉樹への樹種転換について一層の配慮を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

広葉樹林の育成や活用については、県営林においても、「第9次県営林管理・経営計画」に基づき取り組んでおりますが、今後ともより一層広葉樹の保全に配慮した森林整備を推進してまいります。

(要望事項)

27 松くい虫防除事業に係る支援について（二宮町）

二宮町は、松林が住宅地に多く分布していることからクレーン車等の使用により施工の単価が県の標準（補助）単価を大きく上回っています。

特別伐倒駆除等の統一的な標準（補助）単価の引上げ等については困難があると思われますが、

実情を理解いただき、何らかの財政的支援を検討するよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

松くい虫防除事業の対象としている松林は、一定のまとまりをもつ松林を対象にしており、標準単価もこれらを対象に設定しております。ご要望の件については、特殊なケースであり、標準単価の引き上げ等の財政的支援は困難であります。

（要望事項）

28 松くい虫等防除事業について（湯河原町）

近年の松くい虫の被害は目を覆うものがあり、このままでは自然環境の保全はおろか景観形成の上からも憂慮すべきものがあります。

当町としましても予算措置について努力をしていきますが、国及び県からのより一層の支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

松くい虫防除事業については、県でも財源の確保、効率的な防除の推進に努めているところですが、予算面では、関係市町村からの要望にすべて応じることが出来ない状況でございます。各市町村における自主的防除事業の実施をお願いするとともに、県でも引き続き財源の確保に努めてまいります。

（要望事項）

29 宮ノ下地内山腹土砂流出防止対策について（箱根町）

平成10年9月の台風により宮ノ下蛇骨地内の山腹の一部が崩壊し、土砂が箱根登山鉄道線路敷に流出し、一部は国道1号まで達してしまい、約7時間にわたり鉄道が不通となる被害が発生しました。隣接する箱根登山鉄道所有地はすでに実施済でありますので、保安林である当該箇所についても土砂流出防止対策を講じるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の箇所の保安林部分については、自然復旧しております、今後の荒廃状況等を勘案しながら、検討してまいります。

（要望事項）

30 芦之湯地内山腹土砂流出防止対策について（箱根町）

平成10年9月の台風により芦之湯字湯の花沢地内の山腹の一部が崩壊し、一般自動車道駒ヶ岳道路の一部に土砂が流出し、通行不能となり復旧まで2日間を要しました。

当該箇所は国有林ですので、山腹の土砂流出防止対策について、強く国に働きかけることを要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の件については、国に伝えてまいります。

（要望事項）

31 強羅・木賀地内の水路整備について（箱根町）

文部科学省共済組合と東京都千代田区保養所の間を流れている水路が未整備のため、上流からの雨水・生活排水により川床が洗掘され、土砂が流出し、危険な状態となっています。

森林所有者の同意については、町も理解を得られるよう努力していきますので、保安林として指定のうえ、治山事業として整備するよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の箇所は、山腹の荒廃状況や保安林の指定状況を勘案しながら検討してまいります。

(要望事項)

32 塔ノ沢地内水路改修について（箱根町）

塔ノ沢深沢銭洗弁財天宮付近の水路が、平成12年夏の台風による倒木のため、石積の基礎が洗掘され危険な状態となっています。町で応急的な倒木の撤去・石積の補強は実施しましたが、付近は保安林に指定されており、治山事業として整備するよう要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の箇所については、保安林ではなく、治山事業で整備することは困難です。

(要望事項)

33 津久井湖・相模湖の湖岸崩落対策について（城山町・津久井町・相模湖町）

津久井湖・相模湖周辺の湖岸崩落防止対策や県による斜面地の用地取得を含めた保全対策等、湖岸の整備を早急に実施するよう要望します。

<措置状況>（企業庁・環境農政部）

企業庁が管理している貯水池の周辺湖岸については、これまで企業庁として、貯水池内の管理上必要な護岸工事を継続的に実施しております。

津久井湖・相模湖の企業庁管理区域内の崩落箇所については、これまでも関係各町及び関係機関等と調整を図って対策を講じてきたところですが、今後とも企業庁管理区域内の崩落箇所及び企業庁管理区域内の崩落が原因となって起きた崩落箇所について、関係各町及び関係機関等と協議して、順次整備してまいります。

なお、実施に当たっては、水位を下げて工事を行わなければならないため、今後も貯水位の状況を見極めながら、執行していきたいと考えております。

治山事業については、保安林の荒廃状況を勘案しながら検討してまいります。

(要望事項)

34 農道整備事業の実施に対する支援について（二宮町）

町農用地の大半は傾斜地であるため、経営効率、土地利用効率が低く、機械化にも苦慮しています。

農用地の荒廃化防止や後継者の確保に農道整備は必要不可欠なものであるので、農道整備事業に向けての計画立案の指導、また、事業実施の際の財政支援について要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の点については、町の計画内容が具体的になった時点で実施に向けた計画の指導・助成を行い、実施においては財政状況に応じ、支援を行ってまいります。

(要望事項)

35 井ノ口東県営農道整備の推進について（中井町）

井ノ口東県営農道整備は、主要地方道平塚松田線を起点とした平塚市土屋字遠藤原の間の農業振興区域の生産環境の向上に寄与するとともに、荒廃地の防止や農作物の生産性と流通性を高めるものです。農業振興のうえにも多大な期待がされておりますので、事業の早期完成を目指し、計画的な事業実施について特段の配慮を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の点については、今後とも円滑な事業の推進に努めてまいります。

(要望事項)

36 国の水産基盤整備事業における補助事業採択要件の緩和について（真鶴町）

水産基盤整備における漁村総合整備事業の漁業集落環境整備事業を利用して当町の岩海岸環境整備を計画しましたが、漁業集落環境整備事業の採択要件に地区の漁業依存度が1位又は漁家比率が1位のいずれかに該当しなければならないという規制があります。

このような採択要件の規制がある限り、本県のような首都圏域では、漁業集落環境整備事業により事業計画を推進することができません。

当町のような首都圏域に位置する漁港の環境改善が行えるよう、漁業集落環境整備事業の採択要件の緩和を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

漁港集落環境整備事業の性格上、現在の採択要件については、全国的なレベルとしてはやむをえないものと考えますが、本県のように首都圏に立地し、漁港背後まで都市化された特殊な状況にも配慮した採択条件の追加を、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

37 二宮漁港の整備促進について（二宮町）

二宮漁港については、次期漁港整備計画により事業の推進を図って行きたいと考えておりますので、引き続き県の指導及び国への働きかけを要望します。

<措置状況>（環境農政部）

ご要望の点については、国が策定した漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針との整合を図り、二宮地区の漁業実態も踏まえ、実施可能な整備について調整してまいります。

(要望事項)

38 福浦漁港整備事業への支援について（湯河原町）

地元漁業者の生産意欲も高く、当町としても積極的に漁業施策を展開していますが、漁港整備を実現することによって、より効果的な漁業経営が図られます。

平成13・14年度は、国費、県費の支援をいただきましたが、平成15年度までの事業期間、積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

漁港漁場機能高度化統合補助事業については、計画どおり事業進捗が図られるよう、国庫補助事業としての採択に努めてまいります。

福祉部関係

(要望事項)

1 幼保一元化の促進について（箱根町）

幼保一元化につきましては、平成10年3月10日、国から「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」が通知され、当町では、少子化に伴い、学校・幼稚園及び保育所の効率的な運営や教育効果の向上を図るため、学校等の適正規模・配置や幼保一元化を目指す中で、平成14年度幼保合築施設の建設を行いますが、さらに、保育料の統一、入園手続き、保育内容、職員の兼務などについて、教育と保育の一体化が図られるよう引き続き県に要望するとともに、国に強く働きかけることを要望します。

<措置状況>（教育庁・福祉部）

幼稚園と保育所は、異なる目的・役割を持つ施設であり、それぞれの制度の中で整備充実が図ら

れているところですが、国は多様化する保育ニーズに応える観点に立ち、両施設の連携強化に努めております。

県でも、現在、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施するなど、両施設の連携が図られるよう取り組んでおりますが、今後、国の動向を見据え、適切に対応を進めていくよう努めてまいります。

幼稚園と保育所の一元化については、国の動向を踏まえながら、対処してまいりたいと考えております。

(要望事項)

2 知的障害児・者に係る事務の権限移譲に伴う財政及び専門職員の支援について（箱根町）

平成15年4月から、知的障害児・者に係る事務が町村に権限移譲されますが、移譲に伴い知的障害者の施設措置費を町村が一部費用負担しなければなりません。その一部費用負担には地方交付税への算入が検討されているようですが、地方交付税不交付団体の自治体にも特別な財政又は人的支援を要望します。

<措置状況>（福祉部）

平成15年4月から知的障害者に係る事務及び障害児の居宅支援に係る事務が市町村に権限移譲されることとなります。県でも、市町村との役割分担を踏まえ、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

また、現在の福祉職員全体の配置状況から市町村への職員派遣には厳しいものがありますので、様々な機会をとらえて、これまで培ってきた福祉職員の知識・技術を生かしながら、町村の事務支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

(要望事項)

3 養護老人ホームに対しても介護保険法第13条の規定と同様な特例法の整備について（寒川町）

養護老人ホームの入所措置費は、老人福祉法第21条及び特別養護老人ホーム等入所者に対する国民健康保険の住所地主義の特例に係る取り扱いに基づき、措置者である市町村が負担しています。

平成12年4月介護保険法の施行により、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については住所地特例が定められているが、養護老人ホームについては所在市町村が保険者となり、利用の際は継続して介護給付を行うため、養護老人ホームの所在する市町村（特に地元の措置者が少ない市町村）の介護保険の負担が増大することが見込まれますので、介護保険法第13条の規定と同様な特例的法整備を要望します。

<措置状況>（福祉部）

養護老人ホームに対する住所地特例の適用について、引き続き国に要望してまいります。

商工労働部関係

(要望事項)

1 勤労者福祉施設「いこいの村 あしがら」の経営について（大井町）

平成12年5月の閣議決定により、民間と競合する国又は特殊法人が設置主体となる公的施設について、地方公共団体への譲渡、民営化、廃止、その他の合理化等の措置が決定され、大井町にある勤労者福祉施設「いこいの村あしがら」も対象施設の1つになっています。

県においては、平成13年に「労働福祉施設のあり方に関する検討会」を設置し、多方面から検討を進めていますが、地域の実情を十分考慮した上での検討をお願いするものです。

については、当該施設は町内唯一の宿泊施設であり、現在町では施設のある相和地域の活性化構

想を進めており、当該施設は構想の中核を担う拠点として重要な位置を占めています。このように、当該施設が地元大井町をはじめ、周辺地域に果たしてきた、また今後果たしていく役割を勘案し、地域の活性化のためにも重要な施設です。しかしながら、小規模自治体における財政負担の限界や経営経験もなく、譲渡を受けることは困難な状況です。そこで、財政規模や経営ノウハウをお持ちの県が譲渡を受け、施設の存続を要望します。

なお、地元大井町としては、経営における協力や誘客に向けた各種イベント等の開催をはじめ、いこいの里相和整備構想の早期実現・アクセスの整備等、環境整備を今後も積極的に推進したいと考えます

＜措置状況＞（商工労働部）

「いこいの村あしがら」は、勤労者のための宿泊施設として県民に広くご利用いただいており、大井町の地域振興施策において重要な位置を占める施設として認識しております。

しかし、本施設については、設立以来（財）あしがら勤労者いこいの村（以下「財団」という）が運営してきており、平成12年5月の閣議決定で示されたとおり、民間と同一競争条件を確保するという観点から、今後の運営についても財団の独立採算が基本と考えます。

県では、本施設のあり方について検討するため、学識経験者、労働者及び使用者で構成された「労働福祉施設のあり方検討会」を設置し、「民間に近い形で黒字経営が継続できることを条件として、経営の合理化を行うことができれば施設を存続させることは可能と思われる」というご意見をいただきました。

県としましては、この検討会意見を踏まえ、大井町をはじめ、関係団体とも協議した結果、本施設を機構から県が一旦譲受した後、財団が独立採算で運営するという条件の下、財団に譲渡したいと考えております。

県土整備部関係

（要望事項）

1 乗合バスによる生活交通の確保対策に対する財政支援について（藤野町）

藤野町では、本年4月から県内では初めてとなる道路運送法第80条許可による町営バスを運行していますが、法の改正により、今後も不採算路線からの乗合バスの路線撤退等が予想されます。

山間地で集落が散在する地形条件の当町では、乗合バスは日常生活を支える交通手段として大きな役割を果たしており、バス路線の確保対策は、重要な行政課題となっています。また、将来の小学校統合に併せて、遠距離通学児童の足の確保も図っていく必要もあり、新たな交通システムの構築とバスターミナル等の基盤整備に迫られています。

つきましては、これらに対する国及び県の積極的な財政支援を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

生活交通の確保対策としての新たな交通システムの構築やバスターミナル等の基盤整備については、地域での取組状況を踏まえ、県としてどのように支援すべきか、検討してまいります。

なお、国の補助制度の拡充や地方自治体の安定的な財源確保については、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

2 吉田邸の保存について（大磯町）

大磯町は古くから温暖な気候にあり、風光明媚な土地柄から、吉田茂元総理や伊藤博文初代内閣総理大臣など数多くの著名人が居を構えていました。

しかし、年月の流れから多くの邸宅が開発などにより取り壊され、現存するものも数少なくな

ってきました。なかでも優れた建築様式を有する吉田邸は、当町だけでなく、国、県にとっても大変重要な建築物であり、一時代の日本を動かす中枢となった当邸は、後世に守り伝えていきたいもののひとつです。

この邸宅を開発などから守り保存していくには、重要構造物に位置づけ、地方公共団体が所有・管理していくことが必要です。

昭和56年～62年頃には、吉田茂邸の隣接地である、旧三井財閥所有地を県に購入願い、県立城山公園として整備いただいた経緯もあります。

つきましては、この吉田茂邸を県の施設として購入していただき、広く県民共有の財産としての維持・保存を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

吉田邸の保存については、周辺の庭園とともに都市公園とするなど県の施設として管理することも考えられますが、用地や施設の買収については、財政的に厳しい状況でございます。加えて、この建造物を現状のままで維持していくためには高度な管理技術や多大な費用を要することなどの課題があることから、公園施設として管理していくことは極めて困難でございます。

（要望事項）

3 山北つぶらの歳時記の杜の整備について（山北町）

山北つぶらの歳時記の杜の整備については、「かながわ新総合計画21」で森林・牧場・温泉が一体となった自然とのふれあい拠点を整備し、都市地域との交流による水源地域の活性化を図ることとなっております。

昨年来、山北つぶらの公園と大野山ふれあい牧場（仮称）の整備については、簡易保険総合レクセンター建設の進捗と整合をとりながら引き続き進めていく旨の回答を得ていますが、山北つぶらの公園、大野山ふれあい牧場（仮称）及び周辺アクセス道路の整備については、簡易保険総合レクセンターの進捗いかんにかかわらず、より一層の事業促進を要望します。

また、山北つぶらの歳時記の杜と丹沢湖を結ぶアクセス道路（仮称）大野山南北道路の整備についても「整備計画が無いため現段階では検討しておりません」との回答を得ていますが、整備計画の実現に向けて引き続き検討するよう要望します。

＜措置状況＞（企画部・環境農政部・県土整備部）

山北つぶらの歳時記の杜を構成する事業のうち、山北つぶらの公園の整備については、関係機関との調整を図りつつ、平成14年度から一部の区域について用地買収などを進めることとしております。

（仮称）大野山ふれあい牧場の整備については、平成14年度に施設の設計、給水施設の整備等に着手し、平成17年度のオープンを目指しております。

公園へのアクセス道路については、全体計画の進捗にあわせて、今後、関係機関と調整してまいります。なお、（仮称）大野山南北道路については、現在のところ、県道としては、整備する予定がございません。

（要望事項）

4 土地区画整理事業の国庫補助率の拡大と県費補助の拡充強化について（開成町）

開成町では、開成駅周辺地区の地区画整理事業として町施行による面積63haの計画地域があり、そのうち36haは完了したものの、27haの整備が残されています。また、組合施行の計画区域として南部地区（26.0ha）及び松ノ木河原地区（5.7ha）があります。

地区画整理事業は、急速に宅地化が進む当町にとって短期間に、より良質な住宅地の整備を図ることができます。つきましては、計画的かつ健全な市街地形成を行うため、地区画整理事

業を積極的に推進したいと考えておりますので、国庫補助並びに県費補助の拡充強化を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、国に対して引き続き助成制度の拡充を働きかけてまいります。

また、県費補助については、研究してまいります。

（要望事項）

5 仙石原緑道（仮称）の整備について（箱根町）

仙石原緑道（仮称）は、当初バイパスとして計画されたものですが、その後仙石原の自然環境に調和した緑道としていくことで地元の合意が得られています。

全区間のうち、一部買収地におけるモデル区間が平成12年度に整備されましたが、未買収地の地権者の理解と協力を得るためにも、買収済み箇所を積極的に整備いただき、周辺の土地利用の促進が図られるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の路線については、町道に挟まれる130mの区間について、モデル事業として整備を行い平成12年度に完成いたしました。

モデル区間以外の事業化については、完成後の利用状況や財政事情等を勘案する必要があることから、今後の検討課題とさせていただきます。

（要望事項）

6 県立あいかわ公園施設整備と公園区域の拡大について（愛川町・津久井町）

県立あいかわ公園については、平成14年4月27日をもってパークセンターや花の斜面などの一部が開園し、開園記念式典が挙行されました。

今後は、平成18年度の全面開園を目指して整備が進められることになっていますが、地域の資源、産業を取り入れ、「多様な交流、創造をテーマ」とする公園の中核施設として計画されている「工芸・工房村施設」について、体験工房の内容により施設の規模や設備等が大きく左右されることから、地域の産業界の意見を聴取する場を設け、検討されるよう要望します。

また、宮ヶ瀬ダム周辺地域と一体となった秩序ある開発と景観の保全を図るため、宮ヶ瀬ダムの北岸道路と県立あいかわ公園にはさまれた大棚地区を県立あいかわ公園の区域として拡大するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

工芸・工房村施設については、冒険の森、冒険広場、自然観察路、花の森などの未整備区域整備後の課題として、利用状況等を踏まえながら検討してまいります。

また、公園区域の拡大については、当面、都市計画決定された区域の開園に向け、鋭意努力してまいります。

（要望事項）

7 太平洋岸自転車道の二宮町への延伸について（二宮町）

相模湾の海岸線には、藤沢市から茅ヶ崎市までの国道134号自転車歩行者用道路、大磯町には大磯港先から不動川河口付近までを起点・終点とする太平洋岸自転車道が整備されており、サイクリングやウォーキングのコースとして、多くの人に親しまれています。

県民の財産である相模湾の有効活用を図るため、太平洋岸自転車道を不動川河口付近から二宮町まで延伸することとすれば、地域の観光・産業の振興や海岸沿いの市町の住民交流が活発化され、地域における新しい文化の発掘が期待されるところです。

その中でも特に当町としては、西湘バイパスの側道部分（道路公団管理用道路）を利用し、袖が浦海岸から梅沢海岸までの区域について、早期に整備するよう国に対して働きかけをお願いします。

＜措置状況＞（県土整備部）

太平洋岸自転車道のご要望の区間については、事業を担当しております国に、その趣旨を伝えてまいります。

（要望事項）

8 高速道路・国道の封鎖に伴う事前情報の提供について（相模湖町）

相模湖町では、台風・大雨等の場合、中央高速道路が最初に規制又は封鎖され、国道20号が150mmで町内2カ所のゲートで遮断されます。

高速道路に進入しようとした車両や国道20号を走行する車両が、国道412号に長時間待機することになります。国道412号は山と湖の間にあるため大変危険な場所に待機しています。また、国道20号も同様です。このようなことから、高速・国道の封鎖を迂回路のある橋本、あるいは城山あたりに電光掲示板で知らせる対策を公団・相武国道工事事務所・県土木事務所で講じるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の件については、県管理道路の国道413号（城山町久保沢）及び国道412号（相模湖町寸沢嵐）に道路情報板があり、道路規制等について情報を提供しておりますが、今後、国、公団等とも連絡を密にし道路規制情報等の充実を図ってまいります。

（要望事項）

9 都市計画道路（3. 1. 1）藤沢大磯線（県道相模原茅ヶ崎線～茅ヶ崎西久保ジャンクション）の整備促進について（寒川町）

湘南銀河大橋の暫定供用開始により、神川橋や馬人橋の慢性的な交通渋滞の解消に大きな効果をもたらしましたが、日毎に通過車両が増加しており、藤沢大磯線が未整備であるため、地域生活道路に通過車両が入り、良好な生活環境が脅かされています。

つきましては、地域の交通事情の緩和とさがみ縦貫道路の整備促進を図るうえで、藤沢大磯線を早期に整備するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の箇所については、今後とも地元のご協力を得ながら、また、地元自治会やさがみ縦貫道路の工事と調整を図りながら、早期完成に向け鋭意努力してまいります。

（要望事項）

10 都市計画道路（1. 4. 2）さがみ縦貫道路（茅ヶ崎西久保ジャンクション～東名高速道路海老名ジャンクション）の整備促進について（寒川町）

さがみ縦貫道路は、首都圏中央連絡自動車道路の一部として本県の中央部を貫く自動車専用道路であり、交通渋滞の解消並びに計り知れない経済効果が期待されています。

そのため、茅ヶ崎西久保ジャンクションから東名高速道路海老名ジャンクションまで早期に整備するよう強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

さがみ縦貫道路の西久保ジャンクションから海老名北ジャンクションまでの区間では、現在、国及び日本道路公団において、用地買収が進められ、茅ヶ崎市西久保から寒川町一之宮地内等で工事が行われております。

引き続き、県の南北軸を形成する重要な路線として、早期整備を強く国等の関係機関に働きかけてまいります。

(要望事項)

11 都市計画道路（3. 4. 2）中海岸寒川線（寒川N T T以東）の整備促進について（寒川町）

中海岸寒川線は、寒川町の東西軸を形成する重要な路線であり、県道相模原茅ヶ崎線から県道丸子中山茅ヶ崎線までは供用開始されたところですが、県道丸子中山茅ヶ崎線のN T T以東についても引き続き県において早期に整備するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

都市計画道路中海岸寒川線のうち、ご要望の県道45号以東については、国庫補助事業の採択に向けて、国に要望を行ってまいります。今後も地元のご協力を得ながら整備促進に努めてまいります。

(要望事項)

12（仮称）湘南台寒川線の整備推進について（寒川町）

（仮称）湘南台寒川線は、横浜方面から相模鉄道や横浜市営地下鉄が乗り入れられた湘南台方面と相模川沿いを南北に走り、現在、本町域内においても鋭意整備工事が進められている「さがみ縦貫道路」（仮称）寒川北インターチェンジとを連絡する道路で、県の「かながわ交通計画」にも位置づけられています。

また、当該道路は、東海道新幹線新駅誘致に伴うまちづくりにおける広域的な交流連携にも大きく貢献する道路であり、町では平成14年度、当該道路の町ルート案選定に向けての調査を行うこととしております。

つきましては、県央・湘南都市圏における東西交通としての当該道路の位置づけ並びに当該道路を取り巻く現状に特段の理解をいただき、早期整備に向けた積極的な取り組みを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の（仮称）湘南台寒川線については、周辺地区の開発構想等土地利用計画の進み具合を見ながら、県道網のあり方、整備の進め方について、今後、町と十分調整を行い検討してまいります。

(要望事項)

13（仮称）丸子中山茅ヶ崎線の整備推進について（寒川町）

現丸子中山茅ヶ崎線は、横浜市、川崎市方面と茅ヶ崎市とを連絡する道路で、当該道路の町域内の現状はルートが市街地内を通過することや、JR相模線と平面交差すること、さらには沿道部における開発の進展等により、慢性的な交通渋滞を引き起こしています。

現在、その解消に向け当該道路のバイパス化について関係市等と協議をしていますが、広域的な幹線道路であることからルート選定の調整にも難航している状況です。

つきましては、広域的な幹線道路としての当該道路の現状に特段の理解をいただき、バイパス化に向けた積極的な取り組みを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の（仮称）丸子中山茅ヶ崎線については、市街地を通る大規模な道路となることから、都市計画決定が必要と考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

(要望事項)

14 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について（大磯町・二宮町・中井町）

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な問題があると認識していますが、国道1号の混雑緩和及び交通体系網の整備の視点から橋インターラ

り線ランプを視野に入れての国への働きかけを要望します。

西湘バイパスは、二宮インターから東側が国道1号のバイパスと位置付けられているため通行料が無料扱いとなっておりますが、下り線は二宮インターに下りランプがないため下りることが出来ず、料金所を通過して国府津インターまで走らなければならないのが現状となっています。

また、この地域の国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定時運行が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって路線バスの廃止に拍車をかける要因ともなっています。そこで、国道1号の渋滞緩和など円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料にしてほしいと願っています。

つきましては、実情を理解いただき、早期の対策を講じるよう、国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化については、現地の状況等から早急な対応は困難であると聞いておりますが、国道1号の混雑緩和及び交通網の整備の観点から、その趣旨を国及び日本道路公団に伝えます。

（要望事項）

15 小田原・厚木道路二宮インターの改良について（二宮町）

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴って、インター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造となっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどが原因と考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのこと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良を講ずるよう、引き続き国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の小田原厚木道路の二宮インターの改良については、その趣旨を日本道路公団に伝えてまいります。

（要望事項）

16 新原田橋の架替等に伴う支援について（二宮町）

現在、二宮町の重要政策課題である二宮駅北口駅前広場整備に向けて力を傾注しており、権利者の取りまとめを進めています。

駅前広場を整備するためには、新原田橋は、県道秦野二宮線と駅前広場を結ぶアクセス道路として重要な機能があり、整備が不可欠であります。

そこで、交通処理機能の充実化とともに安全な歩行者動線が図れるよう、また、葛川の氾濫を防止するための河川改修とあわせ、新原田橋の架替えなど、事業の具体的支援を引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

新原田橋周辺の葛川の河川改修については、現在、整備の進め方について町と協議しております。

（要望事項）

17 県道平塚松田線改良工事の促進について（中井町）

主要地方道平塚松田線は、中井町を東西に通過し、平塚市と足柄上地域を結ぶ広域的な主要県道であり、地域経済や災害時の物資輸送等など、地域住民はもとより県民にとって重要な道路です。

この路線は、当町を南北に走る主要地方道秦野二宮線と交差する井ノ口交差点から平塚境において、道路復員が狭小で歩道もなく、大型車の通過交通も多いため非常に危険な状態となっています。さらに、市街化区域内においては小学校や公民館等の公共施設があり、住民生活に著しく支障をきたしている状況であり、歩道の設置等による安全対策を講じるなど早急な改良工事を要望します。

また、（仮称）比奈窪バイパスについては、安心で安全な道路づくりのため現在道路改良が進められていますが、将来の役場周辺地区のまちづくりと一体を成す重要な道路整備であることを踏まえ、事業の早期完成を合わせてお願いします。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道平塚松田線の平塚市境から井ノ口交差点間については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます。

また、比奈窪地区については、既に事業着手しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

（要望事項）

18 （仮称）町道砂口南が丘線の促進に向けた支援について（中井町）

（仮称）町道砂口南が丘線は、小田急秦野駅南口へ通じる広域間を結ぶ地区幹線道路として位置付けており、地域産業の発展と住民生活の向上に資する重要な路線であるとともに、平成14年に移転開設する秦野赤十字病院へのアクセス道路でもあります。

平成13年度には、国の事業採択を受けたことから早期完成に向けた事業促進に努めておりますが、今後も事業に対する県当局の特段の配慮並びに支援、協力をお願いします。

＜措置状況＞（県土整備部）

砂口南が丘線については、平成13年度より国庫補助の採択を受けて整備を実施しております。

なお、早期完成をめざし、国に対しても積極的に働きかけてまいります。

（要望事項）

19 県道の新設について（松田町）

寄地区への幹線道路は、急傾斜の山間地を通過している県道710号の1路線のため、災害時には土砂災害等により通行できなくなり孤立化することが予想されます。また、当地区は「神縄・国府津一松田断層帯」上に立地しているため、住民より災害時における新たな幹線路線の整備について、強く要望されています。

つきましては、寄地区への県道新設について、「かながわ交通計画」を見直す際に計画へ位置づけ、事業が実現するよう要望します。また、県道710号の拡幅や法面防護等の改良工事についても、引き続き推進するよう併せて要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

「かながわ交通計画」では、「開かれたネットワークによる交流連携を通じた活力ある県土」の実現を目指して、都市間の広域的な移動を支える自動車専用道路網や広域的な一般幹線道路網を位置付けております。

ご要望にありました寄地区への新たな県道新設については、主に地域内の交通を受け持つ道路となることから、「かながわ交通計画」への位置付けは難しいと考えております。

また、県道710号（神縄神山線）については、立山橋から萱沼入り口にかけての未整備区間について、平成12年度より事業着手しており、その中で、必要とされる法面保護等安全対策に取り組んでまいります。今後とも地元のご協力を得ながら事業促進に努めてまいります。

(要望事項)

20 県道711号（小田原松田線）歩道設置工事について（松田町）

県道711号（小田原松田線）歩道設置工事は、平成15年度までに小田急線踏切から松田土木事務所までが完了を予定しているため、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保されます。また、松田町総合計画21の政策目標として位置づけている「活力と魅力のあふれるまちづくり」の面からも、県事業の成果によって魅力ある市街地の形成が着々と進められています。

つきましては、小田急線踏切から県道72号交差点、並びに松田土木事務所から大井町境までの歩道設置工事について、引き続き整備を推進するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道711号（小田原松田線）については、既に事業着手しておりますが、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと早期完成は困難であります。

また、小田急線踏切から県道72号線交差点までの歩道設置については、松田町の中心市街地で商店や人家が密集し、単独の歩道設置工事の手法では困難と考えますので、「まちづくり」等を踏まえた中で、今後、町の協力を得ながら検討してまいります。

(要望事項)

21 県道76号山北藤野線の整備について（山北町）

県道76号（山北・藤野線）で、小滝橋並びに怒田の平付近は幅員が狭く、カーブも多く見通しが悪い場所のため危険地帯となっています。特に行楽シーズンには非常に危険な状況です。

昨年度の要望回答では「現段階では要望に沿いかねます」とのことでした。しかしながら当路線は、かながわ新総合計画21で提唱されている5つの県土構想の1つである「水源地域総合保全整備構想」に位置付けられ、その中の重点プロジェクトである「水源地域の活性化」エリア内に存し、山北町と津久井郡の水源地域を結ぶ路線であると共に「水源地域（やまなみ五湖地域）」を広域的に連携させ、交流等による活性化を図るための重要な路線としての機能・役割を有しています。

つきましては、これら内容を配慮いただき、県事業の優先・緊急度の見直しを行い、危険箇所の整備を実施するよう重ねて要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道76号（山北藤野線）については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます。

(要望事項)

22 県道721号東山北停車場線の改良について（山北町）

当路線の改良要望について、昨年度の回答は、関係機関と調整しながら検討していくことでしたが、今現在においても物流企業が沿道に張り付き大型貨物車が小田原山北線側から出入りをしています。今年度に入りこれまで停滞気味であった国道246号向原バイパスの用地買収が急ピッチに進み、着工の目途がついてきた現実を見た時、南足柄市側から246号へのショートカットとなる当路線へ大型貨物車が進入、通過することは明らかです。また、アサヒビール神奈川工場へのアクセス道路が限られているため、出入り車両の分散化が図られ、当路線も予定路線となることは当然考えられることと思います。

つきましては、このような将来需要を鑑み沿線住民の生活の安全と地域の環境を維持するため
に、実現に向けた取組みを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道721号（東山北停車場線）については、大口橋付近の交差点の改良に取り組んでまいります。

（要望事項）

23 主要地方道県道74号小田原山北線の整備について（山北町）

当路線については、現在松田土木事務所において狭隘部分の改良計画を進めていただいておりますが、当線を製品の出荷や原料等の入荷経路としているアサヒビール神奈川工場が稼動した現段階で、特に大型貨物車の交通量が目に見えて増加し、沿道の住民からは日常の生活に対する不安と恐怖が町に対し訴えられているところです。

つきましては、このような現実を理解いただき、交通の円滑化と地域住民の安全を確保するため、引き続き促進・整備の実施を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道74号（小田原山北線）については、現在、特にカーブがきつく狭隘な区間を対象に事業に着手しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業促進に努めてまいります。

（要望事項）

24 都市計画道路山北開成小田原線の道路整備促進について（開成町）

都市計画道路山北開成小田原線の整備については、町道200号線から主要地方道御殿場大井線までの730m区間は本年9月に供用が開始されることになり、地域住民の利便性が図られるとともに、県道怒田開成小田原線の交通渋滞が緩和されることにもなります。

この都市計画道路の整備は、町重点事業である南部地区土地区画整理事業の推進を図るうえで最も重要であると考えております。

つきましては、区画整理事業の事業化に併せ、主要地方道御殿場大井線から南部地区土地区画整理事業施行区域までを県道怒田開成小田原線のバイパスとして県事業により着手するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の区間の整備については、南部地区土地区画整理事業との調整を図りながら、事業化に向け検討してまいります。

（要望事項）

25 国道1号上り車線の交通渋滞の緩和について（箱根町）

箱根町は、車での来訪観光客が多く休日には各所で交通渋滞が生じ、観光地としてのイメージダウンと住民の生活環境への影響が危惧されることから、交通の分散化による渋滞緩和を図るため、町内各所に迂回表示等交通情報提供の電光表示板の設置を要望してきたところですが、前年度、箱根全山主要地点（3～7か所）に「大型図形情報板」などの設置を検討しているとの回答をいただきましたので、この早期実現方について引き続き要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

ドライバーに的確な交通情報を提供することは、交通流・量を適切に配分・誘導する有効な交通管理手法の一つと考えており、ドライバーのニーズに応える必要な行政サービスの側面を合わせ持っているものと認識し、交通情報板など施設整備に積極的に取り組んでいるところであります。

ご要望の箱根地区における大型図形情報板など交通情報提供装置の設置については、提供する交

交通情報の広範囲化、高精度化が重要なことから、現在、一つには、車両感知器を国道1号、135号、138号、県道湯河原箱根線など幹線道路122か所に整備を行って渋滞状況をリアルタイムに収集しております。二つには、仙石原交差点等23か所に所要時間、経路等の情報の収集・提供が可能な双方向型車両感知器である光ビーコンを設置して、VICS(道路交通情報通信システム)対応カーナビゲーション搭載車両の移動に伴う箱根全山の所要時間情報の収集を行っています。さらに交通情報の精度を高めるためその他一般県道をはじめ箱根新道等有料道路についても車両感知器等センサーの整備を計画的に行っていく予定あります。

交通情報の提供については、現在のところ一つには、光ビーコンを利用して、箱根全山と、御殿場インターをはじめとする東名高速道の交通渋滞、規制情報等を提供しております。二つには、日本道路交通情報センターに交通渋滞情報等を提供してラジオ放送で交通情報を流しております。三つには、LED式交通情報板を7か所に設置して、

- ・箱根口周辺の下り方面では芦ノ湖周辺
- ・箱根口周辺の上り方面では小田原等国道1号、高浜台など134号
- ・早川口においては真鶴、箱根方面
- ・石橋では東名や小田原厚木道路

の交通渋滞や規制情報を提供しております。

ご要望の大型図形情報板の早期実現については、VICS対応型カーナビゲーションの普及に努めるとともに、車両感知器、光ビーコン等センサーと合わせまして検討しております。

(要望事項)

26 国道1号沿いの観光客用トイレの設置について（箱根町）

国道1号は、週末ともなると湯本から宮ノ下にかけて車の大渋滞が見られ、自動車を利用して箱根に訪れる観光客はトイレの使用について苦慮しています。

したがって、観光客が安心して箱根の旅を楽しむことができるよう、湯本～宮ノ下間に観光客のための常設トイレの設置を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の件については、設置方法等について引き続き箱根町と協議しながら、検討してまいります。

(要望事項)

27 県道732号（湯本元箱根線）の拡幅整備について（箱根町）

県道湯本元箱根線は、湯本と芦ノ湖畔を結ぶ主要道路として地元車両に加え観光車両も多く利用しています。

平成7年に箱根新道須雲川インターチェンジが開設され、平成13年度には三枚橋付近の一部を拡幅整備していただきましたが、休日を中心に依然として渋滞が発生している状況ですので、引き続き、その先、畠宿までの区間においても各所に狭隘な部分がありますので、この事業を推進するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の県道732号（湯本元箱根線）については、三枚橋地区の一部区間の暫定整備は完了しております。今後は、地元のご協力を得た段階で、事業再開について検討してまいります。

また、畠宿までの区間については、今後の交通状況を見ながら検討課題とさせていただきます。

（要望事項）

- 28 県道75号（湯河原箱根仙石原線）・県道733号（仙石原強羅停車場線）仙郷樓バス停前交差点の改良について（箱根町）

当交差点は、周辺に箱根湿生花園、ススキ草原をはじめ大型観光施設等が点在しており、観光シーズン及び休祭日には多くの観光車両等が通行しています。

また、県道733号は仙石原と強羅を結ぶ主要な路線であり、当交差点の形状が変則的で狭隘な部分もあることから、交通安全確保のためその改良整備について要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の箇所については、道路線形や交差点形状が望ましいものではなく、用地取得上の問題がありますので、今後町の協力を得ながら、調査検討を行ってまいります。

（要望事項）

- 29 国道138号・県道75号（湯河原箱根仙石原線）交差点改良及び歩道整備について（箱根町）

仙石原交差点は、国道138号と県道75号の主要2路線が交わり、乙女峠方面から芦ノ湖方面への右折が困難なことから、慢性的な渋滞が生じています。

また、県道75号の当交差点付近には歩道が無いため、周辺商店街の買い物客、観光客等歩行者の頻繁な往来で車両と人が輻輳し、危険な状況にあります。

道路利用者の交通安全確保を図るとともに、仙石原地域まちづくりの要となるものですので、引き続き、事業を推進するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の交差点改良及び歩道設置については、現在測量を行っております。今後、事業化については、状況を踏まえて検討してまいります。

（要望事項）

- 30 県道738号（仙石原新田線）の静岡県側との連絡道としての整備について（箱根町）

かながわ新総合計画21で、県西地域活性化のため、3県の連携による富士箱根伊豆交流圏整備の推進を位置づけ、その施策の展開の方向として快適で利便性の高い交流基盤の整備を上げられており、先般の市町村サミットにおいても静岡県裾野市側との連絡道の整備が検討課題として上げられています。

大規模災害発生時等のライフラインの確保と広域連携による観光振興を図るため、県道738号を湖尻公園道路及び芦ノ湖スカイラインの一部に振り替えて県道認定し、静岡県側との連絡道路として整備を図るよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道昇格については、道路法第7条第1項の規定する認定基準に照らして、困難であります。

（要望事項）

- 31 県道723号（関本小涌谷線）の整備について（箱根町）

第2東名高速道路や国道246号バイパス等、首都圏から神奈川県西部地域への交通アクセスが整備されることから、大規模災害等発生時の新たなライフラインの確保のため、また、南足柄市等との広域観光連携を深める観点からも、東名高速道路大井松田インターチェンジへの接続を含めた宮城野～南足柄市間の道路新設を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道723号（関本小涌谷線）については、自然環境等の難しい問題が有り、また、県全体から見た事業の優先度、緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます。

（要望事項）

32 椿ライン桜並木の保護育成について（湯河原町）

県道75号の奥湯河原から大観山に至る間の「椿ライン」沿いの桜並木は県内屈指の桜並木（4,000本）として、県内外の人々に親しまれ、町の重要な観光資源になっていますが、近年テングス病のまん延と桜の老木化の進行により、毎年、開花時に花の数が減少しているのが現状です。

小田原土木事務所でも毎年区間を設定し、病気に侵されている枝の伐採等の保護対策を実施していますが、桜の本数が多く対策が追いつかない状況です。

このままの状況が継続すると、補植した若木も含め全体の約80%程度は数年内に立ち枯れるとともに、桜の花がほとんど咲かない状態になると思われます。

町では対策委員会が組織されておりますので、事業に対する補助及び指導等を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の件については、今後とも町と調整を図り、伐採等の保護対策や補植等を進めてまいります。

（要望事項）

33 国道135号の歩道設置及び狭い部分の拡幅について（湯河原町）

湯河原高校前の吉浜1丁目1,617-14番地先部分（約20m）だけに歩道がなく、歩行者の安全確保がなされていません。また、吉浜郵便局から小道地蔵の間には歩行者がすれ違うのに困難な場所が数箇所あります。両箇所ともに特に夏場には海水浴客の往来が激しく危険な状況となっています。このため、早急な歩道設置・拡幅等の実施を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の区間の歩道設置及び狭い部分の拡幅については、日本道路公団の管理する区間ですので、日本道路公団に働きかけてまいります。

（要望事項）

34 国道135号吉浜橋付近の渋滞解消対策について（湯河原町）

国道135号と真鶴新道との合流地点である吉浜橋付近の渋滞に伴い、市街地へう回する車両や渋滞中の車両が事故を発生させています。このため、市街地へう回するためのレーンを設けるなど改善策を実施するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の吉浜橋付近の渋滞解消対策については、日本道路公団の管理する区間ですので、日本道路公団に働きかけてまいります。

（要望事項）

35 県道60号（厚木清川線）、県道64号（伊勢原津久井線）及び県道70号（秦野清川線）の拡幅・改良整備について（清川村）

各路線については、順次拡幅改良が進められていますが、特に県道60号及び県道64号は、村民の重要な生活路線であり、狭隘で危険な箇所も残っており、円滑な通行と歩行者等の安全確保が損なわれています。

一部には七沢バイパスまでの間など、早期に着手可能な箇所も見受けられますので、拡幅改良

を進めるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道60号（厚木清川線）については、地元のご協力を得た段階で、狭隘箇所である御門橋の改良事業着手に向けた検討を進めてまいります。

県道64号（伊勢原津久井線）については、現在事業中の「煤ヶ谷工区」とともに、線形が悪く人家が連担している「古在家工区」の改良事業に着手しております。

県道70号（秦野清川線）については、県全体から見た事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます。

（要望事項）

36 （仮称）上古沢煤ヶ谷線の建設促進について（清川村）

厚木秦野道路（一般国道246号バイパス）は、伊勢原西・伊勢原北インターチェンジ区間及び厚木北・厚木インターチェンジ区間において事業化が進められているなかで、（仮称）森の里インターチェンジ完成時には、宮ヶ瀬ダム周辺に整備されている施設や豊かな自然を求める都市住民による交通量が極めて増大することが予測されます。更に観光客等は周辺主要幹線道路あるいは森の里周辺地域の生活道路に流入し、住民生活への支障も懸念されます。

スムーズな交通を確保するためにも（仮称）森の里インターチェンジから県道64号（伊勢原津久井線）堺橋付近への広域的な視点に立った取り付け道路として整備計画を樹立するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の上古沢煤ヶ谷線については、国道246号バイパスの進捗を見ながら、今後検討してまいります。

（要望事項）

37 さがみ縦貫道路事業に関する地元要望について（城山町）

さがみ縦貫道路事業に関して、各地区対策委員会から提出されている国・県への要望事項について特段の配慮を要望します。

特に、農用地区域の解除は地域住民の切実な要望であり、また、さがみ縦貫道路の整備推進を図る観点からも是非とも必要ですので要望します。

＜措置状況＞（県土整備部・環境農政部）

各地区対策委員会から提出されている各種要望については、一部設計に反映し、事業を進めているところです。

しかしながら、難しい問題も含まれておりますので、引き続き国及び地元自治体とともに検討してまいります。

なお、農用地区域の解除については、地域の実情を踏まえて市町の考えを伺い、協議させていただきます。

（要望事項）

38 津久井広域道路の建設促進について（城山町・津久井町・相模湖町・藤野町）

相模原市橋本の国道16号橋本五差路を起点として、津久井郡藤野町の国道20号勝瀬橋付近を終点とする延長約20kmの計画路線である津久井広域道路は、相模原市及び津久井郡四町にとって地域振興計画等広域的なまちづくりに欠くことのできない重要な骨格となる主要幹線道路です。

都市計画決定され、すでに事業者手されている区間について、早期に整備するとともに、主要地方道厚木愛川津久井線以西の区間について、早期にルートの位置づけと都市計画決定を行い、

全線にわたる建設を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の津久井広域道路については、既に新小倉橋、勝瀬橋などについて事業実施しております。さらに、新小倉橋から県道65号（厚木愛川津久線）についても、平成14年度より事業着手しております。さがみ縦貫道路の整備に合わせて進めてまいります。残る未着手区間については、ルート・構造等について調査を進めてまいります。

（要望事項）

39 三井大橋（県道513号）への側道橋の新設について（津久井町）

三井大橋については、地域の強い要望を受けて、数年来の当町の重点要望としているところです。三井大橋は、城山ダム建設により水没した塩民橋の代替として昭和39年3月三井地区と中野地区を結ぶため架けられたもので、三井地区の生活に最も重要な橋となっています。

近年、三井地区の人口は急増していますが、バスの運行本数が限られていることから徒歩で国道413号の最寄り停留所まで往来している現状があります。また朝夕及び土日祭日には、国道413号の交通渋滞に伴う迂回路として多数の車両が通行している状況から交通上大変危険な状況となっています。

新設橋建設についての事業予定はなく、財政状況等を踏まえ、今後検討するとの回答ですが、地域住民の安全上、側道橋の早期建設を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の側道橋新設については、多額な事業費が必要となり困難ですが、荷重制限のある現橋りょうに必要最小幅員の歩道が、軽量部材等を使用して添架可能であるかについての調査を実施する予定であります。

（要望事項）

40 町道中野～又野～三ヶ木線及び関口～道志線の県道昇格について（津久井町・相模湖町）

当路線は、国道412号と国道413号を結び、さらに津久井町から相模湖町に通じる幹線道路です。沿道地域は、近年の住宅開発の進行により人口も急増し、今後も発展の可能性が大きいことから、ボトルネック解消のための橋梁の架け替えなど、町道の整備に努力しているところです。また、当路線は、国道413号の交通渋滞時のバイパス的役割を担っています。

当路線の県道昇格は、両町の懸案課題であり、地域の発展に不可欠なことから、早期の県道昇格の実現を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道昇格については、平行して国道412号及び国道413号があり、道路法第7条第1項に規定する路線の認定基準に照らして、困難であります。

（要望事項）

41 主要地方道65号線（厚木愛川津久井線）の延伸について（津久井町）

延伸を要望する路線は、一般国道413号と県道515号（三井相模湖線）を連絡する1級町道で（急病診療所付近～尾崎記念館～県道515号）、県道への編入により主要地との連絡又は主要地と国道を連絡し、本町としての幹線機能の更なる充実が見込まれるため、主要地方道65号線としての延伸を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道が地方的な幹線道路として位置付けられるものであることから、厚木市と津久井町中野（国道413号交点）を結ぶ主要地方道である県道65号の終点を県道515号まで延伸することは困難であります。

ます。

(要望事項)

42 中央自動車道相模湖東インターチェンジの設置について（相模湖町）

現在中央自動車道からは東京方面からの降り口のみであって、大変不便を感じています。平成11年度から渋滞対策として、一部登車線の設置工事を施工されていますが、観光客の利便性や、国道20号線駅前交差点の混雑緩和、東京のベッドタウンとして、また町の活性化のためにもインターチェンジの設置を強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、引き続き国、日本道路公団に伝えてまいります。

(要望事項)

43 中央自動車道の6車線化拡幅工事の推進について（相模湖町・藤野町）

中央自動車道は首都圏と中部・関西をつなぐ産業・観光用基幹道路であり、沿線には多くの観光地を有し、休日や行楽シーズンには大渋滞し一般道路に車があふれ、日常生活に支障を来たしています。

現在上野原IC～大月IC間で6車線化拡幅工事を施工中であり、2002年に完成を目指し、完成した部分から供用を開始しています。部分的に開通しただけでも小仏トンネルを先頭に大渋滞が発生し、藤野町・相模湖町・津久井町はもとより、県北、県央の裏道まで今まで以上に車の交通量が増加し、住民生活に支障がでています。

つきましては、八王子IC～上野原IC間の6車線化拡幅工事を早期に実施されますよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望については、関係自治体と調整を図りながら、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

44 国道412号と湖の間の景観伐採について（相模湖町）

国道412号と相模湖の間に桜の大木が数本有り、時期には相模湖と桜の景観が良い場所があります。

しかし、最近は桜以外の雑木がしげり、湖も見えなくなっています。国道の法面との境界の問題もあると思いますが、雑木や竹を伐採し、桜の保護と補植を行うなど、景観への配慮を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

県管理道路の維持管理については、道路利用者の安全で円滑な通行の確保を最優先に、良好な道路空間の確保に努めております。

ご要望の件については、県全体から見た優先度・緊急度を考慮しながら今後、検討してまいります。

(要望事項)

45 県道522号（権原藤野線）及び県道76号（主要地方道山北藤野線）の改良整備について

（藤野町）

県道522号（権原藤野線）については、国道20号を境に県道76号（主要地方道山北藤野線）とを結ぶ町の重要な路線ですが、現沢井隧道は幅員が狭いこともあります、JR中央線の踏切も近くにあって交通渋滞がおきています。当町の中心地である藤野駅周辺地区の交通についても、大

きな影響があり支障をきたしています。

しかしながら、現沢井隧道の拡幅改良整備については非常に困難と思われますので、新規のトンネル整備と接続する主要地方道山北藤野線の整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道522号（樋原藤野線）及び県道76号（主要地方道山北藤野線）については、町の駅前周辺整備計画と調整を図りながら検討してまいります。

（要望事項）

46 県道76号山北藤野線（県営神の川林道）の整備について（藤野町）

県道76号山北藤野線（県営神の川林道）は、藤野町の国道20号の藤野橋から国道413号を経由し、犬越路隧道から山北町の国道246号の鞠子橋までの総延長44,414m（内林道13,533m）で県西と県北地域を結ぶ唯一の重要なルートで、かつ、県内水源地域の交流・連携によるネットワーク化を推進するうえでも重要な路線となっております。

現在整備が実施されつつありますが、交通不能箇所等があり、津久井町と山北町の間が結ばれていないのが現状です。

つきましては、神奈川県交通計画にも位置付けてある県道76号山北藤野線（県営神の川林道）の早急な整備の促進を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道76号（山北藤野線）については、県全体から見た事業の優先度、緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます。

（要望事項）

47 国道20号の改良整備について（藤野町）

国道20号（勝瀬橋入口～黒橋）間については、幅員も狭く線形も悪いことから、交通渋滞が多く、また交通事故も発生しています。また、国道20号沿いには家屋が連担しており、歩道が整備されていないため、歩行者が非常に危険にさらされ、さらに当町の玄関口としての中心である藤野駅周辺地区とあいまって交通に支障をきたしています。

つきましては、このような状況から、国道20号の整備を早急に要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の箇所の改良整備については、現在、国で歩道設置を含め事業中ですが、ご要望の趣旨を国に伝えてまいります。

（要望事項）

48 下水道事業に対する維持管理費の助成について（清川村）

清川村では、県民（15市9町）の水道水となる水瓶の宮ヶ瀬湖や小鮎川の水質保全のため、特定環境保全公共下水道事業を村の重要施策として取り組んでいます。

しかしながら、当村の93%は山林であるという地域性により、住宅等は散在しており、人口規模も小さいことから事業に対する投資効率が悪く、維持管理費の負担は厳しい状況にあります。

また、起債の償還及び全世帯加入が達成された場合においても、県が原則とする汚水私費により積算しますと、住民の自己負担額は理解を得られる料金とは程遠いものとなってしまいます。

つきましては、当村の水源地域としての取り組みや、小規模下水道の現状に鑑みて、原則にとらわれず助成措置が講じられるよう特別の措置を強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

下水道の維持管理費は、汚水私費、雨水公費が原則で負担することとされており、この考え方には

基づき、下水道の利用者に負担をお願いしているところでございます。

(要望事項)

49 相模川流域下水道事業の再構築に伴う関連事業の整備について（清川村）

県では、平成13年度から環境共生生活都市圏の形成に向けた下水道の取り組みとして、相模川流域における新たな水環境・水循環の創出を図るため、相模川流域下水道の水循環創出型下水道システムへの再構築の推進を行う計画が決定されています。

つきましては、当村のように単独で処理している小規模下水道では、維持管理費等について厳しい状況であることを理解いただき、流域下水道に取り組むことを前提に、この整備構想に位置付けていただきたく、特段の配慮を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の点については、処理場の財産の帰属問題や下水道計画との整合、流域関連16市町の理解と協力が必要であり、このような解決しなければならない課題があると考えております。

しかしながら、今後は、効率的な下水処理を進めていくためにも、課題を検討し、広域行政の観点で関連市町と調整を図っていきたいと考えております。

(要望事項)

50 相模湖・津久井湖の水質保全について（相模湖町）

相模湖・津久井湖の水質保全を図ることは県民生活を守るうえでも大変重要なことです。県においても湖にエアレーション施設の設置等が進められアオコの発生が制御されてきましたが、まだ完全とはいえません。引き続き県民の水瓶として、水質保全について総合的対策を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

相模湖・津久井湖の総合的な水質保全については、対策の一環としてエアレーション等の水質浄化施設の維持とともに、植物による浄化施設の設置及び効果の検証を進めてまいります。

(要望事項)

51 一級河川相模川、小出川、目久尻川の整備促進について（寒川町）

寒川町内における河川の築堤を含めた河川整備の促進を要望します。

また、最近河川敷へのごみの不法投棄と枯れ草火災等が続出しており、管理者として積極的に対処されるようお願いします。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の小出川・目久尻川については、県の重点整備河川の一つとして鋭意改修を進めております。

また、相模川については、今後、「さがみ縦貫道路」との一体的な整備の推進に努めてまいります。

河川敷への不法投棄対策については、従来から相模川を重点強化河川としてゴミ清掃等を進めておりますが、今後とも、積極的に対策に取り組んでまいります。

(要望事項)

52 柄沢川の治山事業の促進について（中井町）

柄沢川は、2級河川中村川の支流として、大井町赤田地区より中井町鴨沢地区を流れ中村川に合流しております。

豪雨による増水のたびに護岸や河床が洗掘され、柄沢川に並行する町道柄沢線の路肩崩壊の恐れが危惧されてきました。

土砂の流失防止と河川の流路確保並びに町道の路肩確保のため、平成13年度より事業着手をいたしましたが、引き続き積極的な事業推進と早期完成をお願いします。

＜措置状況＞（環境農政部）

柄沢川の治山事業については、土砂流出防備や保安林の保全のため、平成17年度までの計画で事業を実施しております。

（要望事項）

53 早川の護岸整備について（箱根町）

箱根町を流れる二級河川早川については、国道1号小田原箱根線の建設に合わせ、湯本山崎地内の護岸改良が予定され、現在関係機関と調整していただいているところですが、早川は、地元住民が水と触れ合うことができる唯一の河川であり、特に河川との往来につきましては地元より強い要望もあることから、その早期の整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、現在、関係機関等と調整しております。護岸整備に当たっては、親水性に配慮した改修を図ってまいります。

（要望事項）

54 葛川整備計画に対する関連町の意向反映について（大磯町・二宮町・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町間を流れる葛川は、県の重点整備河川として、改修工事等、継続的に整備が進められているところです。

そのようななか、環境的な面から葛川の清流を取り戻そうという民間レベルの活動も活発化してきており、行政としての関わり方も非常に多様なものとなってきています。

つきましては、葛側整備計画を推進されるに当たっては、関係町との連携をさらに深め、その意向が十分に反映されたものとなるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の葛川の河川整備については地元の意向の反映されたものとなるよう関係町との連絡調整に努めてまいります。

（要望事項）

55 真鶴港再整備の促進について（真鶴町）

真鶴港は、石材、漁業、マリーナ等が狭あいな臨海部に混在した形で利用されています。港湾空間の秩序化、既存防波堤の嵩上げ等の再整備をすることにより、良好な環境が保たれ、当町の活性化にも寄与することが見込まれますので、早期に実現されることを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、港湾利用団体や地元自治会等の意見を参考に真鶴港の再整備の構想を策定したところであります、現在、この構想を参考にして関係各団体と調整しながら基本計画を策定しているところでございます。

（要望事項）

56 西湘海岸の侵食対策について（二宮町）

西湘海岸は近年侵食がはげしく、当二宮海岸も侵食により漁業活動等に深刻な状況であります。県において、施工していただいている侵食対策事業（漂砂捕捉施設）について、引き続き事業の推進を図るよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

二宮海岸については、平成10年度までに実施した調査・検討の結果（海岸保全対策計画）を踏まえ、平成12年度には突堤工の建設に着手し、平成13年度に完成いたしました。今後関係機関と調整を図りながら、養浜工等の侵食対策を進めてまいります。

（要望事項）

57 琴ヶ浜地区の海岸環境整備事業の促進について（真鶴町）

県立真鶴半島自然公園内の琴ヶ浜地区は自然の良好な岩場を有し、磯遊びやダイビングの適地として町民や観光客に親しまれていますが、その海岸環境整備につきましては、県事業として着実に推進されており、町としては感謝しています。

当事業では海岸線保護のための措置が実施されていますが、真鶴半島を循環している県道739号で本海岸線と並行している部分の中には幅員狭小箇所が多く観光シーズン等の事故、また災害時の危険性が危惧されますので、海岸環境整備事業の一環として県道部分の整備も強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道739号については、琴ヶ浜海岸環境整備事業と共同で、平成5年度から事業を進めており、平成10年度に海岸関連事業は完成しております。

今後とも地元のご協力を得ながら、道路関連事業の整備促進に努めてまいります。

（要望事項）

58 湯河原海岸離岸堤（人工リーフ）整備事業の推進について（湯河原町）

県立湯河原高校、当町海浜公園及び浄水センター等施設の護岸の高潮対策については、平成元年度から継続して事業実施していただいているが、引き続き計画基数の早期完成を要望します。

人工リーフの上部が水面上に出ることについては、前年度の回答にある調査を踏まえ、速やかに対処することをお願いします。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、景観を考慮した人工リーフ2基を平成5年度までに整備いたしました。今後の整備については、町をはじめ関係機関と調整を図ってまいります。

なお、既存の人工リーフの上面が水面上に出ることについては、平成13年度に調査を実施し、表層部の被覆ブロック等に乱れがあることを確認しましたが、当面消波効果に対する影響は無いと考えております。

今後、被覆ブロックの状況を見ながら対処したいと考えています。

（要望事項）

59 急傾斜地崩壊防止事業の促進について（中井町）

生活環境の安全を図るため、中井町の田中地区及び松本地区急傾斜地の崩壊防止工事を実施していただいているところですが、防災対策上、早急な整備が必要ですので、より一層の事業促進を図っていただけるよう特段の配慮をお願いします。なお、本町には、まだ5箇所の急傾斜地崩壊危険箇所が存在しており、これらについても採択条件の緩和を強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の田中地区及び松本地区については、早期完成に向けて事業促進に努めてまいります。なお、藤沢地区については、平成14年度より事業着手しており、引き続き地元の皆様の協力を得ながら事業を推進してまいります。

また、国の公共事業採択基準については、危険区域の指定基準であるがけの高さ5m以上・保全人家5戸以上まで緩和していただくよう、国に対し引き続き働きかけてまいります。県単独事業に

による対応については、平成9年度より、がけの高さ5m以上・保全人家5戸以上まで工事採択基準を緩和し、危険度が高い所から順次工事を進めております。

(要望事項)

60 急傾斜地崩壊防止事業の促進について（愛川町）

半原日向地区及び馬場地区の急傾斜地については、平成10年度に急傾斜地崩壊危険区域に指定され、日向地区については平成12年度から、馬場地区でも平成13年度から事業を実施していただいているが、当該箇所は災害が発生しやすい場所であり、地域住民の生活環境の安全を確保するため、崩壊防止工事の早期完成を強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

半原日向地区と馬場地区は、平成10年度に急傾斜地崩壊危険区域に指定し、日向地区は平成12年度から、馬場地区は平成13年度から事業を実施しております。引き続き地元の皆様の協力を得ながら事業を実施してまいります。

(要望事項)

61 地滑り防止事業の促進について（愛川町）

国道412号は県西部地区を南北に縦断し、地域の生活及び産業に欠かせない路線であるとともに、緊急輸送路としても指定されている重要な路線です。しかしながら、この路線の中津川右岸側の田代地区において地滑り指定区域内を通過していることから、その安全性の確保は重要な問題であると考えられます。

このようなことから、平成5年度より事業を実施していただいている地滑り防止工事の早期完成を強く要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の箇所は、平成5年度に地すべり防止区域に指定され、平成5年度から事業を実施しております。引き続き地元の皆様の協力を得ながら事業を推進してまいります。

(要望事項)

62 GPS（全地球測位システム）の利用について（箱根町）

災害復旧等に備えて測量基準点の整備を図るため、GPS（全地球測位システム）利用における基準点を設置するための補助金について、国への働きかけを要望します。

<措置状況>（県土整備部）

ご要望の件については、測量事務や基準点等の事務を所管している国土交通省国土地理院では、公共測量に関する補助金等を設ける予定はない、と聞いております。

企業庁関係

(要望事項)

1 丹沢湖の全面湖面開放について（山北町）

観光立町を目指す山北町では、第4次総合計画に基づき、水源地域の活性化によるまちづくりの推進を図るため、カヌーマラソンやイベントの開催を実施し、カヌーのまちづくり事業を展開しています。湖面利用につきましては、条件付で運行の許可をいただき利用を図ってきていますが、誰もがカヌーを楽しめる場所として「行為規制条例」を見直ししていただき丹沢湖の全面開放を要望します。

<措置状況>（県土整備部・企業庁）

丹沢湖は、水域における危険防止や公共の安全保持を図ることを目的とする「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滯水域、社家滯水域、飯泉滯水域等の水域における行為の規制に関する条例」の規定により、水泳、水浴、水上スキー、船艇の運航などの行為が禁止されるとともに、特定の区域への立ち入りが禁止されています。

したがって、「丹沢湖の湖面開放」という意味での行為の規制を廃止することは、条例の目的である水域における危険防止や公共の安全保持を図る必要性がある限り困難ですが、現在、(財)山北町環境整備公社に対する許可により、同公社に一定の安全上の要件を満たした登録を行えば、同公社が管理、保管しているカヌーの使用が可能となっております。

また、地域振興の観点からご要望のありました個人所有のカヌーの運航については、湖面における安全の保持を踏まえ、関係機関で協議してまいります。

(要望事項)

2 名手橋の架け替えについて（権限代行制度の拡充）（津久井町）

名手橋は、昭和40年に相模川総合開発共同事業に伴い建設され、竣工後37年が経過し老朽化が著しく、構造上の諸問題の回避及び災害時における代替道路等の確保のため、早急な整備が不可欠です。

また、助言及び補助事業採択の可能性については検討すると回答を頂いてますが、財政及び技術的に町事業としての対応は極めて困難なため、権限代行制度の採択条件の見直し（拡充）等に向けた積極的な支援を強く要望します。

＜措置状況＞（企業庁・県土整備部）

名手橋は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市が共同して行った相模川総合開発共同事業に際して、補償工事として建設し、町へ寄付し町道として管理されております。

共同事業者としては、名手橋が共同事業を遂行していく上で特に必要、重要な関係ではなく、共同事業者の意向も勘案すると、架け替えに係る財政的、技術的支援というご要望にお応えすることは、困難であります。

県では、名手橋の架け替えについては、その計画策定段階から技術的助言などの支援のほか、町道の整備としての国庫補助事業採択の可能性などについて検討していきたいと考えております。

なお、県独自の財政支援としては、市町村振興補助金がございます。

(要望事項)

3 净化槽の維持管理費等に対する補助制度の新設について（相模湖町）

相模湖町では、浄化槽の維持管理費（清掃費等）に対して町単独の助成制度に基づき清掃等に対する負担を実施しています。水源地としての水質保全の観点から今後も継続して負担していく予定ですが、県における水源地の環境保全対策の一環として、財政面での支援制度の新設を強く要請します。

＜措置状況＞（環境農政部・企業庁）

合併処理浄化槽の維持管理は、浄化槽法に基づき設置者が行うこととされており、維持管理に対する補助制度については考えておりません。

なお、相模湖などの水源湖沼の地域については、この地域における生活排水対策を一層推進する観点から、市町村が行う合併処理浄化槽設置補助事業に対する県の補助率を一般地域の1/3以内から1/2以内とし市町の負担の軽減を図るとともに、設置者に対しては、合併処理浄化槽の設置及び維持管理の促進のために奨励金を交付する制度を設けるなど、支援の充実を図っております。

利水者としては、相模川流域下水道事業の根幹的施設の建設に要する経費のうち、町の負担部分について全額負担し、水源地域内の下水道事業に対しては、すでに応分の負担をしているところで

す。

浄化槽の維持管理費等への助成については、対象が恒常に発生するランニングコストという内容から、恒常的な利水者の負担につながるような支援は、困難なものと考えております。

(要望事項)

4 相模川の護岸及び急傾斜地の整備について（相模湖町）

相模川左岸（相模ダム下）の護岸及び急傾斜地の崩落防止対策については、当該地の上部には相模湖町立幼稚園及び町立北相中学校が現存しており、児童・生徒並びに公共施設の安全を図るために、早期整備が必要ですので、事業の促進について特段の配慮をお願いします。

＜措置状況＞（企業庁）

相模ダム直下における企業庁の管理区域の崩落箇所については、これまで崩落防止対策を講じてきたところですが、ご要望のありました箇所について、今年度（平成14年度）、崩落防止工事を実施しており、年度内に整備が完了する予定となっております。

また、今後とも緊急度の高い箇所から、順次、崩落防止対策を実施してまいります。

教育庁関係

(要望事項)

1 教職員の広域人事交流について（大磯町）

教職員の配置について、大磯町では、小・中学校計4校の中で、配置替えを実施しており、教職員の意識等の活性化が図れず、閉塞感が漂っている状況にあります。そこで、児童や生徒への影響も考え、広域人事交流を実施することを要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

市町村を越えた人事交流については、広域異動促進のためのルールづくりなどを行い積極的に推進してまいります。

(要望事項)

2 県立養護学校の通学バスの充実について（大磯町）

大磯町内在住の障害児で肢体不自由児は、通学バスを利用することにより毎日の通学を行うことができますが、知的障害児の送迎は保護者が行っています。

送迎は毎日のことであり、保護者の負担は大きく、通学バスの充実の要望が出ている現状です。保護者の負担を軽減する意味からも受入施設での柔軟な対応及び通学バス制度の整備を再度要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

現在、大磯町の知的障害の児童・生徒は、県立湘南養護学校に通学しておりますが、児童・生徒や保護者の通学負担の軽減を図るため、平成15年度からスクールバス1台の増車を行うこととしましたので、運行経路も拡大されるものと考えております。

(要望事項)

3 津久井地区県立養護学校の施設利用、通園バスの利用について（相模湖町）

津久井地域への県立養護学校の建設設計画が進んでいますが、この施設への障害者地域作業所等の施設利用、通園バスの利用を要望します。

現在、当町には相模湖町障害者地域作業所「マーブリングハウス」、精神障害者地域作業所「やまのべ館」があり、「マーブリングハウス」には、町内の知的障害者・肢体不自由者等が通

所しており、「やまのべ館」には郡内の精神障害者が通所しています。この両施設には、体育館、プール等の専用の施設が無く、また、専門指導員の配置等も難しい状況です。そこで、教職員津久井保養所跡地に計画している県立養護学校が完成した折には、施設利用と作業所職員・通所者の指導を要望します。

また、通園バスでの送迎が有りましたら、そちらの利用も合わせて要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

津久井方面養護学校の施設については、児童・生徒の指導に支障のない時間は、地元の方々や地域の障害者団体の方々に対して開放することを基本としております。

具体的には、開校後に学校長と個々のケースごとにご相談いただければと思います。

スクールバスの利用については、特定借上げという契約をしておりますので、道路運送法の規定により、養護学校の児童・生徒等、あらかじめ許可された者以外の利用に供することは困難です。

（要望事項）

4 国指定史跡箱根関跡保存整備事業及び国指定史跡箱根旧街道保護対策事業に関する文化財保存修理等県補助金の増額について（箱根町）

国指定文化財に関する文化財保存修理等県補助金については、従来、国庫補助金（補助率2分の1）を除いた補助対象経費の3分の1（全体経費の6分の1）を県が事業者に対し補助していたものであるが、平成12年度においては補助率の約50%、平成13年度においては補助率の約20%、平成14年度においても、引き続き、箱根関跡保存整備事業については約22%、箱根旧街道杉並木保護対策事業については、50%の交付という大幅な減額を見ています。

箱根関跡及び箱根旧街道とともに、多くの県民が見学や散策という方法等によりその史跡のもつ歴史価値を享受しており、県は県民共有の財産との認識のもと、適正な補助金の交付を行うよう要望します。

＜措置状況＞（教育庁）

国指定史跡の保存整備等については、文化財を保存・継承し、積極的な活用を図り、広く県民に親しまれるようにするため、推進していくべきものと考えております。

県財政が大変厳しい状況にありますが、今後とも、予算確保等に努めてまいります。

警察本部関係

（要望事項）

1 寒川駅前交番の設置について（寒川町）

寒川駅周辺は町の中心に位置し、商業の中心地と相模線の電化等により通勤者や通学者、買い物客等が集中し往来が多い地域です。

地域の交通安全・防犯意識の向上や駅前及び駅周辺の交通安全、治安維持の向上を図るため交番の設置を要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

交番を設置する際には、配置に必要な警察官数が確保できるか、交番用地は確保できるかなどの基本的条件に加えて、業務が過重負担となっている既存交番への増強配置、及び増設すべき交番の周辺地域の開発状況、治安情勢、業務量、位置関係等を総合的に勘案し、県下における警察力の均衡を図っております。

寒川駅前地区は、岡田交番の管内であり、治安の間隙が生じないよう最善の努力をしております。ご要望の趣旨は十分理解できますが、上記の現状から見ますと、現時点での交番の新設は困難と言わざるを得ません。

今後とも、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、検討してまいりますとともに、隣接交番勤務員やパトカーによる警戒活動の強化を行い、治安維持に努めていきたいと考えております。

(要望事項)

2 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

昭和60年3月に小田急開成駅が開設されて以来、年間210万人もの乗降客が利用する駅となりました。駅周辺の開発や乗降客の増加による様々な事件・事故への対応等を考え、平成8年12月に警察官が立ち寄れるように開成駅前連絡所を設置しました。その後、駅周辺の治安の悪化に伴い地元住民や駅利用者の交番設置についての要望が強まりました。これを受け、平成10年度には開成町自治会長連絡協議会の働きかけにより、地元住民や駅利用者など多くの署名を得、嘆願書として町に提出されました。

住民の安全・財産の保護及びその他公共の安全・秩序の維持のため一日も早く交番を設置するよう要望します。

<措置状況>（警察本部）

交番を設置する際には、配置に必要な警察官数が確保できるか、交番用地は確保できるかなどの基本的条件に加えて、業務が過重負担となっている既存交番への増強配置、及び増設すべき交番の周辺地域の開発状況、治安情勢、業務量、位置関係等を総合的に勘案し、県下における警察力の均衡を図っております。

開成駅前地区は、吉田島駐在所の管内であり、治安の間隙が生じないよう最善の努力をしております。ご要望の趣旨は十分理解できますが、上記の現状から見ますと、現時点での交番の新設は困難と言わざるを得ません。

今後とも、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、検討してまいりますとともに、隣接交番勤務員やパトカーによる警戒活動の強化を行い、治安維持に努めていきたいと考えております。

(要望事項)

3 春日台駐在所の交番への格上げについて（愛川町）

愛川町の交通事故・犯罪の発生状況について、平成8年と13年を比較すると、交通事故件数は、1.04倍、犯罪件数は2.29倍と著しく増加し、地域住民の生活が脅かされている状況であります。また、町人口は5月1日現在で42,883人であり、うち外国籍住民は1,998人町人口の約4.7%となっており、国際化等当町の生活環境は大きく変化を生じているところであります。

現在当町に設置されている駐在所は、田代地域を担当する田代駐在所、角田・箕輪・三増・小沢地域を担当する高峰駐在所、春日台・六倉・大塚地域を担当する春日台駐在所がありますが、特に春日台駐在所については、人口が密集し、事件・事故が多発しており、さらに青少年による迷惑行為などの問題を抱えていることから、当駐在所について交番に格上げするよう強く要望します。

<措置状況>（警察本部）

交番を設置する際には、配置に必要な警察官数が確保できるか、交番用地は確保できるかなどの基本的条件に加えて、業務が過重負担となっている既存交番への増強配置、及び増設すべき交番の周辺地域の開発状況、治安情勢、業務量、位置関係等を総合的に勘案し、県下における警察力の均衡を図っております。

また、駐在所から交番への格上げについては、駐在所における負担状況等も勘案しながら検討しております。春日台駐在所については、今後とも治安情勢の推移等を見ながら検討するとともに、

隣接交番勤務員や署轄パトカーのほか、本部のパトカー等の協力を得て、治安維持に努力してまいります。